

資料 1 - 2

西三河南部東医療圏保健医療計画

目次

西三河南部東医療圏保健医療計画

はじめに	1
医療圏	2
第1章 地域の概況	3
第1節 地勢	3
第2節 交通	3
第3節 人口及び人口動態	3
第4節 保健・医療施設等	7
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	9
第1節 がん対策	9
第2節 脳卒中対策	17
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	24
第4節 糖尿病対策	29
第5節 精神保健医療対策	34
第6節 歯科保健医療対策	41
第3章 救急医療対策	46
第4章 災害医療対策	51
第5章 周産期医療対策	61
第6章 小児医療対策	66
第7章 へき地保健医療対策	69
第8章 在宅医療対策	72
第9章 病診連携等推進対策	79
第10章 高齢者保健医療福祉対策	81
第11章 薬局の機能強化等推進対策	87
第1節 薬局の機能推進対策	87
第2節 医薬分業の推進対策	90
第12章 健康危機管理対策	93

〔注〕 平成31(2019)年5月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため平成31(2019)年度以降も「平成」を使用しています。

はじめに

医療圏保健医療計画は、平成 4(1992)年 8 月に地域の特性や実情に即した保健医療福祉サービスの推進、病診連携の整備等を目的として公示したもので、5 年を目途に見直しを行ってきました。

基準病床数の見直しのため平成 18(2006)年 3 月に公示した医療計画は、その年の 6 月に行われた医療制度改革関連による医療法の改正に伴う、4 疾病 5 事業を中心とする医療連携体制等の見直しを行い、平成 20(2008)年 3 月に公示しています。

その後、西三河南部医療圏は人口が 100 万人を超える圏域のうえ、行政区分並びに関係団体が多く、地域連携を円滑に行うにも 1 つの医療圏としては大き過ぎる等から医療圏を 2 つに分割することとなり、基準病床数などの見直しと同時に計画を見直し、平成 23(2011)年 3 月に初めて、西三河南部東医療圏の保健医療計画を策定しました。

平成 26(2014)年 3 月の見直しでは、従前の 4 疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に精神疾患を加えた 5 疾病とし、医療提供体制についても平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた計画となりました。

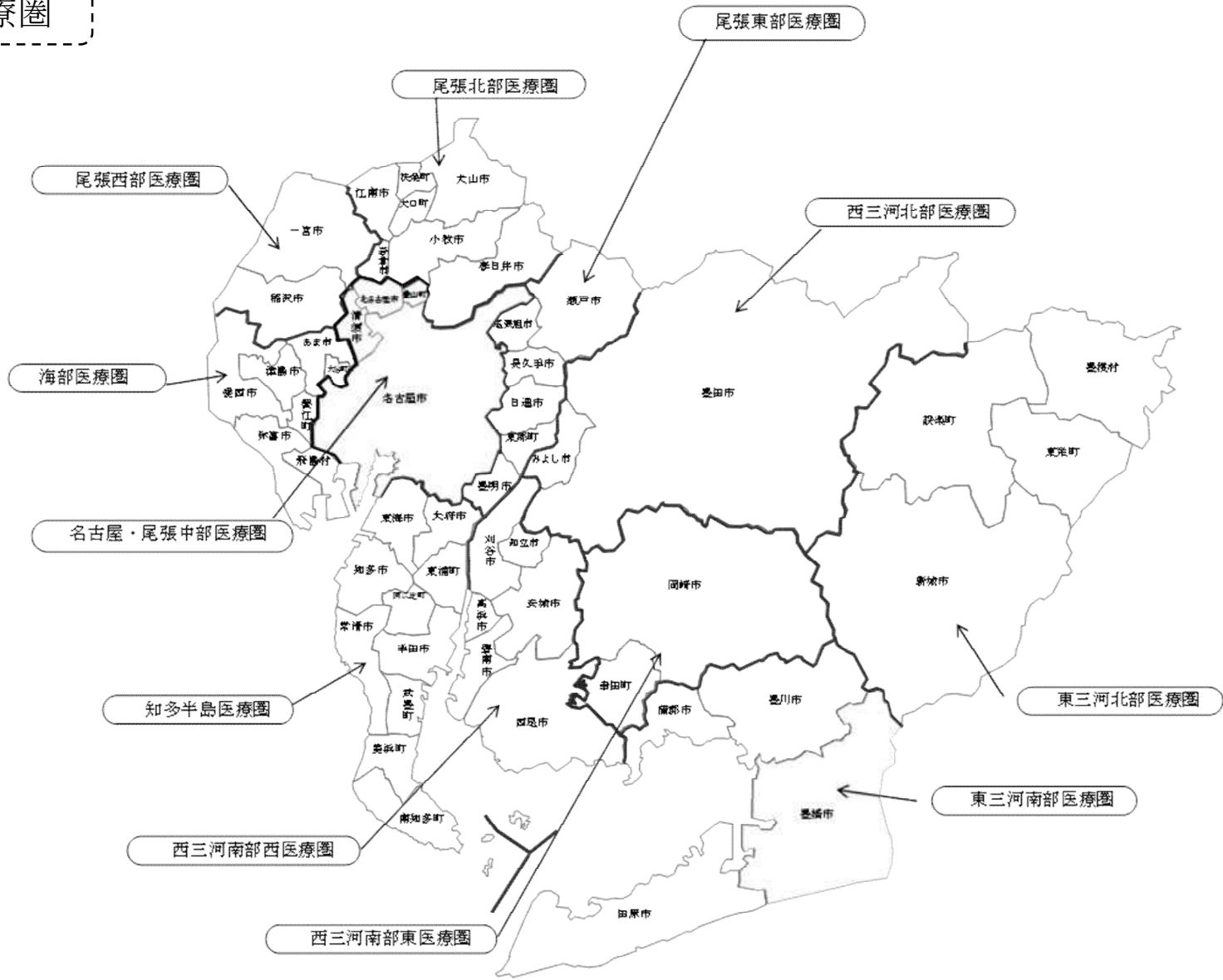
その後、医療法等の改正により、地域医療構想が導入され、平成 28(2016)年 10 月 愛知県地域医療構想が公示されました。

今回、国において医療計画の見直しが検討される中、同時改正される介護保険事業（支援）計画に併せて計画期間が 6 年とされました。

また、平成 29(2017)年 3 月に「医療提供の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」が改正されたことから、医療圏計画を見直すこととしました。

今後は、より地域の特性を活かし、保健医療福祉の関係諸機関が連携・協力し、この計画の推進を図っていききたいと考えています。

医療圏



第1章 地域 の 概 況

第1節 地勢

当医療圏は、岡崎市と幸田町を圏域とし、面積は443.92 km²で全県の8.6%、人口は約43万人で全県の5.7%を占めています。

愛知県の中央部、三河山地と岡崎平野の接点にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地の西を北から南に縦断して矢作川が、東から西に横断する形で乙川が流れる水環境に恵まれた地にあります。

第2節 交通

交通は広域利便性に優れており、JR東海道本線、名鉄名古屋本線及び愛知環状鉄道の鉄道網や、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道248号、国道473号等の幹線道路網により、周辺都市との連携が図られています。

第3節 人口及び人口動態

1 人口

当医療圏の人口は令和2年10月1日現在427,932人で、表1-3-1のとおり平成2(1990)年を100としたとき指数は123(県全体は、112)です。

一方、人口を年齢3区分別に見ると、表1-3-2のとおり構成割合は、年少人口(0～14歳)61,165人、14.3%、生産年齢人口(15～64歳)264,220人、61.7%、老年人口(65歳以上)100,323人、23.4%です。これを県構成割合と比べると年少人口は1.3ポイント、生産年齢人口は0.8ポイントそれぞれ高くなっており、老年人口は1.6ポイント低くなっています。

2 将来推計人口(西三河南部東医療圏)

総人口は、平成37(2025)年までは横ばいで推移し、平成52(2040)年に向け減少していきます。65歳以上人口は増加していき、増加率は県全体と比べて高くなっています。(表1-3-3、図1-3-①)

表1-3-1 人口推移

(各年10月1日現在)

市町		年次	平成2年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
岡崎市	人口	306,822	372,357	381,051	382,383	385,221	386,639	386,999	385,527	
	指数	100	118	120	118	122	122	122	122	
幸田町	人口	31,004	37,930	39,549	40,345	40,938	41,704	42,200	42,405	
	指数	100	122	128	122	132	135	136	137	
旧額田町	人口	9,512	—	—	—	—	—	—	—	
	指数	100	—	—	—	—	—	—	—	
医療圏	人口	347,338	410,287	420,600	423,728	426,159	428,343	429,199	427,932	
	指数	100	118	121	122	123	123	124	123	

資料：令和元年までは「国勢調査」(総務省)

令和2年は「あいちの人口」(愛知県県民生活部)

注1：指数は、平成2年を100とした。

注2：平成18年1月1日に岡崎市と額田町が合併したため、平成22年以降の岡崎市には旧額田町の人口が含まれています。

表 1-3-2 人口構成

(令和 2 年 10 月 1 日現在)

市町名	総 数	年齢（三分区）別人口					
		0～14 歳 (年少人口)	構成比 (%)	15～64 歳 (生産年齢人口)	構成比 (%)	65 歳以上 (老年人口)	構成比 (%)
岡崎市	383,372	54,210	14.1	238,037	62.1	91,125	23.8
幸田町	42,405	6,955	16.4	26,183	61.8	9,198	21.7
医療圏	427,932	61,165	14.4	264,220	62.1	100,323	23.6
県	7,541,123	981,181	13.0	4,595,533	60.9	1,883,453	25.0

資料：あいちの人口（愛知県県民生活部）

注：年齢不詳者は各年齢区分別人口に含んでいないため、年齢三分区の合計値は計と一致しない。

表 1-3-3 将来推計人口

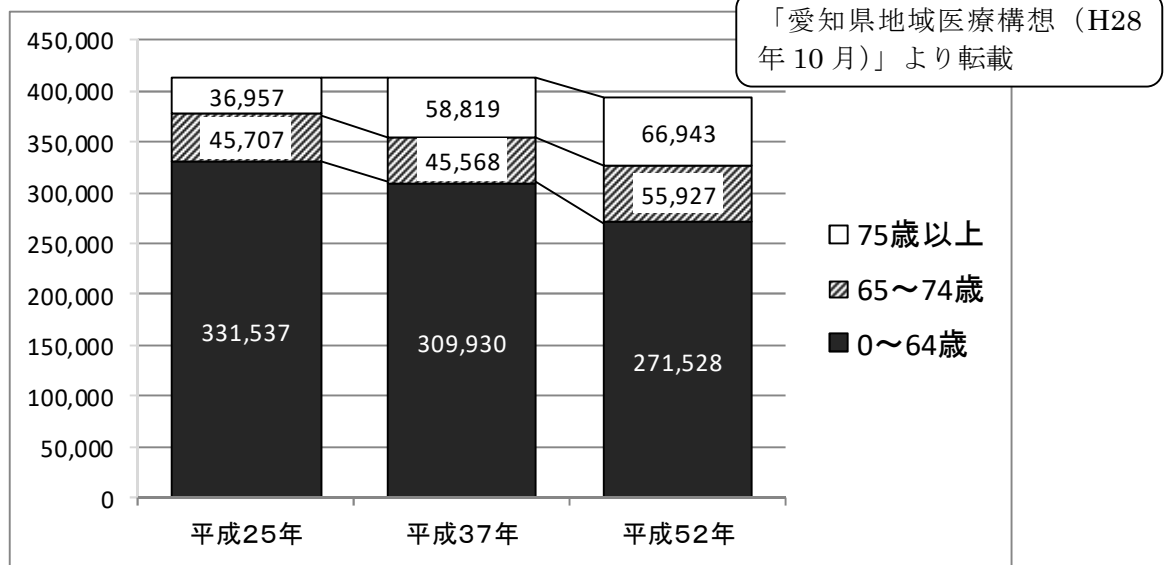
	総人口			65 歳以上人口		
	平成 25 年	平成 37 年	平成 52 年	平成 25 年	平成 37 年	平成 52 年
西三河 南部東	414,201 (1.00)	414,317 (1.00)	394,398 (0.95)	82,664 (1.00)	104,387 (1.26)	122,870 (1.49)
県	7,434,996 (1.00)	7,348,135 (0.99)	6,855,632 (0.92)	1,647,063 (1.00)	1,943,329 (1.18)	2,219,223 (1.35)

(再掲) 75 歳以上人口		
平成 25 年	平成 37 年	平成 52 年
36,957 (1.00)	58,819 (1.59)	66,943 (1.81)
741,801 (1.00)	1,165,990 (1.57)	1,203,230 (1.62)

資料：平成 37 年及び平成 52 年の推計人口は「日本の地域別将来推計人口（人口問題研究所）」

注：（ ）は、平成 25 年を 1 とした場合の各年の指数

図 1-3-① 将来推計人口（人） -西三河南部東構想区域-



3 人口動態

当医療圏の平成 27(2015)年の出生数は4,168人、出生率(人口千対)は9.9であり(表1-3-4)、県の出生率9.0より高くなっています。

平成 27(2015)年の死亡数は3,161人、死亡率(人口千対)は7.5となっており(表1-3-5)、県の死亡率の8.8より低くなっています。

四大死因(悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患)の死亡率は、表1-3-6のとおりです。また、死亡率の推移は図1-3-②のとおりです。

表 1-3-4 出生の推移

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
岡崎市	出生数	3,603	3,701	3,754	3,589	3,844	3,761
	(率)	(11.7)	(11.5)	(11.2)	(10.1)	(10.3)	(9.9)
幸田町	出生数	385	409	386	379	454	407
	(率)	(12.4)	(12.5)	(11.6)	(10.6)	(12.0)	(10.3)
旧額田町	出生数	71	55	52	49	-	-
	(率)	(7.5)	(5.8)	(5.5)	(5.4)	-	-
医療圏	出生数	4,059	4,165	4,192	4,017	4,298	4,168
	(率)	(11.7)	(11.4)	(11.0)	(10.1)	(10.5)	(9.9)
県	出生数	70,942	71,899	74,736	67,110	69,872	65,615
	(率)	(10.7)	(10.6)	(10.8)	(9.4)	(9.6)	(9.0)

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）

注：出生率＝出生数÷人口×1,000

表 1-3-5 死亡数の推移

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 30 年	令和元年
岡崎市	1,894 (5.6)	2,295 (6.5)	2,688(7.2)	2,898(7.8)	3,079	3,133
幸田町	201 (6.0)	219 (6.2)	239(6.3)	263(6.6)	297	325
旧額田町	103(10.9)	120(13.2)	-	-	-	-
医療圏	2,198 (5.8)	2,634 (6.6)	2,927(7.1)	3,161(7.5)	3,376	3,458
県	45,810 (6.6)	52,536 (7.4)	58,477 (8.1)	64,060 (8.8)	69,932 (9.6)	70,492 (9.6)

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）

注 1：（ ）は死亡率 死亡率＝死亡数÷人口×1,000

注 2：平成 18 年 1 月 1 日に岡崎市と額田町が合併したため、平成 22 年以降の岡崎市には旧額田町の死亡数が含まれています。

表 1-3-6 主要死因別死亡率

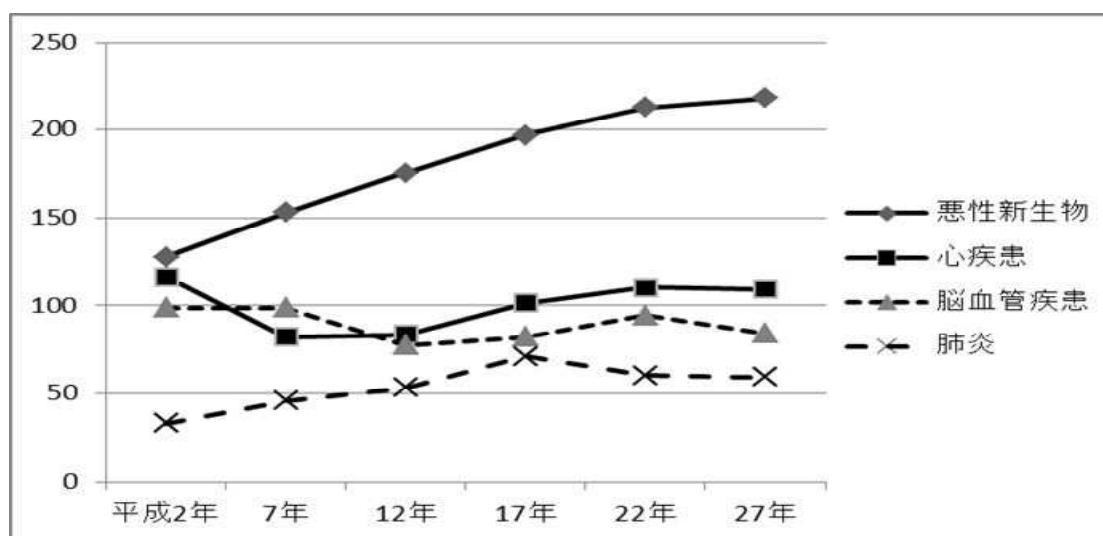
(平成 27 年)

	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患
岡崎市	224.4	109.4	60.4	83.7
幸田町	156.4	108.5	50.5	88.3
医療圏	218.0	109.4	59.4	84.2
県	258.5	116.1	73.1	70.9
国	295.5	156.5	96.5	89.4

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）

注：死因別の死亡率は、人口 10 万対

図 1-3-② 西三河南部東医療圏の主要死因別死亡率の年次推移(人口 10 万対)



第4節 保健・医療施設等

当医療圏には、保健施設として岡崎市保健所、幸田町保健センターが設置されています。医療施設等としては、病院16施設、診療所262施設、歯科診療所176施設、助産所11施設、薬局169施設が設置されています。市町別には、表1-4-1のとおりです。

表1-4-1 保健・医療施設

(令和2平成29年10月1日現在)

区別	保健所	保健センター	病院	診療所	歯科診療所	助産所	薬局
岡崎市	1	0	15	235	162	9	157
幸田町	0	1	1	27	14	2	12
医療圏	1	1	16	262	176	11	169

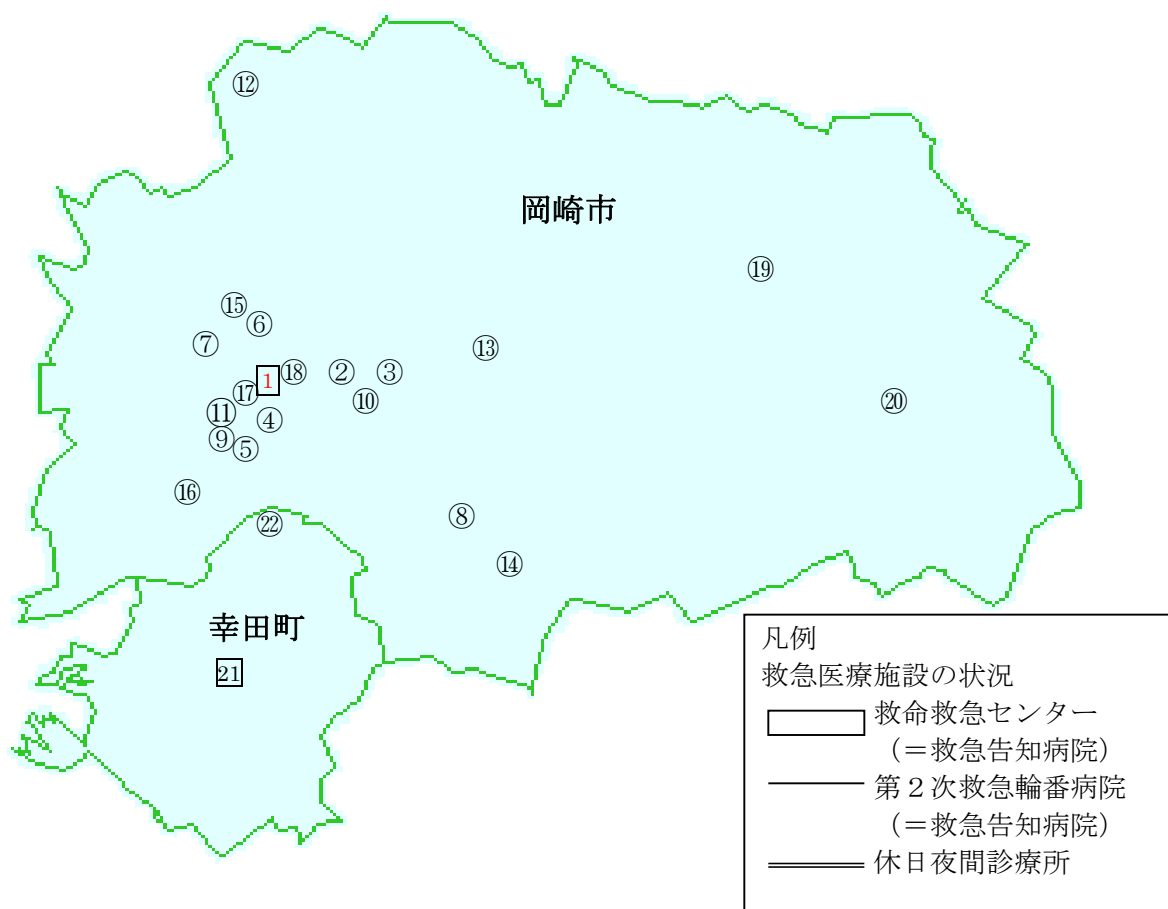
資料：保健所調査、病院名簿（愛知県保健医療局）

注1：診療所には保健所及び保健センターを含む。

注2：薬局は令和2年3月末現在

図 1-4-① 主な保健・医療施設 (令和3年4月1日現在)

【病院 (20 床以上)、休日夜間診療所、へき地診療所、保健所、保健センターを記載】



岡崎市

- ① 岡崎市保健所
- ② 愛知県立愛知病院
- ③ 岡崎市民病院
- ④ 三河病院
- ⑤ 岡崎南病院
- ⑥ 三嶋内科病院
- ⑦ 宇野病院
- ⑧ 羽栗病院
- ⑨ 岡崎共立病院
- ⑩ 岡崎東病院
- ⑪ 葵セントラル病院

幸田町

- ⑫ 愛知医科大学メディカルセンター
- ⑬ 県三河青い鳥医療療育センター
- ⑭ 富田病院
- ⑮ エンジェルベルホスピタル
- ⑯ 藤田医科大学
岡崎医療センター 〈R2年4月開設〉
- ⑰ 岡崎市医師会夜間急病診療所
- ⑱ 岡崎歯科総合センター
- ⑲ 岡崎市額田北部診療所
- ⑳ 岡崎市額田宮崎診療所
- ㉑ 幸田町保健センター
- ㉒ 京ヶ峰岡田病院

第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

第1節 がん対策

【現状と課題】

現 状

- 1 がんの患者数等
 - 愛知県の人口動態統計によると、当医療圏の悪性新生物による死亡数は、令和元(2021)年947人で、総死亡数の27.4%を占めています。(表2-1-1)
 - 当医療圏のがんの標準化死亡比(平成23(2011)年～27(2015)年)で全国(100)より高い疾患は、男性では、岡崎市の胃(105.7)、幸田町の肝臓(103.8)、幸田町の前立腺(106.0)です。
女性では、岡崎市の胃(126.1)、幸田町の肝臓(107.0)です。(図2-1-① 図2-1-②)
特に岡崎市の女性の胃は(平成23(2011)年～27(2015)年)126.1、(平成22(2010)年～26(2014)年)122.6、(平成21(2009)年～25(2013)年)125.7と高値が継続しています。
- 2 がん発生状況の把握
 - 全国がん登録が法制化され、平成28(2016)年1月から開始されています。
- 3 予防・早期発見
 - (1) 予防
 - がんの発症には喫煙、飲酒、食生活の乱れ、運動不足といった生活習慣が関連するため、生活習慣を見直すことが大切です。
 - 喫煙はがんの危険因子の一つです。禁煙希望者に対する治療や支援を行う医療機関や薬局は増えつつあり、禁煙治療実施医療機関は、令和4(2022)年1月現在3病院、31診療所で、そのうち保険適用可能な医療機関は31機関です。(表2-1-2)
 - 受動喫煙防止のため、岡崎市では平成23(2011)年4月からすべての市管理施設を屋内禁煙とし、幸田町は平成22(2010)年6月から町管理の公共施設について敷地内全面禁煙を実施しています。
 - (2) 早期発見
 - 岡崎市は「健康おかさき21計画(第2次)」において、また幸田町は「第2次健康こうた21

課 題

- この地域においてもがんは、総死亡者数の3割を占め、重要な課題です。
- 全国がん登録により集められたデータをもとに、がんに関する正しい知識について県民の方へ周知・啓発する必要があります。
- 保険適用による禁煙治療実施医療機関は増加し、身近な医療機関で治療できることを、住民にPRをする必要があります。
- 公的機関のみならず、今後、多くの人々が利用する施設の受動喫煙防止対策の推進が必要です。
- 県では、がん検診受診率の目標値を国のがん対策推進基本計画に準じて胃が

計画」において、それぞれがん検診受診率の目標値を設定し、取り組んでいます。

- がんを早期に発見するためにはがん検診を受診することが重要です。令和元(2019)年度の当医療圏のがん検診受診率は胃がん 8.8%、大腸がん 19.3%、肺がん 12.3%、乳がん 7.6%、子宮がん 6.6%となっています。(表 2-1-3)

- がん検診の精度管理については、県平均と比較して、精検受診率や発見率が低い傾向にあります。(表 2-1-4)

4 医療提供体制

- 当医療圏では、岡崎市民病院が厚生労働大臣指定の地域がん診療連携拠点病院に指定されています。
- 肺・子宮・肝臓のがん入院患者は、圏外に流出する率は、30%を超えています。
- 放射線を用いて治療する放射線療法は、2病院あり、外来で薬物療法を受けられる病院は4病院あります。(愛知県医療機能情報システム(平成28(2016)年度調査))
- 当医療圏では、平成 23(2011)年 1 月から岡崎市民病院と岡崎市医師会において「乳がん術後地域連携パス」が、平成 25(2013)年 1 月から岡崎市民病院と岡崎市医師会において「前立腺がん地域連携クリティカルパス」が、平成 29(2017)年 4 月から岡崎市民病院と岡崎市医師会において「胃がん、大腸がん及び肝臓がんの地域連携パス」が運用されています。
- 岡崎市民病院には、誰でも利用できる相談支援センターが設置されており、がんに関する情報提供と相談支援を実施しています。
- 合併症予防等に資するため医科歯科連携の重要性が認識され取組が進められています。

5 緩和ケア、在宅療養

- 緩和ケア病床は、岡崎市民病院に 20 床あります。(令和 3 年 5 月 1 日現在 東海北陸厚生局)

ん、肺がん、大腸がんは 50%と設定しており、一層の向上が必要です。

- 乳がんと子宮がんは、比較的若い年代で罹患するとともに、女性特有の心理的な制約が受診率に影響していると考えられること、また、早期発見・早期治療により生存率が大幅に改善するため、国計画に準じて検診受診率の目標を 50%と設定しており、受診率は向上傾向にありますが、県民に対して、これらの検診受診を一層働きかけていく必要があります。

- がん検診の精検対象者への受診勧奨や、がん検診の精度管理の向上に努める必要があります。

- 国が指定するがん診療連携拠点病院と地域の医療機関との連携をさらに進める必要があります。

- がん診療連携拠点病院において、がん患者が、適切なセカンドオピニオン等の情報を得ながら、病態やニーズに応じたがん治療が受けられるよう、適切な治療を受けられる体制を強化していく必要があります。

- 入院治療後に、就労などの社会生活を継続しながら、外来で放射線治療や抗がん剤治療を受けられるような医療機関の体制強化や地域連携クリティカルパスの活用等による医療連携の強化を図る必要があります。

- 入院治療後に、住み慣れた家庭や地域の医療機関で適切な通院治療や療養を選択できるような体制を強化していく必要があります。

- 医療機関の受診に際して女性特有の心理的な制約が影響していると考えられることから、医療機関での受診を受けやすい環境を整備していく必要があります。

- 周術期を含め、合併症予防などに資するため、さらなる医科歯科連携による口腔ケア・口腔管理の取組を充実していく必要があります。

- がんと診断された直後からの身心両面での緩和ケアが提供される体制の充実を

- 緩和ケア実施医療機関に関して、医療用麻薬によるがん疼痛治療を実施している医療機関は 19 施設(4 病院、15 診療所)で、がんに伴う精神症状のケアに対応している医療機関は 10 施設(2 病院、8 診療所)あります。(愛知県医療機能情報公表システム(平成 28(2016)年度調査))
 - 通院困難ながん患者に対する在宅がん医療総合診療料の届出を行っている医療機関は 16 施設あります。(平成 28(2016)年 3 月現在)
- 6 相談支援・情報提供
- がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。
 - 産業保健総合支援センターでは、治療と仕事の両立支援を実施しています。
- 医療技術の進歩によりがん治療後の生存期間が大幅に改善してきたことから、治療後に通院しながら就労などの社会生活が営めるような外来緩和ケアの充実を図る必要があります。
 - 末期の患者が自宅等の住み慣れた環境で療養できるよう、在宅緩和ケアの充実を図る必要があります。
 - 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応するための情報を提供する必要があります。
 - がん患者が治療と仕事を両立できる環境を整備していくため、本人、企業、医療機関等の関係機関が連携していく必要があります。

【今後の方策】

- 喫煙、食生活、運動等の生活習慣ががんの発症と関連する事を、各種の機会を通じて地域住民へ周知啓発します。
- 受動喫煙を防止するため、西尾保健所は受動喫煙防止対策実施施設の認定を推進します。
- 生活習慣病対策、市町のがん検診の受診率の向上や精度管理のため、西尾保健所は会議や研修会による支援を行います。
- 全国がん登録の利用等を通じてがんの現状把握に努めます。
- がんの高度な医療の提供と連携体制を整備していきます。また、患者の生命、QOLを重視した緩和ケアや終末期在宅医療提供体制の整備と医療機関相互の連携を進めます。
- 女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。
- 小児・AYA 世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます。
- 仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の相談支援の取組をがん患者に提供できるよう努めます。
- アピアランスケア用品の購入補助等により、がんになっても自分らしく生きる支援に努めます。

表 2-1-1 悪性新生物による死亡数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)
岡崎市	855 (224.4)	840 (219.1)	866 (224.8)	873 (225.8)	852 (220.2)
幸田町	62 (156.8)	77 (190.9)	71 (173.4)	78 (187.0)	95 (225.1)
医療圏	917 (218.0)	917 (216.4)	937 (219.9)	951 (222.0)	947 (220.6)
県	18,911 (258.5)	19,087 (260.6)	19,181 (261.7)	19,496 (266.2)	19,549 (267.2)

資料：愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）

注：（ ）は死亡率（人口 10 万対）

図 2-1-① 標準化死亡比：悪性新生物【男性】平成 23 年～27 年

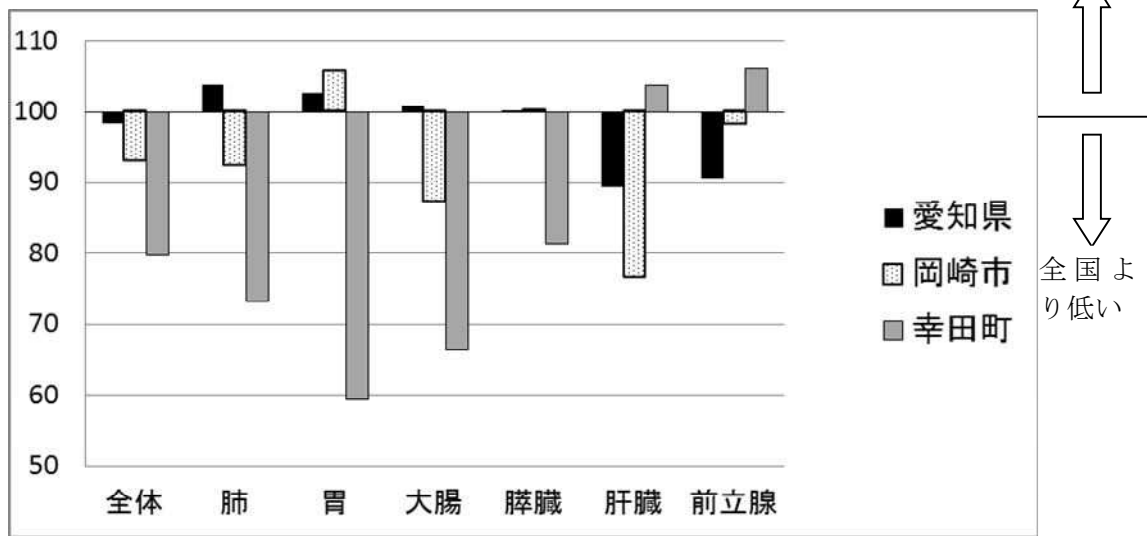
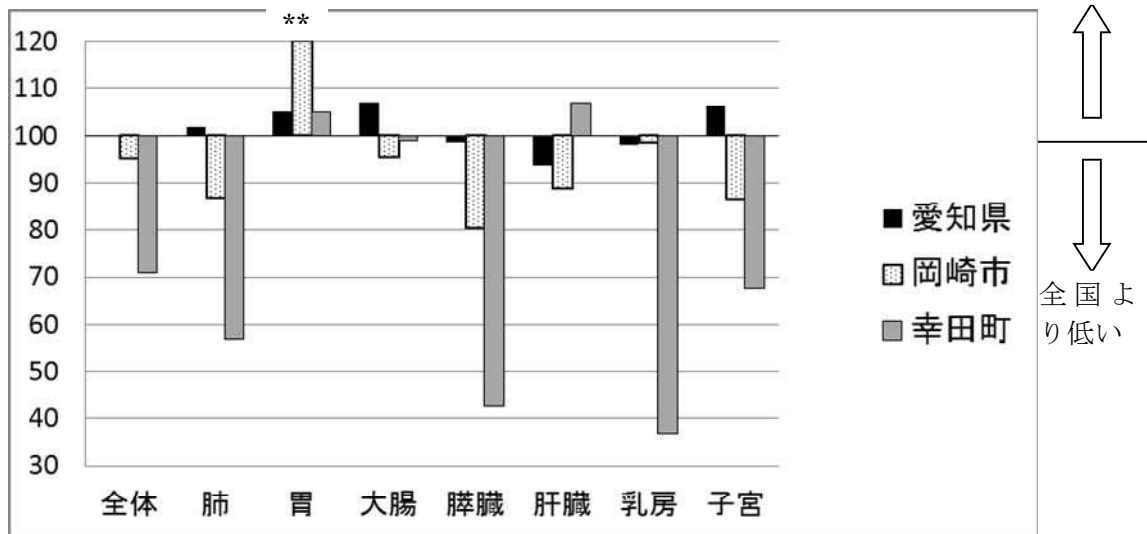


図 2-1-② 標準化死亡比：悪性新生物【女性】平成 23 年～27 年



注：**=P<0.01(有意差あり) 資料：愛知県衛生研究所

表 2-1-2 禁煙治療実施機関 (令和4年1月現在)

	保険適用	保険適用外	計
病院	3	0	3
診療所	31	0	31
医療圏	34	0	34

資料：岡崎市調べ

表 2-1-3 がん検診受診率 (%) (令和元年度)

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
岡崎市	8.3	19.4	10.8	6.9	5.9
幸田町	13.1	18.4	27.2	13.8	12.5
医療圏	8.8	19.3	12.3	7.6	6.6
県	8.2	15.4	17.3	8.5	8.9

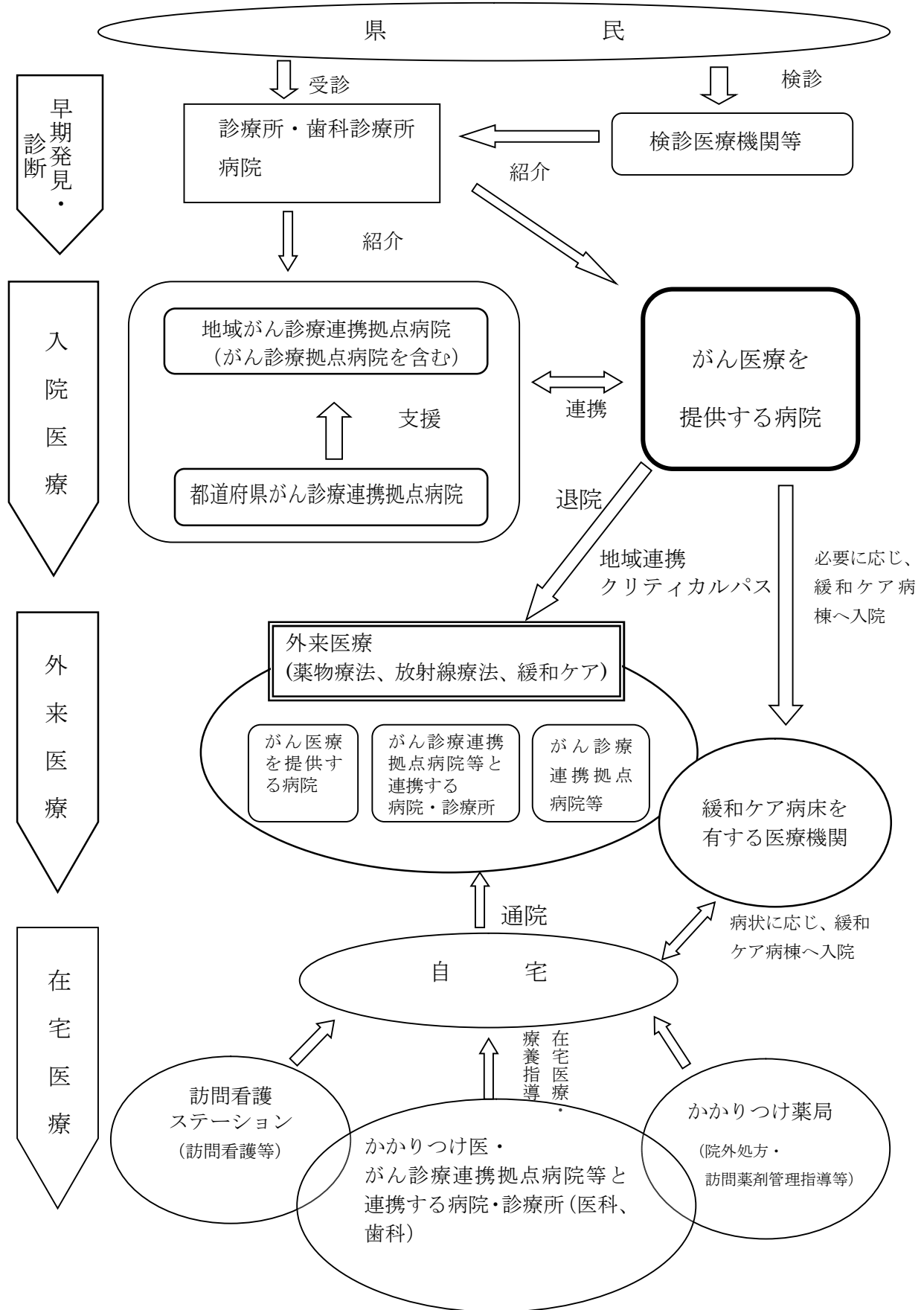
資料：「令和元年度各がん検診の実施状況 (愛知県保健医療局健康対策課令和3年3月発行)

表 2-1-4 各がん検診結果 (%) (令和元年度)

		要精検率	精検受診率	発見率	がん発見者/精
		%	%	%	検受診者数 %
胃がん	医療圏	6.1	70.0	0.09	2.12
	県平均	7.4	82.5	0.16	2.68
子宮頸がん	医療圏	2.48	47.3	0.01	0.76
	県平均	2.1	72.0	0.01	0.98
肺がん	医療圏	1.70	77.7	0.04	2.9
	県平均	1.64	81.5	0.04	3.18
乳がん	医療圏	9.2	79.4	0.29	4.01
	県平均	6.4	88.2	0.33	5.89
大腸がん	医療圏	6.3	55.9	0.11	3.06
	県平均	8.3	67.4	0.23	4.02

資料：「令和元年度各がん検診の実施状況 (愛知県保健医療局健康対策課令和3年3月発行)

がん 医療連携体系図 具体的な医療機関名は、別表に記載しております。



【体系図の説明】

- 早期発見・診断
 - ・ 県民は有症状時には病院、診療所、歯科診療所への受診、あるいは検診医療機関等においてがん検診を受けます。
 - ・ 県民は、必要に応じて専門的医療を行う病院等で受診します。
 - ・ 女性が検診やがんを含めた身体の悩みで、受診しやすい環境づくりを進めています。
- 入院医療
 - ・ 「都道府県がん診療連携拠点病院」である県がんセンターでは、本県のがん医療をリードし、地域がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修を実施してがんの専門的医療従事者の育成に努めています。
 - ・ 「地域がん診療連携拠点病院」等では、手術療法・放射線療法・薬物療法による集学的治療及び緩和ケア等、専門的ながん医療を提供しています。
 - ・ 必要に応じて緩和ケア病棟を有する医療機関への入院が実施されます。
- 外来医療
 - ・ 退院後は病状や年齢・就労状況等に応じて、外来で治療及び経過観察が行われます。
 - ・ 必要に応じて外来緩和ケアが実施されます。
 - ・ 事業所の人事労務担当者・産業医等とがん診療連携拠点病院等及び連携する医療機関は、従業員ががんになっても働きながら外来通院を行えるよう、従業員の同意のもとがん治療に関する情報の共有を進めています。
- 在宅医療
 - ・ 退院後は病状や年齢等に応じて、在宅で治療及び経過観察が行われます。
 - ・ かかりつけ医の指示のもとで、かかりつけ薬局による服薬指導や麻薬の管理などが行われます。
 - ・ 必要に応じて在宅訪問診療・訪問看護を通じた緩和ケアが実施されます。
 - ・ 必要に応じてかかりつけ歯科医による口腔ケア・口腔管理が実施されます。

用語の解説

○全国がん登録

これまで行われてきた都道府県による任意の登録制度であった「地域がん登録」に代わり、がんと診断された人の診断結果や治療内容などのデータが、都道府県に設置された「がん登録室」を通じて集められ、国のデータベースで一元管理される新しい仕組みで、平成28(2016)年1月に始まりました。

○院内がん登録

医療機関において、がんの診断、治療、予後などの情報を集積し、院内におけるがん診療の向上と患者への支援を目指して行われる登録事業のことです。

○愛知県がん対策推進計画

がん対策基本法に基づき、愛知県におけるがん医療の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30(2018)年3月に見直し策定されました。計画では、子どもから高齢者までライフステージに応じたがん対策を企業や団体と連携して取り組むことや、がん患者や家族への相談支援体制の充実を図り、がんになっても安心して自分らしく暮らせるあいちの実現を目指します。

○ **がん診療連携拠点病院**

全国どこに住んでいても均しく高度ながん医療を受けることができるよう、厚生労働大臣が指定する病院であり、緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけられています。都道府県に概ね1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と2次医療圏に1か所程度指定される地域がん診療連携拠点病院があります。

○ **がん診療拠点病院**

本県のがん医療の充実強化を図るため、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす高度ながん医療を提供する病院を愛知県独自に指定した病院です。

○ **薬物療法（化学療法）**

薬物療法とは、薬を使う治療のことで、がんの場合は抗がん剤、ホルモン剤等を使う化学療法を指します。

○ **緩和ケア**

単なる延命治療ではなく、患者の身体的及び精神的な苦痛を緩和するとともに、生活面でのケア、家族への精神的ケアなどを行う。患者の「生活の質」を重視した医療をいいます。

また、こうした機能を持つ専門施設が緩和ケア病棟、又はホスピスといわれているものです。

○ **在宅がん医療総合診療**

居宅において療養を行っている通院困難な末期のがん患者に対し、定期的に訪問診療や訪問看護を行い、患者の急変時等にも対応できる体制があるなど総合的医療を提供できる診療所により行われている診療のことです。

○ **地域連携クリティカルパス**

地域内で各医療機関が共有する、各患者に対する治療開始から終了までの全体的な計画のことです。

○ **AYA世代**

思春期・若年成人世代（Adolescent and Young Adult, AYA）を指します。

AYA世代に発症するがんは、診療体制が定まっておらず、小児と成人領域の狭間で患者が適切な治療が受けられない等の特徴があります。

第2節 脳卒中対策

【現状と課題】

現 状

- 1 脳血管疾患の患者数等
 - 愛知県の人口動態統計によると、当医療圏の脳血管疾患による死亡数は、令和元(2019)年は278人(8.0%)であり、近年は横ばいの状況です。(第1章 図1-3-②、表2-2-1)
 - 当医療圏の脳血管疾患の標準化死亡比のベイズ推定(平成23(2011)年～27(2015)年)は、岡崎市男性102.1、岡崎市女性124.1、と幸田町男性90.9、幸田町女性125.5であり、女性は全国(100)より高くなっています。(表2-2-2、図2-2-①)
- 2 予防
 - 脳卒中の危険因子として、高血圧、脂質異常症、高血糖、喫煙などが指摘されており、予防には食生活、運動、禁煙、飲酒など生活習慣の改善や適切な治療が重要です。特定健康診査により、こうした危険因子をもつ人(メタボリックシンドローム予備群・該当者)を早期に発見し、生活習慣の改善を支援する特定保健指導が実施されています。
 - 平成28(2016)年度の市町村国民健康保険における特定健康診査の受診率は、岡崎市46.2%、幸田町58.4%で、特定保健指導利用率は岡崎市22.3%、幸田町35.2%です。(表2-2-3)
 - 各医療保険者では、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、医療費、基礎疾患因子等の集計・分析等により保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定しています。
- 3 医療提供体制
 - 平成28(2016)年10月1日現在、神経内科を標榜している病院は4病院、脳神経外科は5病院です。(平成29(2017)年度愛知県医療機能情報公表システム調査)
 - 平成26(2014)年12月31日現在、主たる診療科が神経内科とする医療施設従事医師数は6人、脳神経外科は7人となっています。(平成26(2014)年医師・歯科医師・薬剤師調査)
 - 平成29(2017)年4月1日現在、愛知県医師会の「愛知県脳卒中救急医療システム」に参加して

課 題

- 患者死亡数の他、発生状況、搬送及び治療状況、危険因子である基礎疾患の状況の把握等による分析・評価が必要です。
- 脳卒中の発症と喫煙や食習慣などの生活習慣が深く関わっていることを各種の機会を通じて、地域住民への周知に努める必要があります。
- 市町村国民健康保険における特定健康診査受診率の目標値は60%とされています。目標達成のため、受診勧奨方法及び未受診者対策を工夫する必要があります。
- 各市町の健康日本21計画(健康増進計画)による危険因子対策の継続とデータヘルス計画等による重症化予防対策が必要です。また、職域保健等関係者との連携を推進する必要があります。
- 発症後の速やかな救命処置と専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送が

いる医療機関は、岡崎市民病院です。

- 脳血管領域における医療の実績について、頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤根治術、脳血管内手術を実施している病院は岡崎市民病院です。(平成29(2017)年度愛知県医療機能情報公表システム調査)
- 脳卒中に関する医療状況は、図2-2-②のとおりです。

4 医療連携体制

- 当医療圏の高度救命救急医療機関は岡崎市民病院です。
- 回復期リハビリテーション病床を有し、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は5病院あります。(平成28(2016)年3月診療報酬施設基準)
- DPC導入の影響評価に係る調査(平成26(2014)年度)をみると、くも膜下出血(手術あり)、脳梗塞(手術なし)、脳出血(手術あり)について、20%以上の患者が他の医療圏で治療を受けています。
- 当医療圏では、脳卒中の地域連携診療を実施するため、「地域完結型医療システム」を構築しています。(図2-2-④)
- 当医療圏の脳卒中患者の38.3%が退院後在宅にて通院治療しています。(平成26(2014)年患者調査)(図2-2-③)
- 訪問看護ステーションは24か所あります。(令和2年4月1日現在愛知県高齢福祉課)
- 脳卒中患者に対する口腔管理体制を充実する必要があります。

重要です。

- 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法やくも膜下出血に対する脳動脈瘤クリッピング術の実施可能な医療機関の充実が望まれます。

- 脳卒中発症後の急性期医療とリハビリテーションを含めた診療体制の整備・充実を進めていく必要があります。
- 退院後も身近な地域においてリハビリテーションが受けられるよう病病、病診連携を推進することが必要です。

- 患者が在宅等の生活の場で療養ができるよう、介護・福祉サービス等との連携をすることが重要です。

- 誤嚥性肺炎等の合併症の予防のためにも、脳卒中患者に対する摂食嚥下リハビリテーションを含む口腔衛生管理・口腔機能管理体制を整備する必要があります。

【今後の方策】

- 脳卒中の発症予防のため、疾患が喫煙や食習慣などの生活習慣が深く関わっていることを、各種の機会を通じて、地域住民に周知していきます。
- 特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率向上に向けた取り組みの支援を行なっていきます。
- 脳卒中の発症直後の急性期治療からリハビリテーションに至る治療体制の充実を図り、医療、福祉の連携を推進します。
- 多職種で連携して、在宅歯科医療及び口腔管理の充実を図っていきます。

表 2-2-1 脳血管疾患による死亡数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)
岡崎市	319 (83.7)	253 (66.0)	265 (68.8)	283 (73.2)	253 (65.4)
幸田町	35 (88.5)	25 (62.0)	25 (61.1)	34 (81.5)	25 (59.2)
医療圏	354 (84.2)	278 (65.6)	290 (68.0)	317 (74.0)	278 (64.8)
県	5,186 (70.9)	4,853 (66.3)	4,935 (67.3)	5,107 (69.7)	4,940 (67.5)

資料：愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）

注：（ ）は死亡率（人口 10 万対）

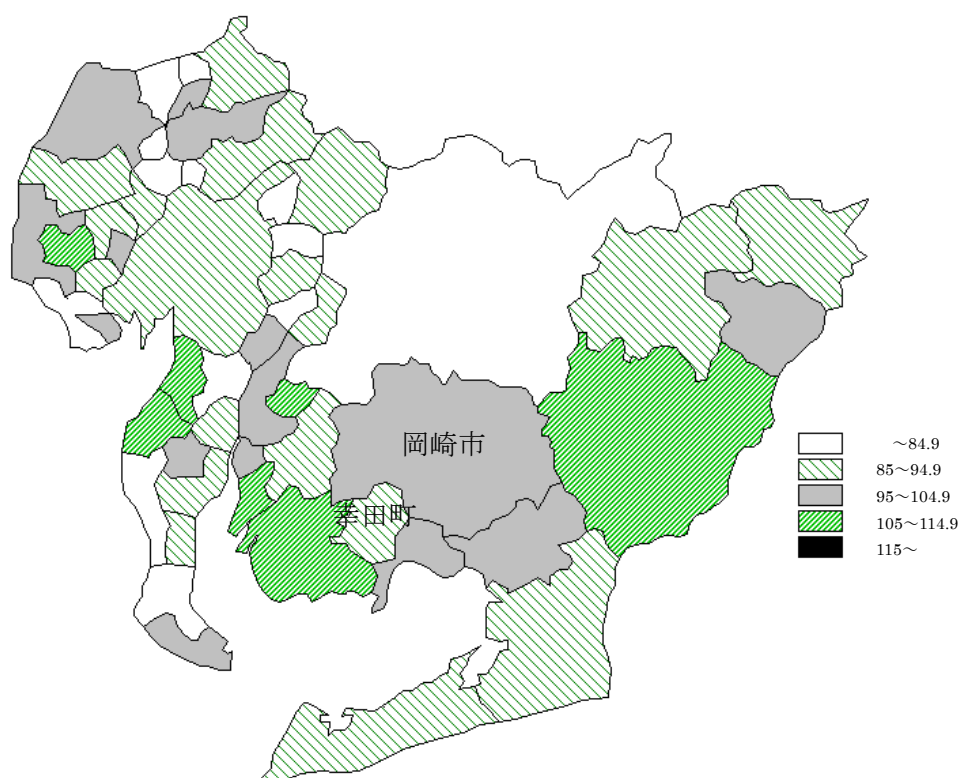
表 2-2-2 脳血管疾患の標準化死亡比ベイズ推定値 (平成 23 年～27 年)

		脳血管疾患	脳梗塞 (再掲)	くも膜下出血 (再掲)	脳内出血 (再掲)
岡崎市	男性	102.1	99.2	95.8	110.5
	女性	124.1	127.1	103.9	131.5
幸田町	男性	90.9	85.3	99.2	100.9
	女性	125.5	111.9	114.0	129.9
県	男性	92.6	87.8	96.1	97.7
	女性	99.0	94.4	107.6	104.0

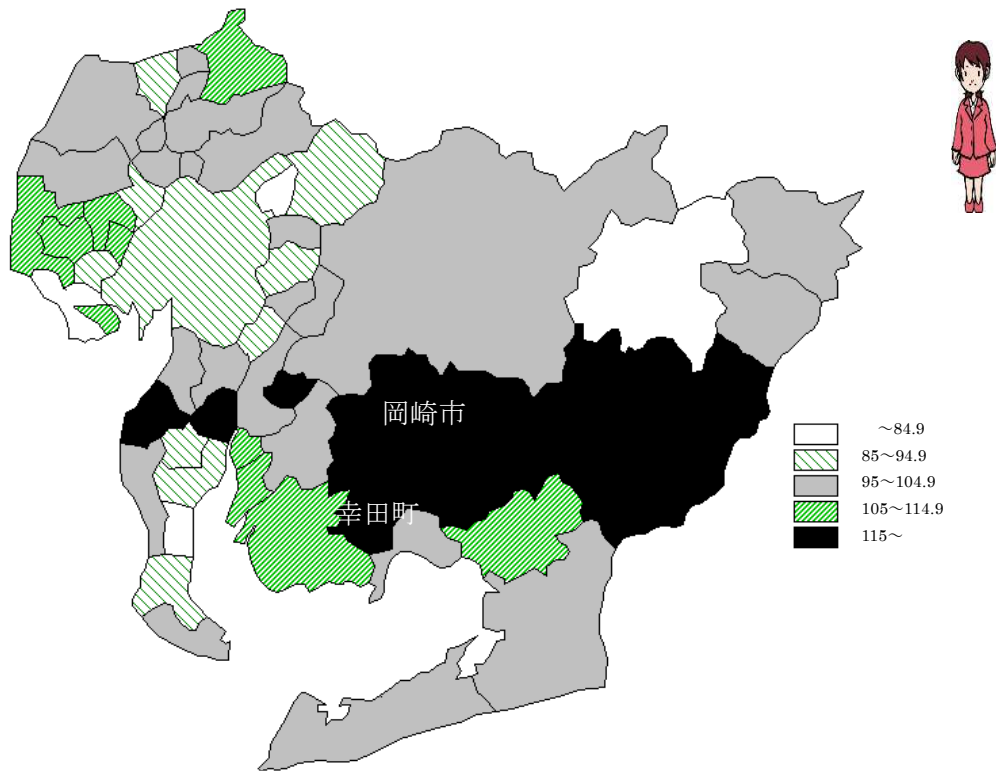
資料：愛知県衛生研究所

注：標準化死亡比ベイズ推定値は地域間比較や経年比較に耐えうる信頼性の高い指標であり、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた指標（推定値）

図2-2-① 脳血管疾患の標準化死亡比ベイズ推定値（平成 23 年～27 年）男性



脳血管疾患の標準化死亡比ベイズ推定値（平成23年～27年）女性



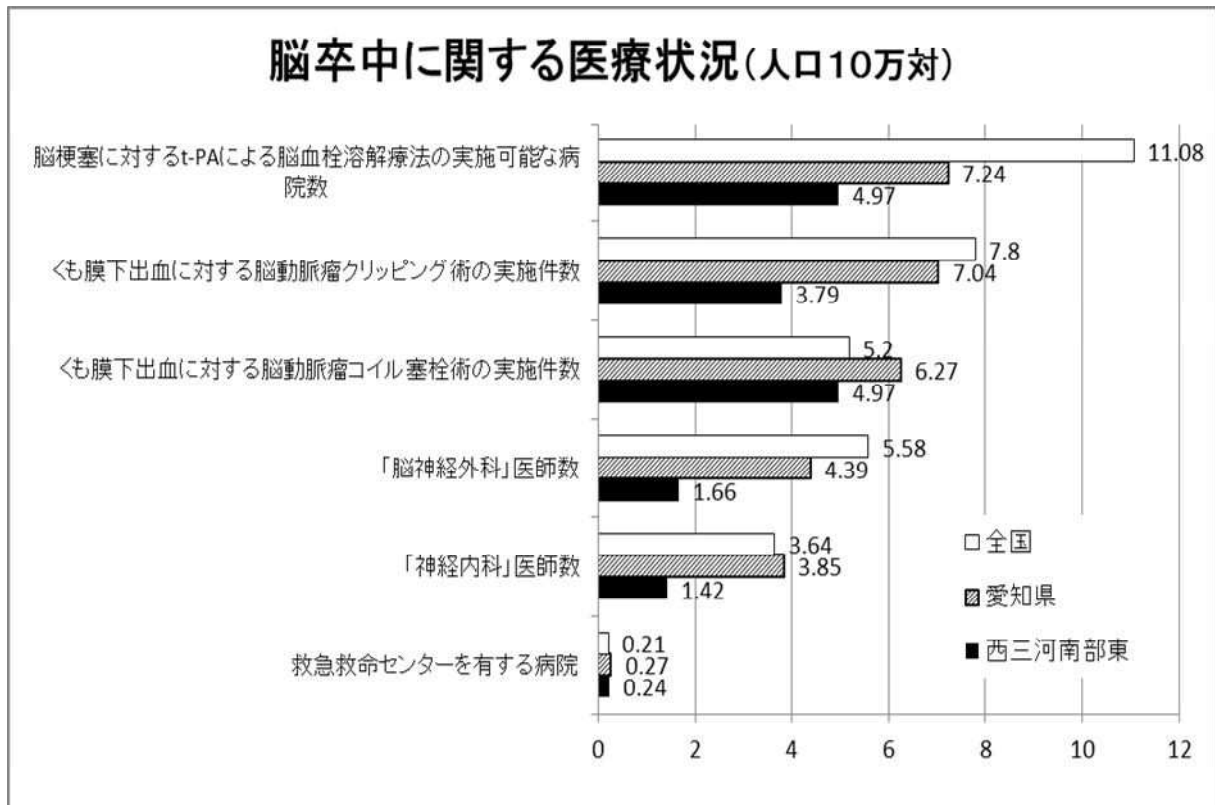
資料：愛知県衛生研究所

表 2-2-3 国民健康保険における特定健康診査・特定保健指導の状況（平成28年度）

	特定健康診査			特定保健指導			
	対象者	受診者	受診率(%)	対象者	利用者	利用率(%)	終了率(%)
岡崎市	56,271	26,011	46.2	2,488	556	22.3	22.5
幸田町	5,721	3,339	58.4	409	144	35.2	35.0
医療圏	61,992	29,350	47.3	2,897	700	24.2	24.3
市町村国保計	1,132,073	444,015	39.2	48,433	10,013	20.7	16.0

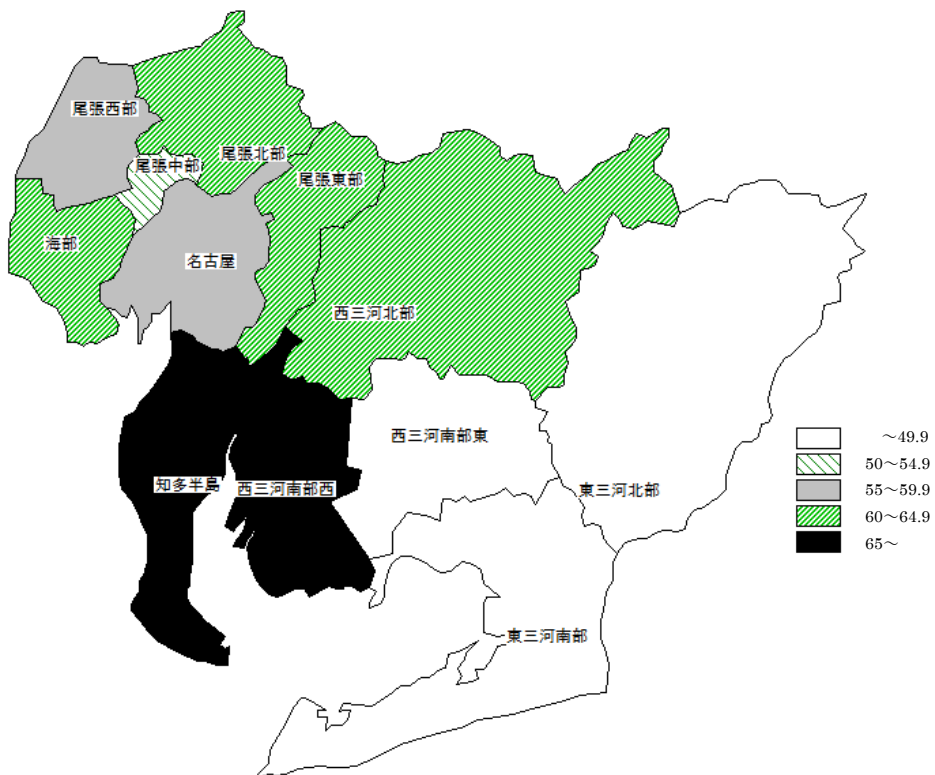
資料：愛知県国民健康保険団体連合会

図 2-2-②



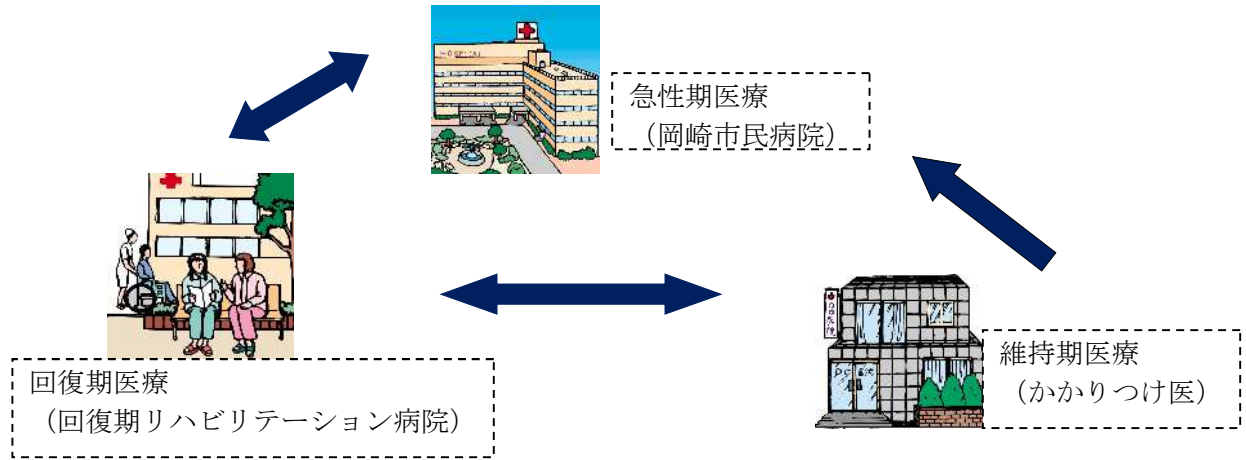
資料：平成 26 年 患者調査（厚生労働省）

図 2-2-③ 在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合

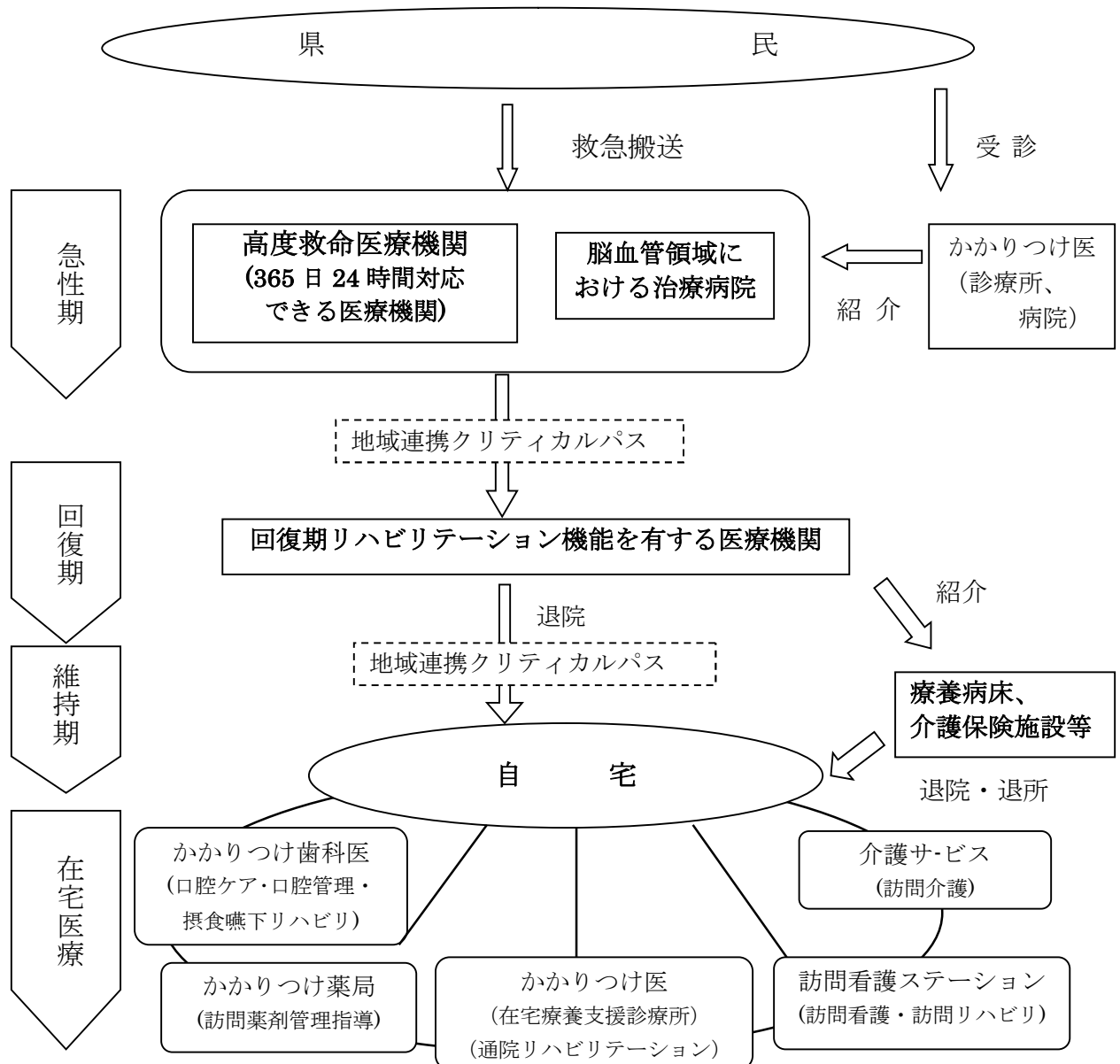


資料：平成 26 年 患者調査（厚生労働省）

図 2-2-④ 脳卒中地域連携推進計画（岡崎・幸田医療圏の地域完結型医療システム）



脳卒中 医療連携体系図 具体的な医療機関名は、別表に記載しております。



【体系図の説明】

- 急性期
 - ・ 県民は、「高度救命救急医療機関」や「脳血管領域における治療病院」で専門的な治療を受けます。
 - ・ 「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。
 - ・ 「脳血管領域における治療病院」とは、頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング（脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）含む）または脳血管内手術を実施している病院です。
- 回復期
 - ・ 県民は、回復期リハビリテーション機能をもつ医療機関で、身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを受けます。
 - ・ 「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院、又は脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院です。
- 維持期
 - ・ 県民は、療養病床のある病院や介護保険施設等で、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受け、在宅等への復帰及び日常生活の継続を行います。
- 在宅医療
 - ・ かかりつけ医を始め保健・医療・福祉が連携して在宅等の生活の場で療養できるようにします。

用語の解説

○ 誤嚥性肺炎

食べ物や異物、だ液中の細菌、痰、胃からの逆流物などが気道内に入ったことが原因で発生する肺炎です。特に高齢者や脳卒中患者においては、飲み込みをコントロールする神経や筋力の低下が生じることが多くみられます。

○ 摂食嚥下リハビリ

食べ物もしくは食べ物以外の器具を用いて、飲み込む動作を再学習し、口から食事ができるようになることを手助けするリハビリテーションです。

○ 脳動脈瘤頸部クリッピング術

皮膚を切開して頭蓋骨の一部を開放し、顕微鏡手術により脳動脈瘤の根本に外側からクリップをかけて、脳動脈瘤への血流を遮断することで破裂を防止する手術です。

第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策

【現状と課題】

現 状

- 1 心疾患の患者数等
 - 当医療圏の心疾患による死亡数は、令和元(2019)年494人(14.3%)であり、近年は横ばいの状況です。(第1章 図1-3-②、表2-3-1)
 - 当医療圏の心疾患の標準化死亡比ベイズ推定値(平成23(2011)年～27(2015)年)は、岡崎市男性83.4、岡崎市女性95.3、幸田町男性91.9、幸田町女性98.9となっています。(表2-3-2、図2-3-①)
- 2 予防
 - 急性心筋梗塞の危険因子として、高血圧、脂質異常症、高血糖、喫煙、過度の飲酒、ストレスなどが指摘されており、予防には食生活、運動、禁煙、飲酒など生活習慣の改善や適切な治療が重要です。一方、慢性心不全における原因疾患としては、高血圧、虚血性心疾患、心臓弁膜症、心筋症等があります。
 - 平成20(2008)年度から特定健康診査により、こうした危険因子をもつ人を早期に発見し、生活習慣の改善を支援する特定保健指導が実施されています。
 - 平成28(2016)年度の市町村国民健康保険における特定健康診査の受診率は、岡崎市46.2%、幸田町58.4%で、特定保健指導利用率は岡崎市22.3%、幸田町35.2%です。(第2節 表2-2-3)
- 3 医療提供体制
 - 平成29(2017)年4月1日現在、循環器内科又は循環器科を標榜しているのは7病院、22診療所です。心臓血管外科は1病院です。(平成29(2017)年度愛知県医療機能情報公表システム調査)
 - 平成26(2014)年12月31日現在、主たる診療科を循環器内科とする医療施設従事医師数は19名、心臓血管外科は4名となっています。(平成26(2014)年 医師・歯科医師・薬剤師調査)
 - 平成29(2017)年4月1日現在、愛知県医師会の「急性心筋梗塞システム」において急性心筋梗塞発症者の救急医療確保のため、年間を通して24時間体制で救急対応可能な病院として指定されている医療機関は岡崎市民病院です。
 - 心臓カテーテル法による諸検査、冠動脈バイパス術、経皮的冠動脈形成術(P T C A)、経皮的冠動脈ステント留置術を実施できる病院は岡崎市民病院です。(平成29(2017)年度愛知県医療機能情報公表システム調査)

課 題

- 患者死亡者数の他、発生状況の把握等による評価が必要です。
- 各市町の健康日本21計画(健康増進計画)による危険因子対策の継続とデータヘルス計画等による重症化予防対策が必要です。また、職域保健等関係者との連携を推進する必要があります。
- 急性心筋梗塞は喫煙や食生活や運動など、生活習慣が深く関わっていることを各種の機会を通じて、地域住民への周知に努める必要があります。
- 市町村国民健康保険における特定健康診査受診率の目標値は60%とされています。目標達成のため、受診勧奨方法及び未受診者対策を工夫する必要があります。
- 発症後の速やかな救命処置と専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送が重要です。
- 発症後速やかに救急搬送の要請が得られるよう、本人及び家族等周囲の者に対する普及啓発が必要です。また、A E Dの使用を含めた救急蘇生法等適切な処置が行えるような普及も必要です。

4 医療連携体制

- 当医療圏の高度救命救急医療機関は岡崎市民病院です。
- 心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院は岡崎市民病院です。（平成29(2017)年度愛知県医療機能情報公表システム調査）
- 心大血管疾患リハビリテーション実施病院自体が少ない現状であり、治療体制の充実を図る必要があります。

【今後の方策】

- 急性心筋梗塞予防のため、疾患と喫煙や食生活等の個々の生活習慣が深く関わっていることを各種の機会を通じて、地域住民に周知していきます。
- 急性心筋梗塞予防のため、特定健康診査受診率及び特定保健指導終了率の向上に向けた取り組みの支援を行なっていきます。
- 急性心筋梗塞については、発症後の急性期治療からリハビリテーションに至る治療体制の充実を図り、医療・福祉の連携を推進します。
- 慢性心不全については、病状及び重症度に応じた薬物治療や運動療法が行われ、多職種による心不全増悪予防が行われるように支援します。

表 2-3-1 心疾患（高血圧症を除く）による死亡数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)	実数 (率)
岡崎市	417(109.4)	442(115.3)	426(110.6)	439(113.5)	442(114.2)
幸田町	43(108.7)	52(128.9)	48(117.3)	41(98.3)	52(123.2)
医療圏	460(409.4)	494(116.6)	474(111.2)	480(112.1)	494(115.1)
県	8,490(116.1)	8,288(113.2)	8,741(119.3)	8,710(118.9)	8,724(119.2)

資料：愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）

注：（ ）は死亡率（人口10万対）

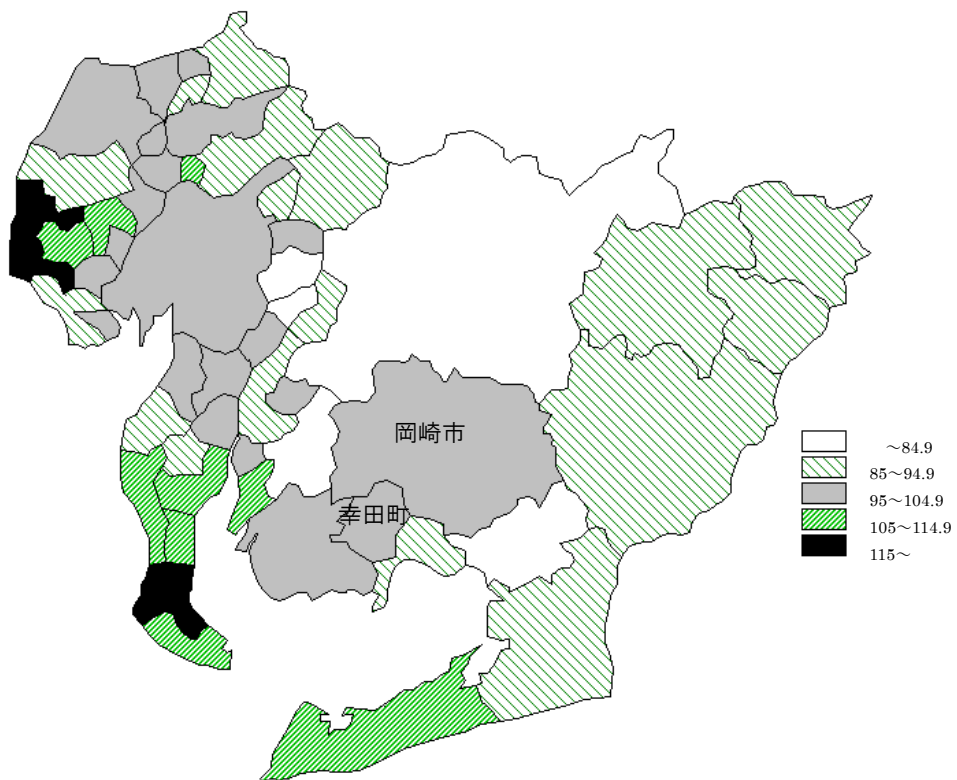
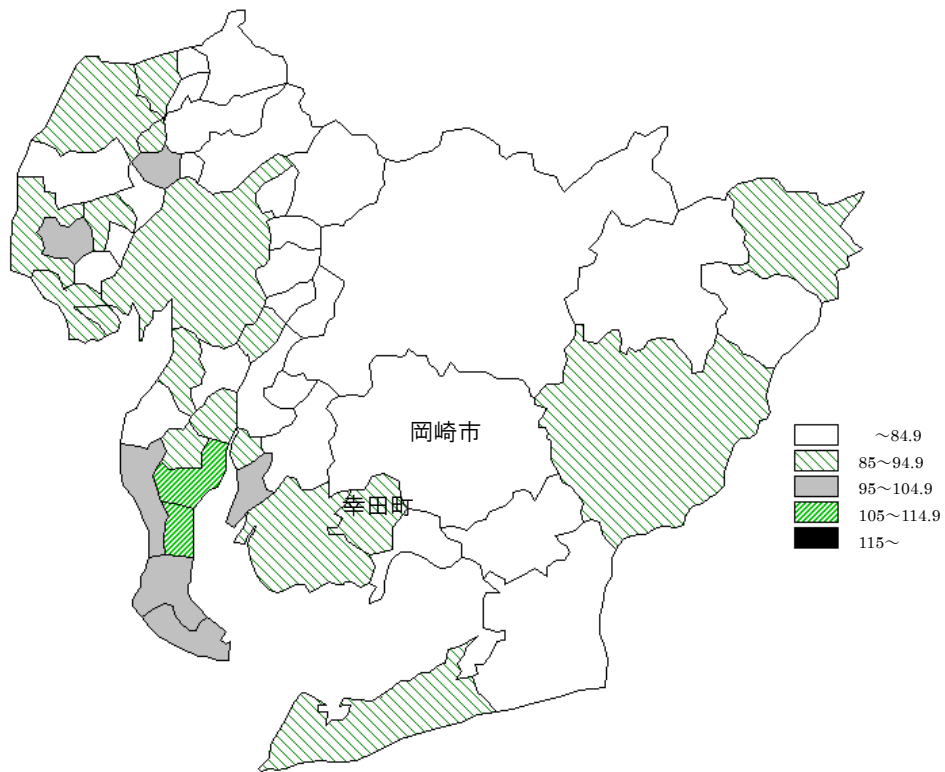
表 2-3-2 心疾患の標準化死亡比ベイズ推定値（EBSMR）（平成23年～27年）

		心疾患	急性心筋梗塞 (再掲)	心不全 (再掲)
岡崎市	男性	83.4	69.5	79.5
	女性	95.3	85.7	97.2
幸田町	男性	91.9	89.9	96.4
	女性	98.9	92.2	110.4
県	男性	85.6	87.3	81.9
	女性	95.4	94.3	96.1

資料：愛知県衛生研究所

注：標準化死亡比ベイズ推定値は地域間比較や経年比較に耐えうる信頼性の高い指標であり、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた指標（推定値）

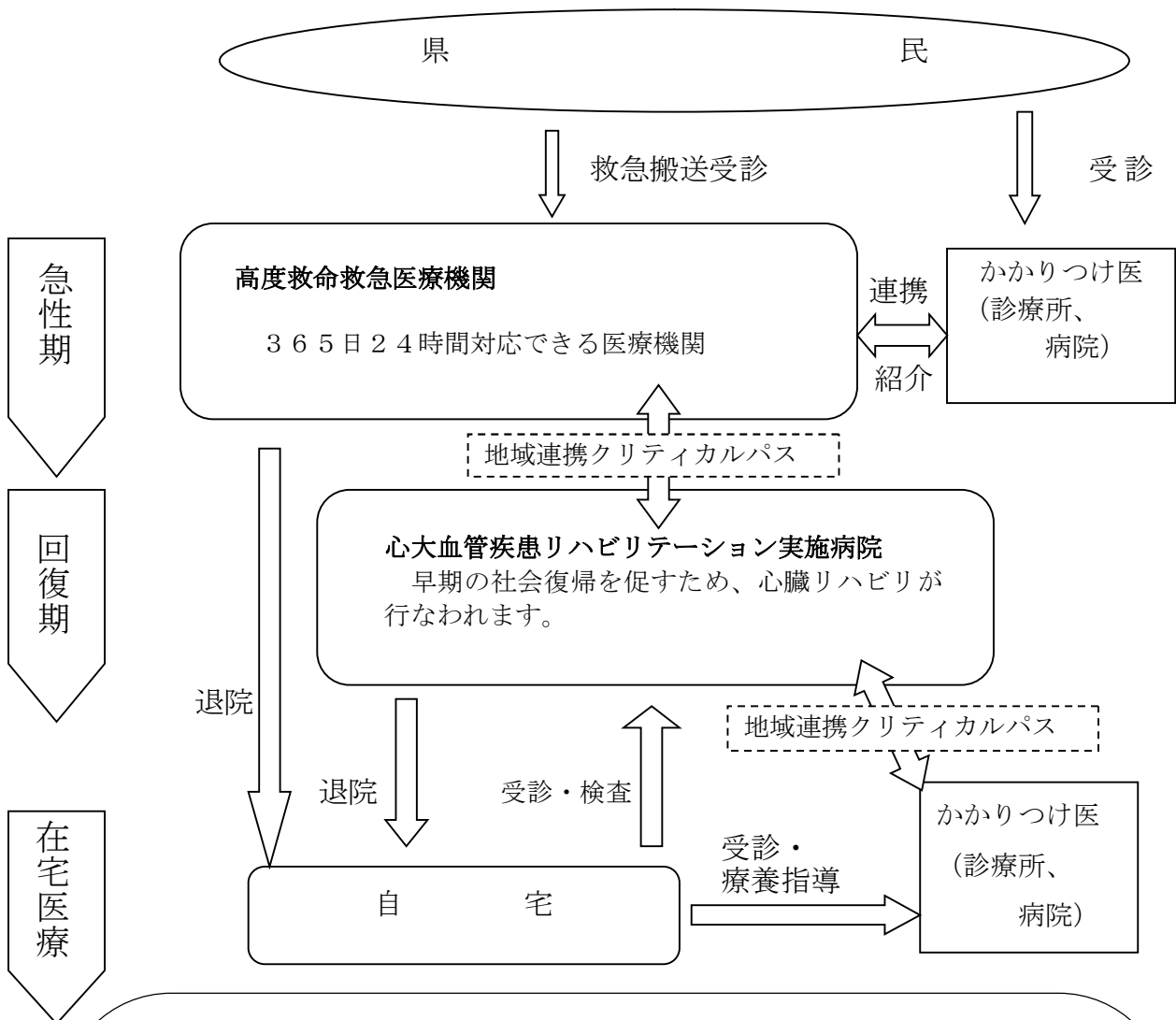
図 2-3-① 心疾患の標準化死亡比ベイズ推定値（平成 23 年～27 年）



資料：愛知県衛生研究所

心筋梗塞等の心血管疾患 医療連携体系図

具体的な医療機関名は、別表に記載しております。



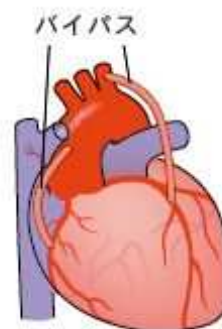
【体系図の説明】

- 急性期
 - ・ 県民は、「高度救命救急医療機関」及び「循環器系領域における治療病院」で、速やかに適切な専門的治療を受けます。
 - ・ 「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍している病院です。
 - ・ 「循環器系領域における治療病院」とは、経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術（PTCA）を実施している病院です。
- 回復期
 - ・ 県民は、心大血管疾患リハビリテーション実施病院で身体機能を回復させる心臓リハビリテーションを受けるとともに、在宅等への復帰の準備を行います。
 - ・ 「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」とは、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院です。
- 在宅医療
 - ・ 在宅療養の支援をします。

用語の解説

○冠動脈バイパス術

冠動脈バイパス術は、心筋梗塞などにより冠動脈の狭窄や閉塞が生じ、心臓の筋肉への血液が不足している患者さんへの開胸心臓手術です。患者自身の脚、胸、腕又は腹部の血管の一部を使って冠動脈の閉塞部分に繋ぎ（移植し）ます。こうすることによって、血液が閉塞動脈を迂回して心臓に流れる新しい路（バイパス）をつくります。



○経皮的冠動脈形成術 (PTCA)

狭くなった冠動脈を血管の内側から拡げるために行う低侵襲的な治療法で、経皮的冠動脈インターベンション(PCI)とも呼ばれています。

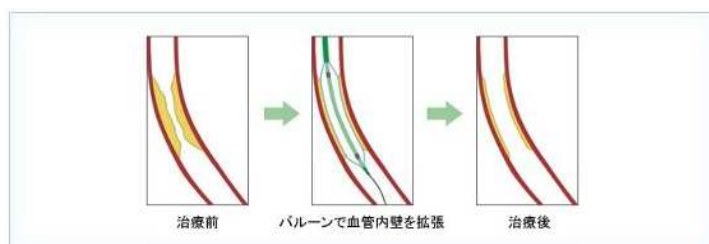
下肢の大腿動脈または上肢の橈骨動脈や上腕動脈から「カテーテル」という細い管を挿入し、大動脈を通過して冠動脈の狭窄部まで進めて治療を行います。

バルーン拡張、ステント留置、血栓吸引療法、レーザーなどの手技が行われています。

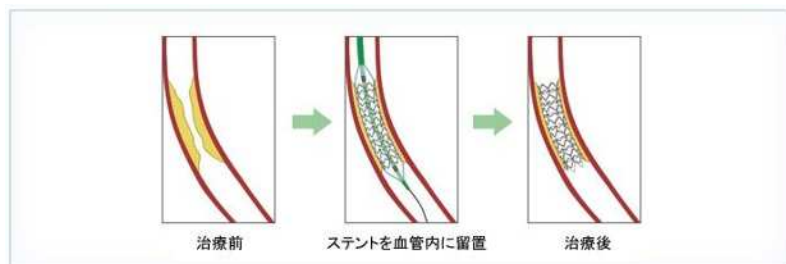
バルーン拡張は、バルーンカテーテルを冠動脈に挿入し、先端にあるバルーン（風船）を拡張して狭くなった冠動脈を拡げます。

ステント留置は、ステントという拡張可能な小さいメッシュ状の金属の筒を血管に留置して、血管の開通性を保持し再閉塞を予防します。

経皮的バルーン血管形成術



経皮的冠動脈ステント留置術



第4節 糖尿病対策

【現状と課題】

現 状

1 糖尿病の現状

- 糖尿病は、食習慣、肥満、運動不足、ストレス等の生活習慣が発症に密接に関連しています。
- 平成 26(2014)年度特定健康診査受診者のうち、当医療圏の糖尿病未治療者で、受診勧奨対象者は男性 5.6% (県 4.5%)、女性 4.2%(県 2.7%)でした。(平成 29(2017)年 3 月特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価)
- 平成 26(2014)年度特定健康診査受診者のうち、当医療圏の糖尿病治療者の割合は男性 9.5%(県 8.2%)、女性 5.8%(県 4.7%)でした。(平成 29(2017)年 3 月特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価)
- 平成 26(2014)年度特定健康診査受診者のうち、当医療圏の糖尿病受療中の者で、HbA1c8.4%以上のコントロール不良者は男性 10.0%(県 9.9%)、女性 7.9%(県 7.7%) でした。(平成 29(2017)年 3 月特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価)
- 糖尿病は新規透析原因第 1 位であり、糖尿病腎症による透析は平成 22(2010)年から横ばいの状況です。(表 2-4-1、図 2-4-①)

2 糖尿病予防

- 平成 28(2016)年度の特定健康診査受診率は岡崎市 46.2%、幸田町 58.4%でした。(愛知県国民健康保険団体連合会) (第 2 節 表 2-2-3)
- 平成 28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によると、当医療圏では健診の結果、肥満・糖尿病・血中脂質異常等に関する指摘を受け、保健指導あるいは医療機関を受診するよう勧められた者のうち、13.5%の人が「何もしていない」と回答しています。
- 愛知県では、飲食店等で提供する食事の栄養表示や健康・食育に関する情報提供を行う施設を「食育推進協力店」として、保健所で登録しており、幸田町では、15 店舗が登録されています。(平成 29(2017)年 4 月 1 日現在)
また、岡崎市では、食育推進協力店に代わるものとして、市独自で健康づくりサポート施設登録推進事業を行っています。健康づくり情報提供施設 346 か所、健康気配りメニュー提供施設 52 か所が登録されています。(令和 3 (2020)年 4 月 1 日現在)
それぞれ、県や市のホームページ等で施設情

課 題

- 糖尿病の疑いがあるままの放置や治療中断は、腎症や神経障害、網膜症などの重症合併症につながりやすいことから、住民自らが定期的に診察を受け、早期に生活習慣改善ができる体制づくりや糖尿病の正しい知識の普及・啓発が必要です。
- 各市町の健康日本 21 計画(健康増進計画)による危険因子対策の継続とデータヘルス計画等による重症化予防対策が必要です。また、職域保健等関係者との連携を推進する必要があります。
- 糖尿病腎症による新規透析導入患者数の抑制を図る必要があります。
- 市町村国民健康保険における特定健康診査受診率の目標値は 60%とされています。目標達成のため、受診勧奨方法及び未受診者対策を工夫する必要があります。
- 糖尿病ハイリスク者に対し、健診後の適切な保健指導、受診勧奨を行なう必要があります。
- 住民自らが糖尿病の予防、重症化の予防が出来るよう、関係機関と連携して個人の健康づくりを支援できる体制整備を推進しています。

報を公開しています。

- 歯科診療所では、歯科治療において糖尿病の治療の有無や既往歴を把握し、関係機関と連携しながら、重症化予防に努めています。
- 市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、平成 30 年度(2018)年 3 月に愛知県糖尿病性腎症重症化予防推進会議を開催し、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合と関係団体等との情報共有や連携体制の構築を図っております。
- 令和 3 年度に愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを改訂しました。

3 医療提供体制

- 平成 26(2014)年 12 月現在、主たる診療科が糖尿病内科(代謝内科)の医師数は 6 人です。また、重症化や合併症対応が可能な糖尿病専門医は 6 名、内分泌代謝科専門医は 3 名います。(平成 26(2014)年医師・歯科医師・薬剤師調査)糖尿病専門医は、人口 10 万対 1.43(県 3.22)と少ない状況です。
- 愛知県医療機能情報公表システム(平成 28(2016)年度調査)によると食事療法、運動療法、自己血糖測定 of 糖尿病患者教育を実施している医療機関は 47 施設あります。また、インスリン療法を実施している医療機関は、52 施設あり、糖尿病の重症化予防に向けて取り組んでいます。(あいち医療情報ネット)

4 医療連携体制

- 当医療圏では岡崎市民病院と岡崎市医師会において糖尿病の地域連携入院パスを運用しています。
- 歯周病は、糖尿病と深い関係があることから、糖尿病の合併症の一つとされており、医科・歯科連携の取組を行っています。

- 糖尿病対策には歯科診療所を含めた連携が重要です。

- 糖尿病対策には、病院、診療所、歯科診療所、薬局、保健機関がそれぞれの機能を生かした役割分担と連携が望まれます。

- 地域において糖尿病の地域連携入院パスの充実が望まれます。

- 糖尿病の合併症である歯周病の重症化を予防するためにも、歯科診療所との連携を更に推進していく必要があります。

【今後の方策】

- 糖尿病の発症と食習慣や運動等の生活習慣が深く関わっていることを各種の機会を通じて、地域住民に周知・啓発していきます。
- 関係機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上や特定保健指導の実施率の向上に取り組んでいきます。
- 発症予防・重症化予防を行う市町及び保険者等の情報共有や協力連携体制の構築を進めていきます。
- 住民自ら栄養面からの適切な健康管理が行える環境づくりを推進するため、関係機関と連携して飲食物の栄養成分表示を推進していきます。
- 糖尿病患者が適切な治療を受けることができる、歯科診療所を含めた診診連携、病診連携を推進することにより、糖尿病の各段階に合わせた効果的・効率的な糖尿病医療の提供を図ります。

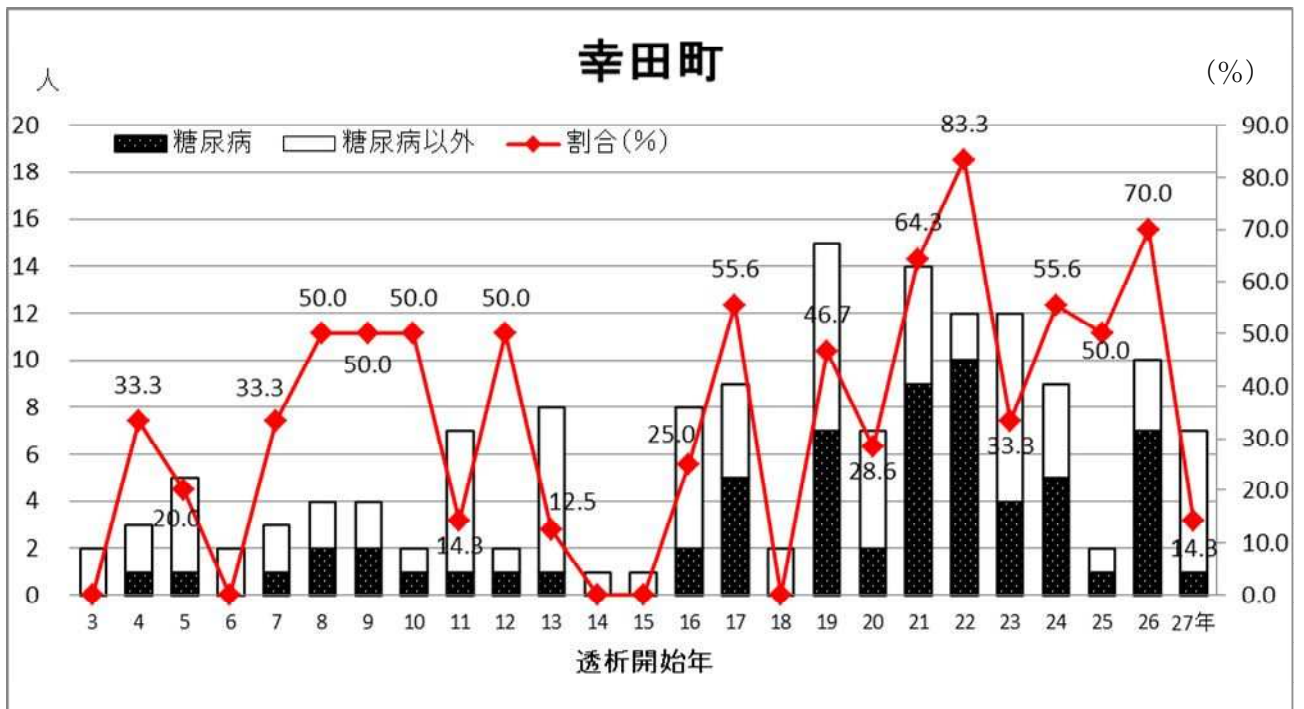
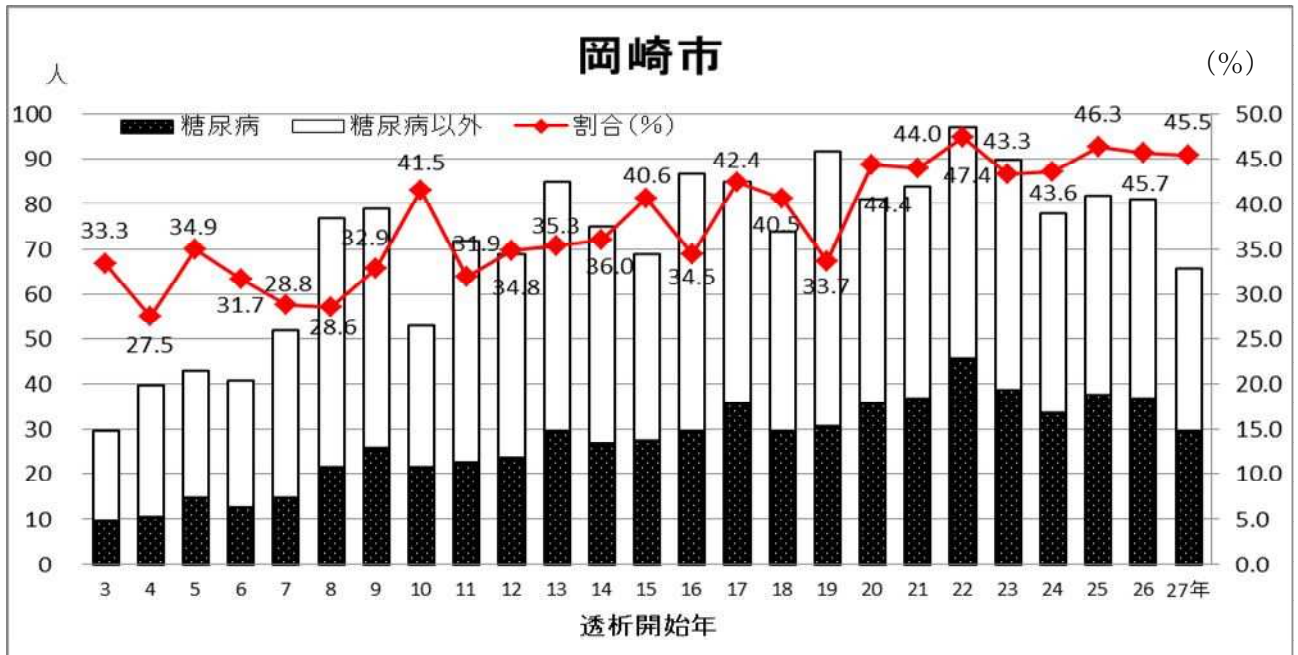
表 2-4-1 糖尿病性腎症による透析新規導入患者数の推移

	H3			H11			H19			H27		
	全体	糖尿病	%	全体	糖尿病	%	全体	糖尿病	%	全体	糖尿病	%
岡崎市	30	10	33	72	23	32	92	31	34	66	30	45
幸田町	2	0	0	7	1	14	15	7	47	7	1	14
医療圏	32	10	31	79	24	39	107	38	36	73	31	43
県	725	187	26	1,499	549	37	1,978	812	41	1,632	609	37

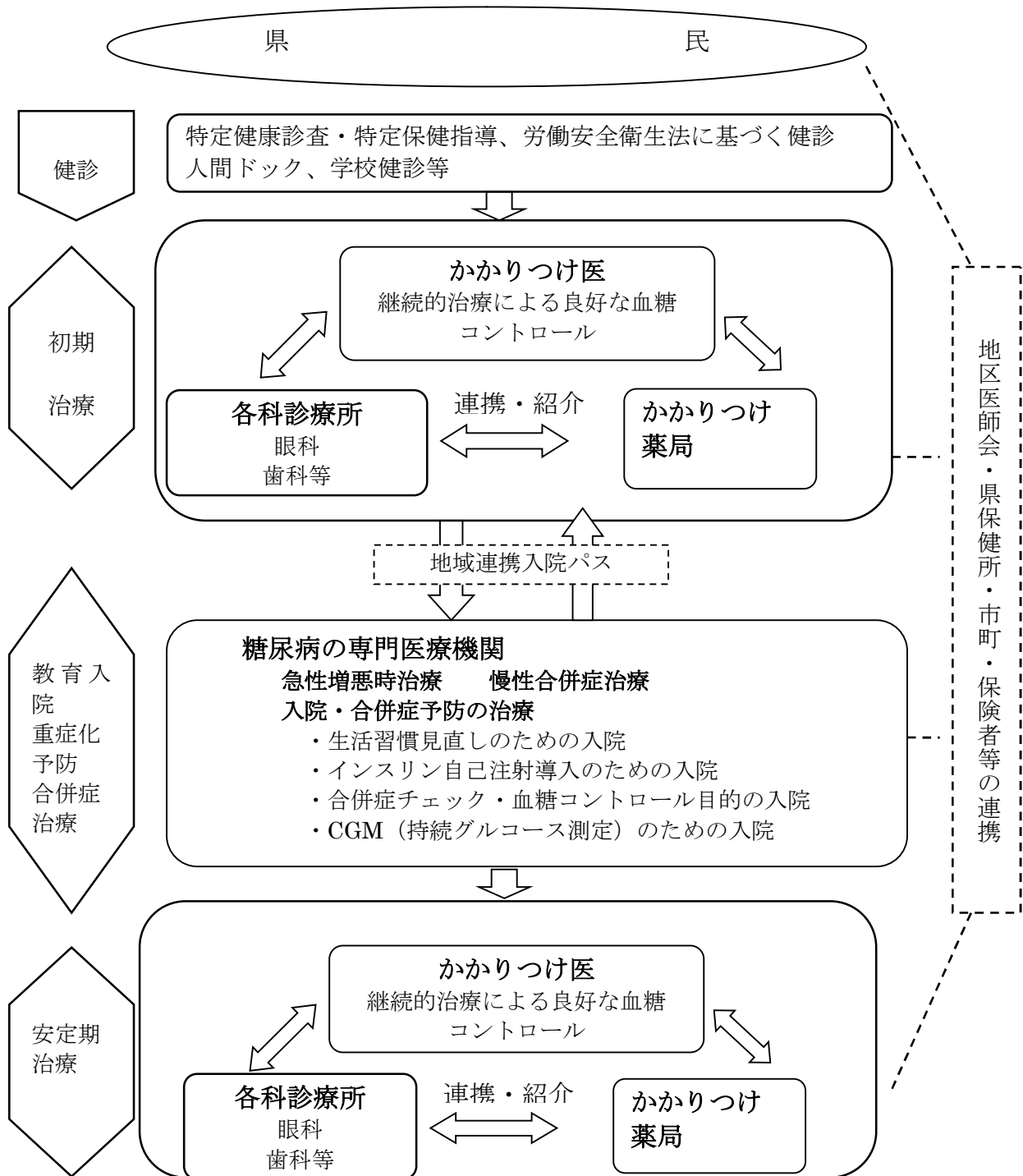
資料：愛知腎臓財団「慢性腎不全患者の実態（平成 27 年末現在）」

注：最近年の発生数は関係機関からの情報入手に遅延があるため減少しているが、次年ごとに修正されている。

図 2-4-① 糖尿病性腎症による透析新規導入患者数の推移



糖尿病 医療連携体系図



【体系図の説明】

- 特定健康診査・特定保健指導や労働安全衛生法に基づく健診等により糖尿病の早期発見や糖尿病予備群のリスクを発見し、受診や生活習慣の改善を促します。生活習慣の改善を促すとともに、糖尿病受診勧奨対象者には、受診勧奨を行います。
- かかりつけ医による定期的な治療において、日常の血糖管理の状態を把握し、同時に眼科、歯科等と連携して病状の変化を観察し、重症化や合併症の予防を促します。
- 重症化した場合や急性増悪時には、糖尿病専門医療機関で治療を受けます。
- 症状が安定した場合には、かかりつけ医において継続的な治療を受けます。

用語の解説

○ 糖尿病が強く疑われる人

ヘモグロビンA1c(NGSP 値)6.5%以上、またはアンケート調査で現在糖尿病の治療を受けていると答えた人。

○ 糖尿病の可能性を否定できない人

ヘモグロビンA1c(NGSP 値)6.0%以上、6.5%未満で現在糖尿病の治療を受けていない人。

○ 1型糖尿病、2型糖尿病

糖尿病には、すい臓からのインスリン分泌が低下して発病する1型(インスリン依存型)と生活習慣の影響が大きいとされる2型があり、日本では2型糖尿病が90%以上を占めています。

糖尿病は、血糖値や口渇、多飲、多尿、体重減少等の症状などを基に診断されますが、糖尿病と診断されないが正常ともいえない境界型糖尿病、糖尿病予備群と呼ばれる人たちが多く存在します。

糖尿病が進行すると、腎症、網膜症、神経障害などの合併症を起し、人工透析が必要となったり、失明に至ることもあります。また、糖尿病は動脈硬化を進行させ、脳血管疾患や心疾患の主要な誘因となります。

○ メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

腹囲を基準に血中脂質、血圧、血糖が高い状態が放置されれば、糖尿病等を始めとする生活習慣病になる危険性が高い状態。

【メタボリックシンドロームの診断基準(平成17(2005)年4月)】

- ・ 内臓脂肪(腹腔内脂肪)蓄積 腹囲 男性 ≥ 85 cm
女性 ≥ 90 cm

上記に加え以下の2項目以上

- ・ 中性脂肪 ≥ 150 mg/dl
かつ/または
- ・ HDL コレステロール < 40 mg/dl
- ・ 収縮期血圧 ≥ 130 mmHg
かつ/または
- ・ 拡張期血圧 ≥ 85 mmHg
- ・ 空腹時血糖 ≥ 110 mg/dl

*中性脂肪、HDLコレステロール、高血圧、糖尿病に対する薬物治療を受けている場合は、それぞれの項目に含めます。

○ 糖尿病ハイリスク者

耐糖能異常者(インスリンの分泌量が減るかその作用が弱くなるかにより、血液中の糖分が増加している者)や投薬を必要としない初期の糖尿病患者です。

第5節 精神保健医療対策

【現状と課題】

現 状

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 地域アドバイザー、基幹相談支援事業所、市町障害福祉課、精神科病院等で、精神科病院からの地域移行の推進に取り組んでいます。
- 精神科を標榜している病院は人口 10 万対 1.18 か所（実数 5 か所）、精神科病院は人口 10 万対 0.7 か所（実数 3 か所）、精神科を標榜している診療所は人口 10 万対 2.13 か所（実数 9 か所）で、県の人口 10 万対の精神科を標榜している病院 1.42 か所、精神科病院 0.51 か所、精神科を標榜している診療所 2.18 か所と少しの差があります。（平成 26(2014)年医療施設調査）
- 訪問診療を実施する精神科病院は 1 か所、精神科訪問看護を提供する病院は人口 10 万対 0.47 か所（実数 2 か所）、診療所数は人口 10 万対 0.24 か所（実数 1 か所）で、県の人口 10 万対の病院 0.37 か所、診療所 0.19 か所に比べ少し高くなっています。（平成 26(2014)医療施設調査）

2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化

(1) 統合失調症

- 平成 28(2016)年末精神障害者把握状況調査によると、当医療圏の統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害による患者数は 1,744 人となっています。（表 2-5-1）
- 当医療圏では、治療抵抗性統合失調治療薬による治療を実施している精神科医療機関は 0 か所です。

(2) うつ病・躁うつ病（双極性障害）

- 平成 28(2016)年末精神障害者把握状況調査によると、当医療圏の躁うつ病を含む気分（感情）障害による患者数は 3,237 人となっています。（表 2-5-1）

課 題

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、医療機関、地域援助事業者、市町等と連携して、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

- アウトリーチ（訪問診療、訪問看護、A C T 等）に取り組む医療機関等を増やしていく必要があります。

- 治療抵抗性統合失調症治療薬や mECT（修正型電気けいれん療法）による専門的治療方法の普及を図る必要があります。

(3) 認知症

- 平成 28(2016)年末精神障害者把握状況調査によると、当医療圏の認知症の患者数は129人となっています。(表 2-5-1)

国の調査によると平成 37(2025)年には65歳以上高齢者に対する割合は現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みです。

- 当医療圏では、岡崎市民病院が認知症の専門相談や鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターに指定されています。また、検査体制や身体合併症、認知症の周辺症状等に対応するために、三河病院、羽栗病院、京ヶ峰岡田病院が連携病院となっています。

(4) 児童・思春期精神疾患

- 当医療圏では、児童・思春期精神疾患に対応できる病院が1か所あります。

(5) 発達障害

- 平成 29(2017)年4月に開設した岡崎市こども発達センターでは、主に6歳までのお子さんを対象に発達障害等について相談、診療、療育を行っています。

また、地域支援活動として発達障害について市民向けの講演会開催等を行います。

- 発達障害に対応できる専門医療機関と地域の関係機関との連携を推進し、発達障害で悩む本人及び家族等の支援を実施していく必要があります。

(6) 依存症

- アルコール・薬物・ギャンブル依存症者の家族や支援者に対し、精神保健福祉相談等を実施しています。

- 平成 28(2016)年度に策定された「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、取組を進めています。

- アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を明確にしていく必要があります。

(7) その他の精神疾患等

- 外傷後ストレス障害(PTSD)、摂食障害、てんかんは各精神科医療機関において治療しています。

- 高次脳機能障害については名古屋市総合リハビリテーションセンター及び特定非営利活動法人高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」を県の高次脳機能障害支援拠点機関としています。

- てんかん、外傷後ストレス障害(PTSD)、摂食障害、高次脳機能障害に対応できる医療機関を明確にしていく必要があります。

(8) 精神科救急

- 精神科救急情報センターでは、24時間365日体制で精神障害者やその家族等から

- ブロック内で、複数の患者の入院が必要な場合に対応できる体制を構築する必要があります。

の電話相談や医療機関の紹介等を行っており、西三河南部医療圏では平成 28(2016)年度に 440 件の相談がありました。(障害福祉課こころの健康推進室調べ)

- 休日・夜間の精神科救急医療体制については、三河ブロックは 13 病院による輪番制(各病院：空床各 1 床)と後方支援基幹病院(空床各 1 床)、及び県精神医療センターの後方支援(空床 3 床)により運用しており、当医療圏の平成 28(2016)年度の対応件数は 598 件で、うち入院は 214 件となっています。(障害福祉課こころの健康推進室調べ)
- 精神科救急医療体制において当番病院が複数の患者の受入を行った日数(平成 28(2016)年度)は、三河ブロックは延べ 21 日となっています。

(9) 身体合併症

- 当医療圏では、平成 28(2016)年度に、1 か所で愛知県精神・身体合併症連携推進事業に取り組む、救急医療機関と精神科病院の双方向の連携を進めています。

(10) 自殺対策

- 当圏域では自殺予防対策事業を推進し、平成 28(2016)年の自殺者数は 70 人と、平成 25(2013)年の 73 人から徐々に減少しています。

(11) 医療観察法における対象者への医療

- 平成 29(2017)年 5 月現在、当医療圏では、指定通院医療機関は 1 か所です。

あります。

- 精神科救急対応の迅速化を図るため、休日・夜間における通報受理体制及び移送体制を整備する必要があります。
- 各精神科医療機関の専門性を活かした連携をさらに推進していく必要があります。

- 救急医療機関と精神科病院との連携を充実させていく必要があります。

- 自殺予防対策事業を推進し、更なる自殺者数の減少を目指す必要があります。

- 対象者の地域移行定着と医療の継続を推進する必要があります。

【今後の方策】

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害の程度にかかわらず、地域で暮らしていける地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。
- 精神障害者地域移行定着支援に関する会議を開催し、地域移行定着を推進していきます。

2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化等

- 多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関の医療機能を明確にします。
- 多様な精神疾患に対し、各精神科及び一般科医療機関の医療機能と治療専門性を活かした地域医療連携体制の整備に努めていきます。
- 第 3 期あいち自殺対策総合計画を推進します。

表 2-5-1 精神障害者把握状況（平成 28 年 12 月末）

(人)

	把握状況計	率(人口万対比)		アルツハイマー病型認知症	血管性認知症	左記以外の症状性を含む器質性精神障害	アルコール使用による精神及び行動の障害	覚せい剤による精神及び行動の障害	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害
		医療圏	愛知県						
岡崎市	5,723	149.2	206.0	104	4	167	44	3	16
幸田町	883	217.7		19	2	55	11	0	5
計	6,606	155.8		123	6	222	55	3	21

	統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	気分(感情)障害	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	成人のパーソナリティ及び行動の障害	精神遅滞	心理的発達の障害	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	てんかん	その他	不明
岡崎市	1,510	2,846	290	12	17	13	175	95	193	2	232
幸田町	234	391	58	4	1	3	28	12	40	0	20
計	1,744	3,237	348	16	18	16	203	107	233	2	252

用語の解説

○ ACT (アクト)

Assertive Community Treatment の略 (包括的地域生活支援プログラム)。

重い精神障害がある人が、住み慣れた場所で安心して暮らしていけるように、医師・看護師・精神保健福祉士など多職種の専門家から構成されるチームが、24 時間 365 日体制で支援を提供するプログラム。

○ 認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断、認知症疾患の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療関係者等への認知症知識の向上を図るための研修の実施や、地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センター等介護関係者、有識者等で組織する認知症疾患医療センター地域連携会議を開催するなど、地域における認知症医療の中心となる医療機関。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)等地域の助け合いによる支援体制。

○ 地域移行サービス

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

○ mECT（修正型電気けいれん療法）

修正型電気けいれん療法は、頭部に通電することで人為的にてんかんと同様の電気活動を誘発する治療法です。全身麻酔と筋肉のけいれんを起こさなくする薬を使用し、麻酔により眠っている間に治療をするので痛みを感じることはなく、また筋肉のけいれんを起こさなくする薬を使用するので、全身のけいれんが起こらず骨折や脱臼に代表される合併症を予防できます。

<各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科外来のある病院>

医療圏	市区町村	病院名	統合失調症	うつ病・躁うつ病（双極性障害）	認知症	児童・思春期精神疾患	発達障害	依存症			PTSD	摂食障害	てんかん	高次脳機能	治療抵抗性統合失調症薬	mECT
								アルコール	薬物	ギャンブル						
西三河南部東	岡崎市	愛知県三河青い鳥医療療育センター	○	○		○	○									
合計			1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科病床のある病院>

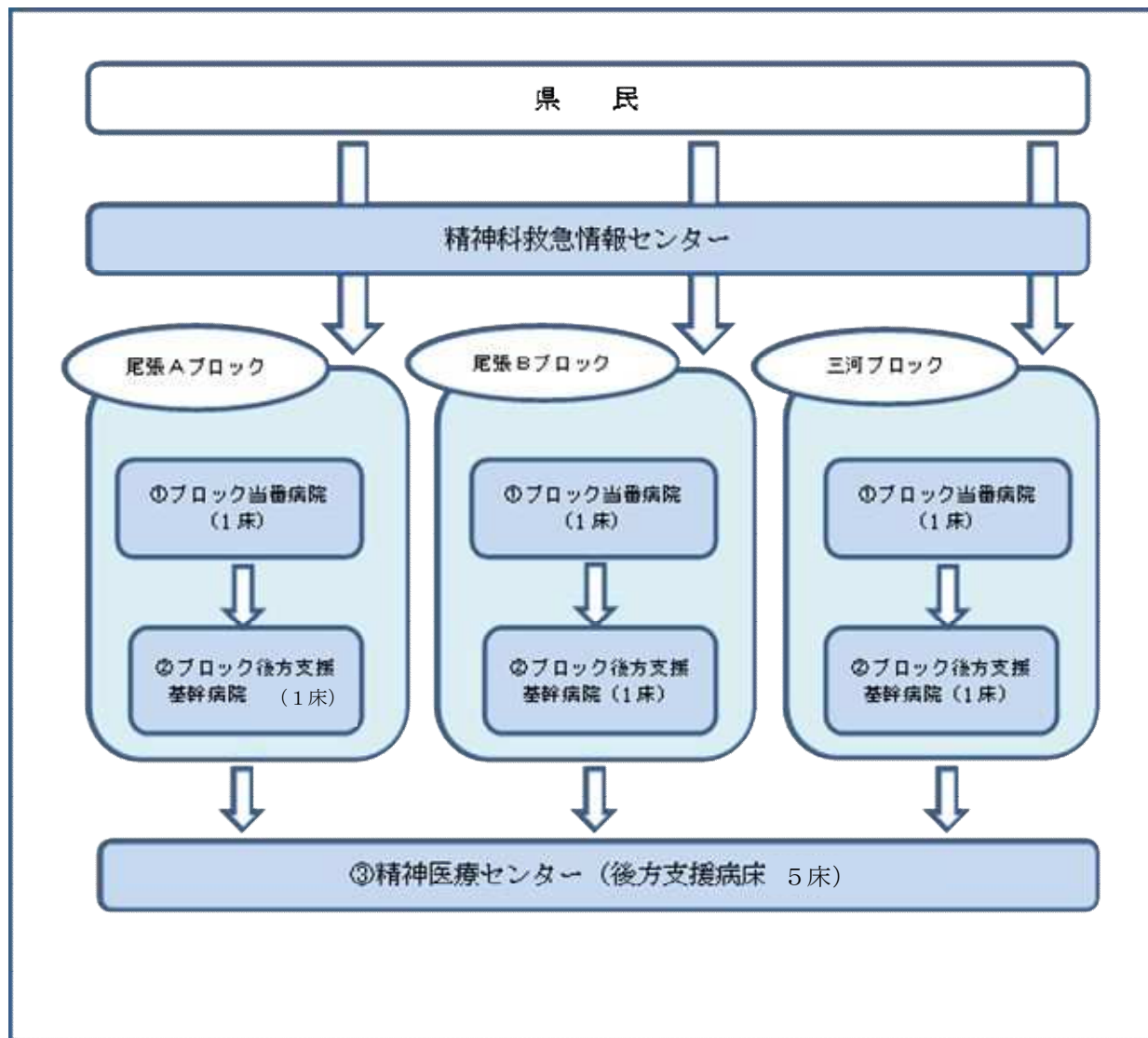
医療圏	市区町村	病院名	統合失調症	うつ病・躁うつ病（双極性障害）	認知症	児童・思春期精神疾患	発達障害	依存症			PTSD	摂食障害	てんかん	高次脳機能	治療抵抗性統合失調症薬	mECT
								アルコール	薬物	ギャンブル						
西三河南部東	岡崎市	三河病院	○	○	○	○	○									
		羽栗病院	○	○	○								○			
	幸田町	京ヶ峰岡田病院	○	○	○		○									
合計			3	3	3	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	

<各精神疾患に対して専門的治療を実施している診療所>

医療圏	市区町村	病院名	統合失調症	うつ病・躁うつ病（双極性障害）	認知症	児童・思春期精神疾患	発達障害	依存症			PTSD	摂食障害	てんかん	高次脳機能	治療抵抗性統合失調症薬	mECT	
								アルコール	薬物	ギャンブル							
西三河南部東	岡崎市	伊賀新クリニック	○	○		○					○	○					
		閉院															
		あおばクリニック		○													
		ならい心療内科	○	○		○	○				○						
		かごた公園メンタルクリニック	○	○													
		岡崎駅前クリニック	○	○	○												
		岡崎駅はるさきクリニック	○	○	○			○									
		おかざきよろず心のクリニック	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			
合計			7	8	4	3	3	1	0	1	3	2	1	1	0	0	

注： 精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査（平成29年6月実施）に対する各医療機関の回答により作成。本調査での「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこと」とした。

<精神科救急の体系図>



【体系図の説明】

県内を3ブロックに分け、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院で対応します。

① 各ブロックの輪番制の当番病院は空床ベッドを1床確保し、入院の必要がある患者を受け入れます。

ブロック内で2人目の患者の入院が必要な場合は、後方支援基幹病院に患者を移送します。

後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合は、県精神医療センターに患者を移送します。

② ブロック後方支援基幹病院は、当番病院から移送された救急患者を受け入れます。

③ 県精神医療センターは、各ブロックにおいて当番病院及び後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合に受け入れます。〔後方支援病床(3床→5床(平成30(2018)年2月1日～))〕

第6節 歯科保健医療対策

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 歯科医療体制</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成 28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によると、かかりつけ歯科医を持つ人の割合は 83.2%で県平均 77.9%を上回っています。(表 2-6-1) また、平成 24(2012)年度実施の前回調査結果(75.7%)と比較すると、その割合は大きく増加しています。○ 当医療圏で歯科口腔外科を有する病院は、1か所(岡崎市民病院)です。○ 在宅医療サービスを実施している歯科診療所は 18.5%です。そのうち、居宅の訪問診療は 15.7%、施設は 17.4%となっています。介護保険の居宅療養管理指導は、歯科医師 4.5%、歯科衛生士 5.1%となっています。(表 2-6-1)○ 在宅療養支援歯科診療所数は、令和 4(2022)年 1月現在で 10か所、5.6%であり、県より低い状況にあります。(表 2-6-1)○ 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護の多職種連携による口腔ケア支援体制の整備が進められています。○ 社会福祉施設等の通所者・入所者の口腔内状況は、地区歯科医師会の協力を得て歯科保健医療を確保しています。○ 障害者(児)の治療を行っている歯科診療所は、29.2%と、県より高くなっています。(表 2-6-1)○ 当医療圏には障害者歯科診療センターが 1か所(岡崎歯科総合センター)あります。○ 救急歯科医療では、休日・夜間診療所として岡崎歯科医師会が岡崎歯科総合センターを 365日体制で開設しています。	<ul style="list-style-type: none">○ 自分の歯・口腔の機能を維持向上するためには、かかりつけ歯科医による定期的な指導と管理が不可欠です。かかりつけ歯科医機能について十分啓発し、かかりつけ歯科医を持つことを推奨していく必要性があります。○ 高度な歯科医療の提供においては、病院と歯科診療所の機能分担を行う必要があります。○ 愛知県歯科口腔保健基本計画の目標に基づき、障害者・児、要介護高齢者、在宅療養者等、定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科保健サービス及び歯科医療の提供体制を整備する必要があります。○ 気道感染予防、介護予防に重要な役割を果たす口腔ケアについて広く啓発するとともにサポート体制を整備する必要があります。○ 住民に対して適切な保健医療福祉サービスを実施するため、関係者の連携を積極的に進める必要があります。○ 在宅療養児・者へは訪問歯科診療に加え、口腔ケアサービスの提供、摂食・嚥下に関する医療供給体制の確保も必要であり、歯科医師会、歯科衛生士会等関係団体と連携を深め提供体制を整備する必要があります。○ 障害者の治療には、治療の困難性や特殊性が要求されるため、現在の体制に加え、病院歯科等との連携システムを検討する必要があります。○ 岡崎歯科総合センター(地域拠点歯科診療所)は、平成 20年 4月の開所から 12年以上経過し、診療設備の老朽化が目立ちます。今後も当センターが地域の拠点として機能するために設備等を更新整備する必要があります。○ 障がい者歯科診療は、行動管理や安全管理などで 専門的な知識・技術・時間を要することから事業運営に支援が必要です。

2 ライフステージに応じた歯科保健対策

(1) 妊産婦期

- 圏域市町では、妊産婦を対象にした歯科健診及び歯科健康教育を実施しています。
- 妊婦歯科健診における進行した歯周炎を有する者の割合は 15.2%です。(平成 27(2015)年度地域歯科保健業務状況報告)

(2) 乳幼児期

- 1歳6か月児及び3歳児健康診査におけるむし歯有病者率は、それぞれ1.68%、16.6%で、3歳までに急増しており、いずれも県平均より高い状況です。(表 2-6-2)
市町では、2歳児歯科健康診査を実施し、3歳までのむし歯の軽減を図っています。
- 園児のむし歯有病者率は、3歳児 17.8%、5歳児 37.7%と倍増しています。(表 2-6-3)

(3) 学齢期

- 小学3年生で永久歯にむし歯のある者の割合は、9.4%です。そのうち、永久歯の中心となる第一大臼歯にむし歯がある者は 95.0%に達しています。(平成 27(2015)年度愛知県地域歯科保健業務状況報告(愛知県健康福祉部))
- 健康日本21あいち新計画が示す12歳児(中学1年)のむし歯のない者の割合の目標値(平成 34(2022)年)は 77.0%以上ですが、平成 27(2015)年度現状値は 71.8%です(表 2-6-4)
- フッ化物洗口を実施する施設は、小学校では 54校中 33校(実施率 61.1%)、幼稚園・保育園では、89園中 16園(実施率 18.0%)です。実施施設の拡大状況には圏域内で地域差があります。(表 2-6-5)

- 妊婦に対し、進行した歯周病が早産・低体重児出産のリスクとなる可能性があることを情報提供し、セルフケアとかかりつけ歯科医を持つことの重要性をさらに啓発していく必要があります。

- 生活習慣・食習慣がむし歯の発生に影響を与えるため、早い時期から「かかりつけ歯科医を持ち」、定期的に健診を受け口腔の健康管理を習慣づける必要があります。
- 乳幼児期は嘔む・飲み込むなどの口腔機能を獲得し、様々な味覚を学習するとともに、よく嘔むことで適切な咬合やあごの発達を促進する重要な時期であることから、むし歯予防と併せた口腔機能の獲得に関する保健指導の充実を図る必要があります。
- 食育を通じてしっかり嘔むことや食事時の姿勢など正しい口腔機能に関する保健指導の充実を図る必要があります。
- 生活習慣・食習慣がむし歯の発生に影響を与えるため、1歳6か月児健康診査以前に歯科保健指導を行う機会を増やす必要があります。また、1歳6か月児健康診査の事後指導の場として、2歳児歯科健診の強化充実を図る必要があります。
- 第一大臼歯をはじめとする永久歯の萌出が開始する園児期にむし歯予防にかかる啓発、対策を強化する必要があります。

- 永久歯のむし歯の減少を目的に実施しているフッ化物洗口は、早い時期から実施することにより高い予防効果が得られるため、小学校における実施施設数の増加を図るとともに、幼稚園・保育園での実施も拡大する必要があります。
- 保健所、市町は、フッ化物洗口実施施設において事業が適正に継続実施されるよう支援する必要があります。

(4) 成人期、高齢期

- 成人・高齢者に対する歯科健康診査、健康教育は、健康増進法に基づく健康増進事業として市町で実施されていますが、参加率は低い状況です。
- 歯周病対策として、岡崎市では16歳以上、幸田町では19歳以上の住民を対象に、歯周疾患健診を実施していますが、いずれも受診率は高くありません。進行した歯周炎を有する人の割合は、40歳で21.9%、60歳で32.6%でした。(平成27(2015)年度健康増進法による歯周疾患健診実施状況報告)
- 職域での歯科健診は、大規模事業所を中心に行われていますが、十分ではありません。
- 高齢者を対象に、介護予防の視点で口腔機能維持向上の取組が市町で実施されています。

3 地域歯科保健情報の把握・管理と人材育成

- 保健所は、地域の歯科保健データの収集分析、結果還元を行い、関係機関への情報提供を行っています。
- 地域の歯科保健の向上を図るため、西尾保健所、歯科医師会、市町では、地域保健関係者、施設関係者等を対象に研修会を開催しています。

【今後の方策】

- 「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」、「愛知県歯科口腔保健基本計画」に基づき、地域における歯科保健医療対策を推進します。
- 関係機関・団体等と連携し、歯を失う二大疾患である“むし歯”と“歯周病”の予防対策をライフステージに沿って効果的に展開し、8020の達成を目指します。
- 良質な歯科医療、歯科保健サービスの提供を目指し、体制の整備と人材育成を図ります。
- 歯科保健対策を的確に進めるため、歯科事業及び歯科保健データの収集、分析、評価、還元を行い、関係者の情報共有に努めます。
- 在宅歯科診療の推進を図ります。

- 歯周病は若い世代から取り組むことが有効であることから歯周疾患健診の充実と併せて40歳未満の若い世代からの健診体制を強化していく必要があります。
- 成人期の歯周病対策は、糖尿病などの生活習慣病対策及び喫煙対策とも関連させ、関係機関・団体と連携し、推進していくとともに、住民への普及啓発を充実させる必要があります。
- 市町実施の歯周疾患健診の受診率の向上にむけ、健診の有効性を住民に積極的に周知する必要があります。あわせて、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診を促進させる必要があります。
- 歯周病対策を効果的に推進するためには、中小規模事業所等に対する対策を積極的に進める必要があります。市町事業も併せて活用できるよう事業所や健康保険組合への働きかけや啓発を一層充実させる必要があります。
- 高齢者の口腔機能、摂食・嚥下機能の低下を予防するため、関係機関とも連携し、口腔ケアの重要性に関する啓発及び高齢者歯科口腔健診を積極的に推進します。

- 市町、地区歯科医師会等関係者間で、歯科保健データの分析、事業評価の結果に基づく地域の実態や課題を共有する必要があります。
- 地域の課題にあわせたテーマによる研修を企画し、人材育成を図る必要があります。

表 2-6-1 歯科診療所の歯科医療提供状況

	施設数	在宅医療サービス実施率	障害者の歯科治療		在宅療養支援歯科診療所	
			施設数	実施率	施設数	実施率
医療圏	178	18.5%	52	29.2%	10	5.6%
県	3,735	24.2%	947	25.4%	594	15.9%
	在宅医療サービス(実施率)					かかりつけ歯科医を持つ人の割合
	訪問診察(居宅)	訪問診察(施設)	居宅療養管理指導(歯科医師)	居宅療養管理指導(歯科衛生士)		
医療圏	15.7%	17.4%	4.5%	5.1%	83.2%	
県	16.1%	16.3%	8.3%	5.8%	77.9%	

資料：平成 29 年医療施設調査（厚生労働省）

注 1：「障害者の歯科治療」はあいち医療情報ネット（愛知県保健医療局）

対応することができる疾患・治療内容 著しく歯科診療が困難な者（障害者等）の歯科治療
平成 30 年 1 月 22 日現在の数値で算出

注 2：「在宅療養支援歯科診療所」は平成 30 年 1 月 1 日現在（東海北陸厚生局調べ）

平成 29 年 10 月 1 日現在の施設数で割合算出

注 3：「かかりつけ歯科医を持つ人の割合」は、平成 28 年度愛知県生活習慣関連調査（愛知県健康福祉部）

表 2-6-2 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査におけるむし歯状況

区 分	1 歳 6 か月児健康診査		3 歳児健康診査	
	受診者(人)	むし歯有病者率(%)	受診者(人)	むし歯有病者率(%)
岡崎市	3,595	1.75	3,841	16.9
幸田町	446	1.12	471	14.2
医療圏	4,041	1.68	4,312	16.6
県	46,458	1.23	48,239	11.9

資料：平成 27 年度愛知県乳幼児健康診査状況（愛知県健康福祉部）

注：県計は名古屋市を除いたデータ

表 2-6-3 園児のむし歯状況

区 分	3 歳児		4 歳児		5 歳児	
	受診者(人)	むし歯有病者率(%)	受診者(人)	むし歯有病者率(%)	受診者(人)	むし歯有病者率(%)
岡崎市	3,526	17.9	3,632	27.9	3,621	38.6
幸田町	539	17.3	585	24.3	518	31.3
医療圏	4,065	17.8	4,217	27.4	4,139	37.7
県	44,745	15.0	47,447	24.3	48,390	32.9

資料：平成 27 年度愛知県地域歯科保健業務状況報告（愛知県健康福祉部）

注：県計は名古屋市を除いたデータ

表 2-6-4 12 歳児のむし歯状況

区 分	受診者数(人)	むし歯のない者(%)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)
-----	---------	------------	------------	-------------

岡崎市	3,804	71.5	28.5	0.69
幸田町	435	74.0	26.0	0.56
医療圏	4,239	71.8	28.2	0.67
県	51,206	75.2	24.8	0.57

資料：平成27年度愛知県地域歯科保健業務状況報告（愛知県健康福祉部）

注1：一人平均むし歯数は、永久歯のむし歯総本数（未処置歯と処置歯の合計）を受診者数で除した値

注2：県計は名古屋市を除いたデータ

表2-6-5 市町別フッ化物洗口実施施設数（平成28年3月末）

	幼稚園・保育園		小学校		中学校	
	管内 施設数	実施 施設数 (%)	管内 施設数	実施 施設数 (%)	管内 施設数	実施 施設数 (%)
岡崎市	77	15 (19.5)	48	29 (60.4)	22	0 (0)
幸田町	12	0 (0)	6	2 (33.3)	3	0 (0)
医療圏	89	15 (16.9)	54	31 (57.4)	25	0 (0)
県	1,230	651 (52.9)	704	364 (51.7)	310	8 (2.6)

資料：令和2年度フッ化物洗口実施状況報告（愛知県保健医療局）

注：県計は名古屋市を除いたデータ

用語の解説

○ かかりつけ歯科医機能

生涯にわたって歯・口腔の健康を維持するために、定期的な歯科健康診査、歯科治療、相談・指導など、個人のライフステージに沿って健康管理を総合的に支援する歯科医師をかりつけ歯科医といいます。高次医療や全身疾患を有する、又は在宅で療養する場合において、他科及び多職種との連携により、医療の質を担保するとともに、QOLの向上を支援する役割を担います。

○ 口腔ケア

歯・口腔の疾病予防、健康保持・増進、口腔機能向上およびQOLの向上を目指したケアをいいます。具体的には、口腔清掃、義歯の着脱と手入れ、口腔機能訓練、歯肉や口腔周囲のマッサージ、食事の介助、口臭の除去、口腔乾燥予防などがあります。

○ 口腔管理

歯科疾患、口腔粘膜疾患、口腔機能障害（摂食嚥下機能障害を含む）等により器質的、機能的な変化に対する医学的管理をいいます。歯科医師や歯科衛生士が、口腔ケアの指導、歯や口腔粘膜の付着物の除去、摂食嚥下リハビリテーション等を行い、口腔内を起因とした感染症リスクの抑制や誤嚥性肺炎の予防を図ります。

○ 在宅療養支援歯科診療所

在宅又は社会福祉施設における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所です。

○ フッ化物歯面塗布

フッ化物を応用したむし歯予防法の一つです。フッ化物製剤を歯に塗布をする、主に低年齢児に用いる方法です。

○ フッ化物洗口

フッ化物を応用したむし歯予防法の一つです。フッ化ナトリウムの水溶液を口に含み、ぶくぶくうがいをする、小学校などの集団で用いられることが多い方法です。

○ フッ化物の応用

むし歯予防を目的として、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤やフッ化物歯面塗布など、年齢や場面に応じて方法を選択しながら活用することをいいます。

第3章 救急医療対策

【現状と課題】

現 状

- 1 救急医療体制の整備
 - (1) 第1次救急医療体制
 - 軽症患者が2次・3次の救急医療機関を受診する件数が多い傾向にあり、第1次救急医療機関への一層の誘導が必要です。
 - 夜間診療所として、岡崎市医師会夜間急病診療所（内科・小児科・外科）が365日体制で開設されています。（表3-1）
 - 休日昼間の診療所として、岡崎市医師会が在宅当番医制（内科又は小児科等の7科8医療機関）で対応しています。（表3-1）
 - 歯科の休日・夜間診療所として、岡崎歯科医師会が岡崎歯科総合センターを365日体制で開設しています。（表3-1）
 - 岡崎薬剤師会は、休日当番薬局などの事業を実施しています。
 - (2) 第2次救急医療体制
 - 第1次救急医療を担う休日夜間診療所の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当するため、病院群輪番制により4病院が医療を提供しています。（表3-1）
 - 当医療圏では、病院群輪番制参加病院には、救急搬送受入不能率が3割を上回っている病院があります。
 - (3) 第3次救急医療体制
 - 岡崎市民病院の救命救急センターは、365日24時間体制で稼働しています。

岡崎市民病院は、平成27(2015)年9月に救命救急センター棟を新設し、これまで以上に重症な救急患者への対応が可能な体制になりました。
 - 平成27(2015)年の当医療圏の救急搬送件数は15,647人で、その内の重症者、死亡者は約1割で、軽症者は約6割を占めています。（表3-2）
 - (4) 特殊診療体制
 - 岡崎市民病院では、特に救急医療として重要である新生児、熱傷、急性心筋梗塞における救急患者に対応しています。
- 2 愛知県救急医療情報システムの利用
 - 愛知県救急医療情報センターにおいて、県民等

課 題

- 藤田医科大学岡崎医療センターが開院し、24時間365日第2次救急を実施する体制となったことから、当医療圏の患者の搬送状況を注視していく必要があります。
- 救命救急センターへの患者集中を防ぎ、救命救急センター本来の高度な診療機能を発揮させるためには、第1次・第2次救急医療機関との役割分担や連携をさらに深めていくことが必要です。
- 急性期を乗り越えた患者が救急医療病床から円滑に転床・退院するためには、圏域内の病院とこれまで以上に連携を深めていくことが必要です。
- 住民が救急医療情報を速やかに得られ、迅

に対し 24 時間体制で医療機関の案内業務を電話、インターネット等で行っています。(表 3-3)

3 搬送体制

- 平成 27(2015)年の各市町の救急搬送状況及び救急救命士の配置状況は、表 3-4 のとおりで、各市町とも、高規格救急車が配置されています。
- 平成 27(2015)年の収容所要時間別の搬送人員の状況は、30 分未満の搬送が 27.5%で県平均 44.2%と比較して割合が低くなっています。(表 3-5)
- 救急救命士の処置範囲の拡大を中心とした救急業務の高度化を推進するため、西三河地区メディカルコントロール協議会が、毎年 2 回開催されています。
- 救急救命士を計画的に養成するとともに、常時指示体制の確立などメディカルコントロール体制の構築を図っています。

4 知識普及

- 市町や消防署では、職員をはじめとし、公共の施設の職員や地域住民を対象とした心肺蘇生法を含めた AED 講習会を実施しています。
- 小児救急医療に関しては、市町は、「こどもの急病ガイドブック」を作成し、「出前講座等でガイドブックの利用について説明するなど、適正受診への普及啓発に努めています。



速な医療を受けられるよう、愛知県救急医療情報センターの活用について市町等と連携して啓発していく必要があります。

- 搬送時間が短くなるように、医療機関の連携・分担を図り、受け入れ体制を整備していく必要があります。
- 近隣の医療圏への搬送が増えていますが、新病院を含め、第 1 次から 3 次の救急医療体制の整備を行い、医療圏外への搬送を減らす必要があります。
- 地域住民へ救急医療に関する診療所と病院の役割について、啓発していく必要があります。
- 安易な救急外来への受診、いわゆる「コンビニ受診」は、医療機関に過度な負担をかけ、真に救急医療が必要な患者への医療の提供に支障をきたす恐れがあるため、適正な救急医療の利用について啓発していく必要があります。
- 県内の医療圏の中で利用ニーズの多い「#8000」のさらなる啓発を、行う必要があります。

【今後の方策】

- 第 3 次救急医療機関への軽症患者の集中を防ぐために、当医療圏では県・市町・岡崎市医師会、主要病院、その他の関係機関が連携し、地域の救急医療事情に即した救急医療体制を検討していきます。
- 軽症患者がまずは第 1 次救急医療機関を受診するよう、地域住民への啓発をします。

表 3-1 各市町の救急医療体制(実施場所及び時間)

(令和3年4月1日現在)

区分	第1次救急医療体制				第2次救急医療体制	第3次救急医療体制
	医 科		歯 科			
	休日昼間	夜間	休日昼間	平日夜間		
岡崎市	9:00~12:00 14:00~18:00 在宅当番医制	20:00~23:00 岡崎市医師会夜間急病診療所	9:00~12:00 13:00~16:00 岡崎歯科総合センター	20:00~23:00 岡崎歯科総合センター	Lブロック 藤田医科大学岡崎医療センター、宇野病院、岡崎南病院、愛知医科大学メディカルセンター 休日 8:00~ 翌 8:00 土曜 13:00~ 翌 8:00 平日 18:00~ 翌 8:00	救命救急センター 岡崎市民病院
幸田町						

表 3-2 傷病程度別搬送人員の状況

(令和2年)

	死亡	重症	中等症	軽症	その他	計
岡崎市	210	1,077	5,356	6,649	0	13,292
幸田町	31	178	466	741	0	1,416
医療圏	241	1,255	5,822	7,390	0	14,708

資料：愛知県消防年報(愛知県防災局)

表 3-3 救急医療情報センター市町別案内件数

(令和2年度)

区 分	住 民	医療機関	計	人口1万対件数
岡崎市	5,705	11	5,716	148.3
幸田町	500	1	501	118.1
医療圏	6,205	12	6,217	145.3

資料：愛知県の救急医療(愛知県保健医療局)

表 3-4 市町別救急搬送状況、救急救命士の配置状況

(令和2年)

区 分	出動件数	搬送人員	救急車台数	救急救命士
岡崎市	14,616	13,545	14(14)	76
幸田町	1,514	1,404	3(3)	13
医療圏	16,130	14,949	17(17)	89

資料：愛知県消防年報(愛知県防災局)

注：() は高規格救急車の再掲

表 3-5 収容所要時間別搬送人員の状況

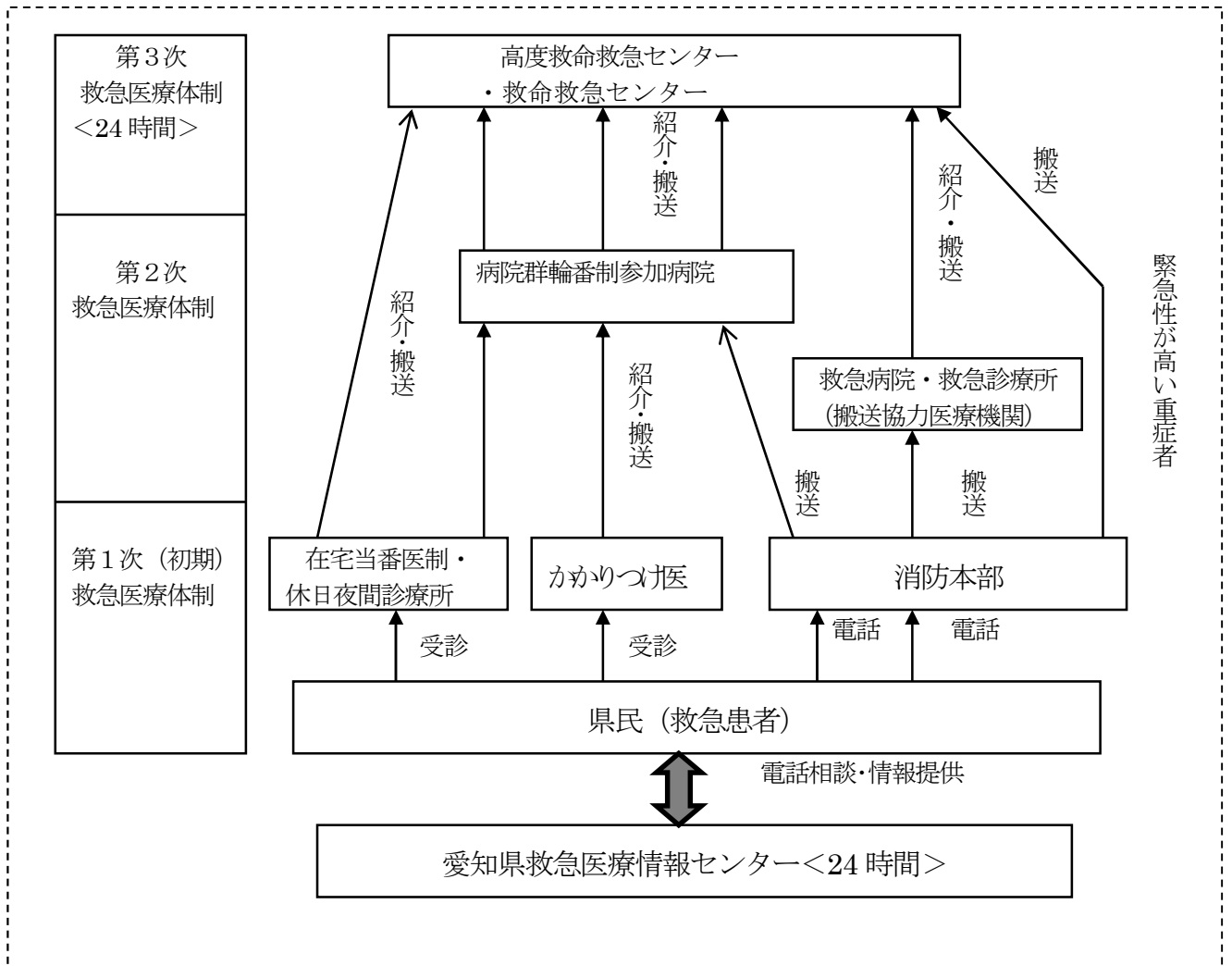
(令和元年)

所要時間	10分未満	10分~ 20分未満	20分~ 30分未満	小計 (%)	30分~ 60分未満	60分~ 120分未満	120分以上	計
岡崎市	0	74	3,055	(21.0)	11,349	417	13	14,908
幸田町	0	2	42	(2.9)	1,247	46	0	1,517
医療圏	0	76	3,097	(19.3)	12,596	463	13	16,425
県	26	16,523	136,304	(41.0)	173,182	6,458	256	332,749

資料：愛知県消防年報(愛知県防災局)

【救急医療体制図】

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。



【体制図の説明】

- 救急医療とは、通常の診療時間外（休日、夜間）及び緊急的に医療を必要とする者に医療を提供するもので、第1次、第2次、第3次と機能分担された救急医療体制を構築することとされています。
- 第1次（初期）救急医療体制とは、休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制であり、休日夜間診療所又は在宅当番医制による医療提供体制が、市町村の広報等により周知されています。
- 第2次救急医療体制とは、救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制であり、病院群輪番制病院（休日、夜間に当番で診療に当たる病院）が救急患者を受け入れています。
- 第3次救急医療体制とは、第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制であり、救命救急センターが救急患者を受け入れています。
- 救急病院・救急診療所とは、救急病院等を定める省令に基づき、救急隊によって搬送される傷病者への医療を担当する医療機関であり、一定の要件を満たし、かつ救急業務に協力する旨の申出があった場合に、知事が認定、告示しています。
- 愛知県救急医療情報センターでは、県民等に対し、24時間体制で救急医療機関の案内業務を行っています。

用語の解説

○ 病院前医療救護活動（プレホスピタル・ケア）

救命率を向上させるため、傷病者を医療機関に搬送するまでの間に救護活動を実施することをいいます。

平成3(1991)年に救急救命士法が制定され、医師の指示の下に救急救命処置を行うことができる資格（救急救命士）が定められました。現在、実施範囲が拡大され、医師の指示の下、気管挿管、薬剤投与などの実施が認められています。

○ 自動体外式除細動器（AED : Automated External Defibrillators）

突然死は、しばしば心室細動という重症の不整脈により引き起こされます。心室細動は、筋肉がけいれんしたような状態で、その唯一の治療法は、電気ショックによる除細動です。

除細動が1分遅れる毎に7～10%生存率が低下するといわれています。その除細動を一般人でも安全に実施できる機器が自動体外式除細動器（AED）です。

○ メディカルコントロール協議会

救急救命士に対する指示体制、救急活動の医学的観点からの事後検証の充実等を協議するため、救急医療機関と消防機関等で構成される組織で愛知県内7つの地区に分かれています。当医療圏は西三河地区となります。

【現状と課題】

現 状

1 平常時における対策

- 県は、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えて、全県域を対象に調整を行う本部災害医療コーディネーターと、2次医療圏ごとの地域の調整を担う地域災害医療コーディネーターを任命しています。当圏域では、岡崎市民病院の医師1名を地域災害医療コーディネーターに任命しています。
- 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣機能を有し、災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院として、当医療圏では岡崎市民病院が指定されています。
- 西尾保健所は、大規模災害時に2次医療圏単位で医療チームの配置調整等を行う西三河南部東医療圏保健医療調整会議を岡崎市民病院（災害拠点病院）内に設置することになっています。
また、平時においても地域における課題等について検討するため、岡崎幸田災害医療対策協議会を開催しています。
- 岡崎幸田災害医療対策協議会では、地震災害時における透析医療提供体制及び情報共有体制の確保や関係機関の連携強化を図ることを目的とした「地震災害時における透析医療提供体制の確保等に関するマニュアル」を作成し関係機関との医療体制の構築に努めています。
- 市町は、大規模災害時に備え、地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）を策定しています。
- 市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会は、大規模災害時に医療救護班を編成し、市町の災害対策本部等との連携体制を整えています。
- 災害時の情報収集システムは、全国の都道府県と連携して厚生労働省が運営する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により構築されています。
- 西尾保健所、市町、災害拠点病院、後方支援病院及び三師会には、防災無線や衛星携帯電話等の災害用通信設備が整備されています。
- 岡崎市医師会は、愛知県医師会の無線システムのサブセンターの役割を担当し、三河地区の医師会から災害時の情報を把握する体制を整

課 題

- 地域災害医療コーディネーターを中心に、西尾保健所、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察、消防等の関係者が平常時から連携し、発災直後から適切な活動ができる体制の検討が必要です。
- 地域災害医療コーディネーターや保健医療調整会議などの県の施策と、市町及び関係機関の施策との整合性を図り、それぞれの施策が共に推進されるよう調整することが必要です。
- 地域災害医療コーディネーターや災害拠点病院の活動を中心に、地域の関係者が合同で訓練を行い、災害時の活動について確認しておくことが必要です。
- 災害直後からの保健活動の役割を検討できるよう、平常時から体制を整備しておくことが必要です。
- 大規模災害に備え、県保健医療調整本部や地域災害医療対策会議を迅速に設置するとともに、長期間にわたりその機能を維持させるためのマニュアルについて、BCPの考え方に基づいて策定しておく必要があります。
- 大規模災害時に災害拠点病院がその機能を発揮できるよう全ての施設の耐震化を図るとともに、DMATの養成及び質の向上を図っていく必要があります。
- 全ての病院において、災害マニュアルの作成を行うとともに、災害拠点病院においてはBCPの考え方に基づいた災害マニュアルを策定する必要があります。
- 災害時にEMIS等を迅速かつ適切に運用するため災害拠点病院や市町の関係機関と協力して訓練を実施する必

えています。

- 緊急時の搬送体制として、当医療圏の市町に愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場所が4か所、緊急時のヘリポート可能場所が17か所指定されています。(平成28(2016)年10月1日現在(愛知県地域防災計画 平成28(2016)年修正))
- 岡崎市の地域防災計画では、後方支援病院(宇野病院、三嶋内科病院、岡崎南病院、富田病院、愛知医科大学メディカルセンター、藤田医科大学岡崎医療センター)を指定しています。
- 市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会が連携し、医療救護所の設置運営訓練や、後方支援病院の支援訓練を実施しています。
- 大規模災害時には、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うDPAT(災害派遣精神医療チーム)が要請により派遣されます。
- 大規模災害発生時の航空医療搬送拠点として、県営名古屋空港を位置付け、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)が設置されます。
また、被害の大きい地域には、重症患者を災害拠点病院やSCU等に搬送するための拠点として前線型SCUが設置されます。
- 市は、「災害時における精神保健福祉活動マニュアル」及び「災害時における難病患者支援体制マニュアル」を作成しています。

2-1 発災時対策

【発生直後から72時間程度まで】

- 発生直後に西三河南部東医療圏保健医療調整会議を迅速に設置し、地域災害医療コーディネーターを中心に関係機関と連携して病院の被災状況等の情報収集を行うとともに、市町と連携して必要な支援の情報収集と医療資源の調整を行います。
- 西三河南部東医療圏保健医療調整会議は、県保健医療調整本部と連携した体制を整え、併せて、市町等の災害対策本部との連絡体制も確保します。
- 災害拠点病院である岡崎市民病院は、災害時の医療救護活動の拠点となって、災害時に多発する重症患者の救命医療に対応するとともに、広域及び地域医療搬送に伴う患者の受入れ及び搬出に対応します。
- 市町の地域防災計画では、関係機関が連携し、医療救護、防疫活動、飲料水の確保、死体の捜索・処理・埋火葬等を実施することとしています。
- 市町は、医療救護活動に必要な医薬品等を防災倉庫等に備蓄するほか、最寄りの販売業者から調達することを原則としています。また、災害の状況等により不足する場合は、市町は県等

があります。

- 災害時に精神疾患を有する患者の受け入れ機能、DPATの派遣機能等を有する災害拠点精神科病院を指定し、災害時における精神科医療提供体制の強化が必要です。

- 災害時には、医療施設や医療関係者も同時に被害を受け、初期のスムーズな活動が制限されることが予想されるため、具体的な災害規模を想定した連携体制が必要です。

- 医薬品、輸血用血液等の円滑かつ安定した供給の確保が必要です。
- 医薬品の種類・備蓄量等について、定期的な見直しが必要です。
- 精神科病院が被災した場合に、入院患者の移送や受け入れ等を円滑に行うことができる体制を整備する必要がある

に調達を要請することとしています。

- 市町は、医師会・歯科医師会・薬剤師会との「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、当圏域に設置する医療救護所等で初期治療の体制を整え、負傷者への処置を行うとともに、医薬品などの供給についても協力し合うこととしています。

※震度6弱以上の地震が発生した場合、岡崎市市内には最大10か所・幸田町内に1か所の医療救護所が設置されます（この場合、原則、診療所は閉鎖されます）。

2-2 発災時対策

【発生後概ね72時間後から5日間程度まで】

- 当医療圏では地域災害医療コーディネーターを中心に、西三河南部東医療圏保健医療調整会議において、派遣された医療救護班及びDPATの配置調整を行います。
- 災害規模により、市町や医療機関は、避難所等における医療救護活動を継続します。
- 西尾保健所及び市町の保健師は、連携・協力して、保健活動を開始します。
- 西尾保健所及び市町は、連携・協力して、主に避難所における災害時要配慮者や被災住民への健康相談、歯科保健相談、精神保健福祉相談、栄養指導等の保健活動を推進するための人的・物的確保を行います。また、保健医療ボランティアの受入れを行います。

2-3 発災時対策

【発生後概ね5日目以降】

(1) 医療保健対策

- 西三河南部東医療圏保健医療調整会議は、県保健医療調整本部において、派遣調整された医療救護班等の医療チームやDPAT、保健師チーム等の配置調整を行います。
- 西尾保健所及び市町の保健師は、連携・協力して、巡回健康相談、心のケア、栄養指導、子どもたちへの健康支援、職員等支援活動従事者への健康管理などの保健活動を継続します。

(2) 防疫対策

- 災害発生時には、被災地において感染症がまん延しないように、感染症発生状況やその兆候等の把握及び防疫活動状況等の把握を行います。

(3) 食品衛生対策

ります。

- DMA Tから医療救護班による医療救護活動に切り替えていく時期であるため、DMA Tから医療をシームレスに医療救護班に引き継ぐことが必要です。
- 避難所、医療救護所の運営状況を把握できるようEMISの活用について、市町村と連携していく必要があります。
- 保健医療調整会議において、関係機関が連携して活動を行う体制の整備が必要です。
- 迅速に保健活動が行えるよう、平時からの演習実習等、体制整備に向けた取組が必要です。
- 災害時要配慮者に関する情報を日頃から市町が把握し、地域住民や関係機関が連携して安否確認等を実施する体制が必要です。

- 復旧までの期間が長期にわたることを想定したチームの編成が必要です。
- 保健医療調整会議における各チームの連携体制の整備が必要です。

- 防疫活動が効果的に行われるよう、連携体制を構築する必要があります。

- 食品衛生対策活動が効果的に行われるよう、連携体制を構築する必要があります。

- 救援物資集積所等の把握及び避難所等で食中毒発生防止に必要な食品衛生対策を実施します。
また、食品関係営業施設に対し、復旧活動について指導することとしています。

【今後の方策】

- 災害時において中心的な役割を担う医療機関である災害拠点病院及び災害拠点精神科病院において、施設の耐震化、自家発電装置の充実、衛星携帯電話等通信手段の確保、診療に必要な水及び飲料水等の確保など、災害時における中心的な役割を果たすために必要な機能の充実・強化を図ります。
- 災害時の医療の確保を図るため、災害拠点病院以外の医療施設についても耐震化を推進し、施設・設備の充実及び機能の強化を図ります。
- 地域災害医療コーディネーター、県、市町、関係機関等が連携し、医療チーム等の派遣や配置調整などのコーディネート機能が十分に発揮できる体制の充実を図るため、平時から関係者による検討を進めるとともに、訓練を定期的実施します。訓練結果の検証を基に医療救護活動計画を見直す等、災害に備えた体制の充実・強化を図ります。
- 平常時から災害直後、復旧・復興期までの保健師の活動を示した「災害時保健活動マニュアル」を活用していきます。
- 災害拠点病院及び災害拠点精神科病院がBCP（事業継続計画）の考え方に基づいた災害対策マニュアルが作成されるよう指導していくとともに、これら以外の医療機関においても、初動体制を定めた災害対策マニュアルの作成を促します。
- 災害時には医療機関が広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を迅速かつ適切に運用できるよう西尾保健所が中心となって定期的な訓練を実施していくとともに、医療救護所の活動状況などを広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して把握できるよう、市町、医師会等の関係団体との連携体制を確立していきます。
- 大規模災害に備えて、医薬品の備蓄の充実を図るとともに、災害時の医薬品卸売販売業者による流通の支援体制等、災害時における医薬品の供給体制の充実を図ります。
- 災害拠点精神科病院を指定し、災害時における精神科医療提供体制の充実を図ります。

用語の解説

○ 災害拠点病院

重篤救急患者の救命医療を担う高度な診療機能、受入れ機能、広域搬送機能、自己完結型の医療チームの派遣機能、医療資器材の貸出機能を有するほか、機能性の高い自家発電装置や衛星電話等の充実した通信機器等を保有し、災害時において医療を継続して提供するための拠点となる病院です。

○ 災害拠点精神科病院

災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神科医療を行うための診療機能やD P A T派遣機能を有するほか、患者の一時的避難に対応できる場所や重症な精神疾患を有する患者に対応可能な保護室を有し、災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う病院です。

○ 災害医療コーディネーター

県が任命する救急医療・災害医療に精通した医師で、医療ニーズに比して圧倒的に提供可能な医療資源が少ないことが想定される災害時において、的確に医療ニーズを把握し、被災状況や緊急性等を踏まえて医療を提供していくための分析や調整を行う上での中心的な役割を担います。

○ 広域災害・救急医療情報システム (EMIS: Emergency Medical Information System)

大規模な災害や事故に備え、インターネットを利用して医療機関の情報を収集・発信し、活用できるよう、厚生労働省が中心となって、全国の都道府県と連携して運営しているシステムであり、災害時における迅速な医療活動において重要な役割を果たします。

○ 航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU: Staging Care Unit)

災害時において、重症患者を県外の災害拠点病院に搬送するための航空搬送拠点であり、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所です。(県営名古屋空港)

○ 前線型SCU

甚大な被害を受けた地域の重症患者をSCUや被災地域外の災害拠点病院に搬送するための航空搬送拠点であり、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所です。

○ 災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

災害急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームです。

日本DMAT…厚生労働省主催の専門研修を修了した者により編成され、全国で活動できるチーム

愛知DMAT…県主催の専門研修を修了した者により編成され、県内のみで活動できるチーム

○ 災害派遣精神科医療チーム (DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team)

被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者(地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等)への専門的支援等を行う専門チームです。

○ 災害時保健活動マニュアル

被災住民の健康回復への支援・生活再生への支援に向けて、災害時、保健師が迅速・的確に活動を行うための指針です。

災害医療提供体制体系図

■ 急性期～亜急性期

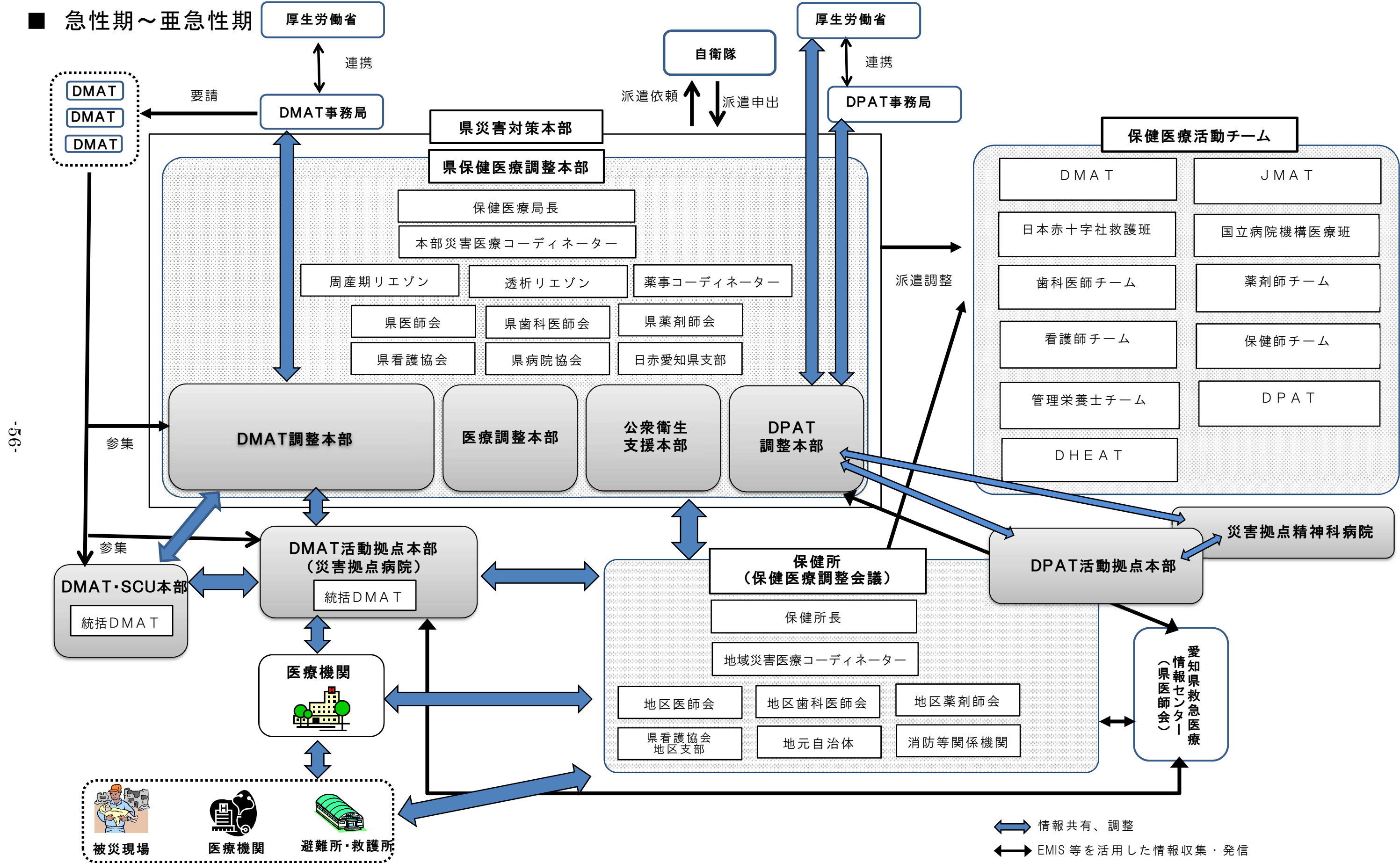


Fig.2 災害医療提供体制（急性期～亜急性期）

■ 中長期

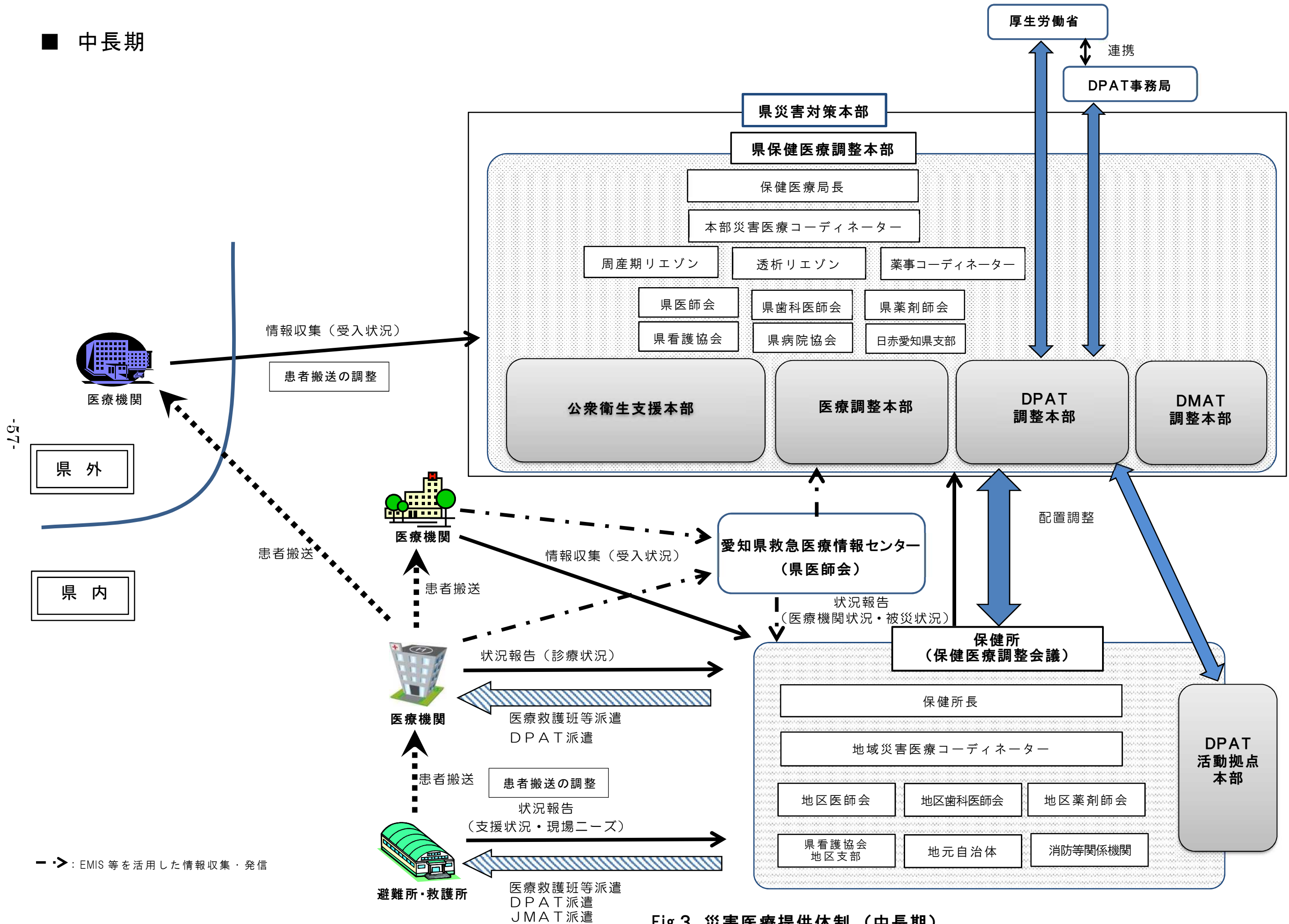
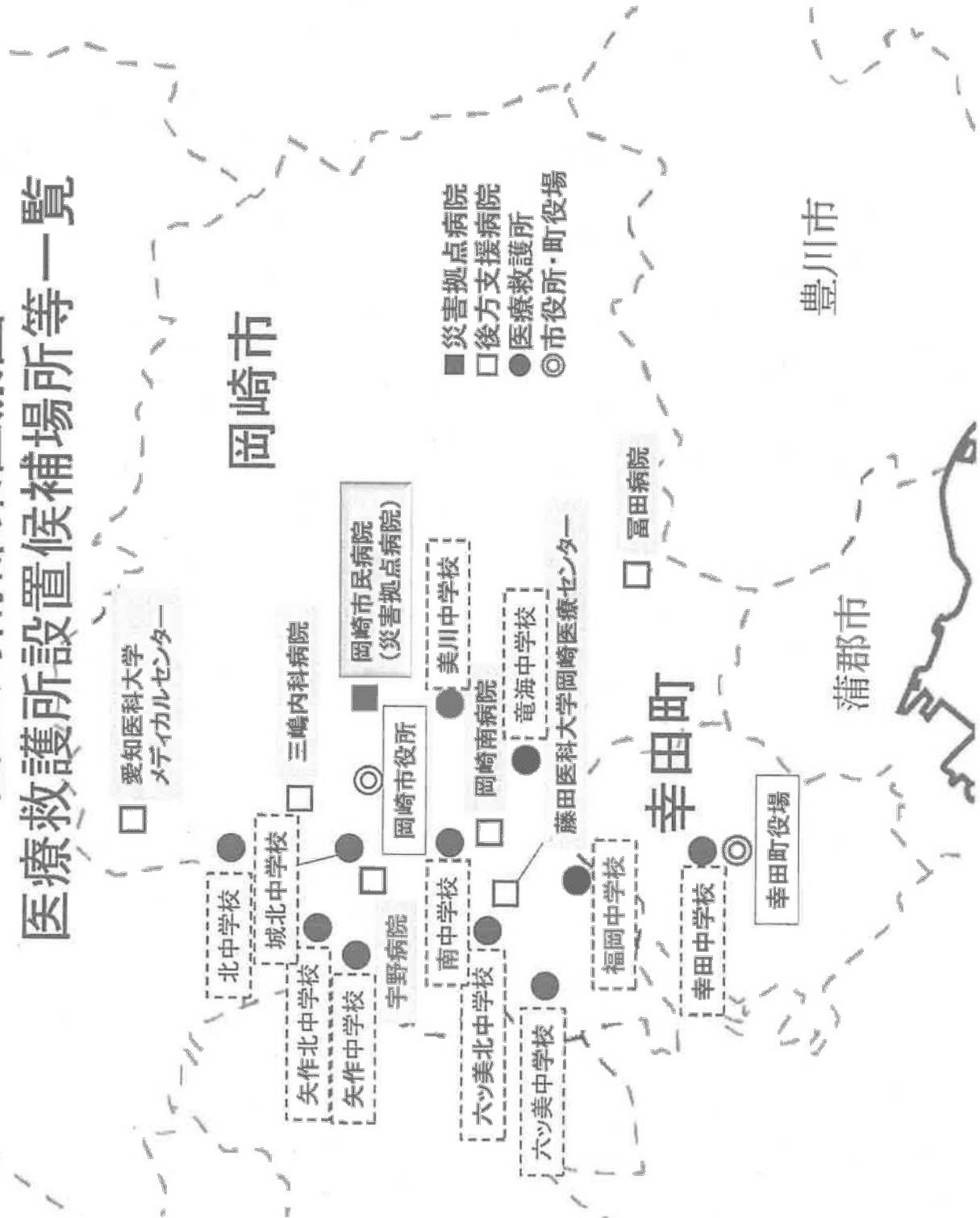


Fig.3 災害医療提供体制 (中長期)

【体系図の説明】

- 西尾保健所が、地域の医療に関する調整を担う保健医療調整会議を設置します。なお、災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害（事故災害）に至るまで様々な種類があります。
- 県保健医療調整本部と保健医療調整会議は、連携して医療機関の被災状況や避難所等の医療ニーズの把握・分析を行い、医療チームの配置や患者搬送、医薬品の供給等の調整を行います。
- 都道府県等への医療チームの派遣要請や受入れ、県全域の医薬品等の調達は県保健医療調整本部において行い、地域における医療チームの配置や医薬品等の配分調整は、保健医療調整会議において行います。
- 災害発生後、時間の経過とともに、DMATによる活動から次第に医療救護班による活動が中心となります。また、災害発生直後は重症患者等への緊急医療が中心となりますが、次第に避難所での慢性期医療や、中長期では健康指導や医療機関の復旧支援等が中心となります。
- 愛知県医師会の愛知県救急医療情報センターは、EMIS等により、医療機関における診療状況等の収集・発信を行い、県保健医療調整本部や保健医療調整会議、医療機関等の活動を支援します。

西三河南部東医療圏 医療救護所設置候補場所等一覧



第5章 周産期医療対策

【現状と課題】

現 状

- 1 母子保健関係指標の状況
 - 愛知県の人口動態統計によると、当医療圏の平成30(2018)年の出生数は3,778人、出生率(人口千対)は8.8で、県の8.4に比べるとやや高くなっています。また、乳児死亡率と新生児死亡率についても、平成30(2018)年度は県平均よりやや高くなっています。(表5-1)
- 2 周産期医療体制
 - (1) 正常分娩における体制
 - 医師・歯科医師・薬剤師調査によると、平成30(2018)年12月現在、当医療圏で主たる診療科が産科・産婦人科とする医療施設従事医師数は32人で平成26(2014)年12月と比べると2人減少し、出生千人あたりの医師数は8.4人で、県平均10.09人より低い状態です。
 - 令和3(2017)年10月1日現在、分娩を取り扱っている病院は2か所あり、診療所は4か所あります。
 - (2) ハイリスク分娩に対する体制
 - 県内の総合周産期母子医療センターと、当医療圏の地域周産期母子医療センターである岡崎市民病院及び地域周産期医療施設との間のネットワークにより、地域において妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供しています。

地域医療再生計画に基づき、NICU等の後方支援病床としての機能を持つ医療型障害児入所施設である心身障害児療育センター第二青い鳥学園を、県三河青い鳥医療療育センターとして改築整備し、入所定員を120名から140名に増員しました。
- 3 母子保健推進事業による医療機関と保健機関の連携体制づくり
 - 周産期から継続的な支援をするため、問題を抱えた母子に対し、産婦人科医療機関等と保健機関の連携(連絡票の活用等)を図り、早期に支援できるシステムの確立を目指し、会議や研修を実施しています。
 - 周産期母子医療センターでは多くの施設で外来診療により、精神疾患を有する母体に対応しています。また、必要に応じ入院診療可能な、4大学病院と連携を図っています。

課 題

- 今後も母子保健関係指標の改善が求められます。
- 産科の医療機関、産科医の確保が望まれます。
- 病院勤務の産科医師の負担軽減のため、バースセンター(院内助産所)や助産師外来の整備などを推進していく必要があります。
- 分娩取扱医療機関の確保に向けて、適切な支援を行う必要があります。
- NICU長期入院児が在宅で安心して生活できるよう医療・福祉の連携体制を進める必要があります。
- 周産期母子医療センターは、実情に応じて、精神疾患を有する母体に適切に対応する体制を構築する必要があります。
- 災害時に既存のネットワークを十分活用できるよう、災害医療コーディネーターのサポート役となる、リエゾンを養成する必要があります。

4 災害時における周産期医療体制

- 本県の災害時における周産期医療については、周産期医療情報システムを活用して連携を取ることをとしています。
- 産科医療機関と周産期母子医療センター間での災害時の連携体制について、検討していく必要があります。

【今後の方策】

- 周産期医療ネットワークを一層充実強化し、安心して子どもを生み育てる環境の整備を進めます。

表 5-1 母子保健関係指標

年	医療圏				県			
	24年	25年	26年	27年	24年	25年	26年	27年
出生数 (率)	4,200 (10.2)	4,193 (10.1)	4,023 (9.6)	4,168 (9.9)	67,913 (9.1)	66,825 (9.0)	65,218 (8.7)	65,615 (8.8)
乳児死亡数 (率)	6 (1.4)	8 (1.9)	6 (1.5)	12 (2.9)	142 (2.1)	133 (2.0)	137 (2.1)	140 (2.1)
新生児死亡数 (率)	4 (1.0)	4 (1.0)	8 (1.0)	7 (1.7)	55 (0.8)	58 (0.9)	60 (0.9)	62 (0.9)
死産数 (率)	77 (18.0)	96 (22.4)	92 (22.4)	66 (15.6)	1,434 (20.7)	1,417 (20.8)	1,358 (20.4)	1,283 (19.2)
周産期死亡数 (率)	18 (4.3)	21 (5.0)	19 (4.7)	15 (3.6)	261 (3.8)	260 (3.9)	231 (3.5)	253 (3.8)

資料：愛知県衛生年報

注：乳児死亡数：生後1年未満の死亡 新生児死亡数：生後4週未満の死亡

死産数：妊娠満12週以後の死産

周産期死亡数：妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡（生後1週未満の死亡）

出生率＝出生数／人口×1,000

乳児死亡率＝乳児死亡数／出生数×1,000

新生児死亡率＝新生児死亡数／出生数×1,000

死産率＝死産数（自然＋人工）／出産数（出生数＋死産数）×1,000

周産期死亡率＝ $\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{生後1週未満の早期新生児死亡数}}{\text{出産数（出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$

用語の解説

○ 周産期医療

周産期とは妊娠後期から新生児早期まで（一般には妊娠満22週から出生後7日未満）のお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るのが周産期医療です。

周産期医療では、妊娠の異常、分娩期の異常、胎児・新生児の異常に適切に対処するため産科小児科その他の医療スタッフが連携、協力します。

○ 愛知県周産期医療協議会

国の周産期医療の体制構築に係る指針において、周産期医療体制の整備に関する協議を行うため、都道府県が設置することになっている協議会です。

本県では平成10(1998)年に設置されて以来、地域の実情に応じた周産期医療体制の整備に関する事項などについて、周産期医療関係者が議論する場として機能してきました。愛知県医師会、愛知県病院協会、愛知県産婦人科医会、愛知県小児科医会、愛知県看護協会、愛知県助産師会、周産期母子医療センター、4大学病院、県医療療育総合センター中央病院、県あいち小児医療センターなどが参加しています。

○ 総合周産期母子医療センター

相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等）を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するものです。

○ 地域周産期母子医療センター

産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に関して比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものです。

○ MFICU

Maternal Fetal Intensive Care Unitの略で、日本語では母体・胎児集中治療管理室といいます。妊娠高血圧症候群、前置胎盤、合併症妊娠、切迫早産や胎児異常など、ハイリスク出産の危険度が高い母体と胎児に対応するための設備を備えています。

○ NICU

Neonatal Intensive Care Unitの略で、日本語では新生児集中治療管理室といいます。低出生体重児や何らかの病気がある新生児に対応するための設備を備えています。

○ GCU

Growing Care Unitの略で、日本語では回復治療室あるいは継続保育室などといいます。NICU（新生児集中治療管理室）を退室した児や病状が比較的安定している軽症の児等に対する治療を行います。

○ パースセンター

病院の中で助産師が中心となり、妊婦の健診や分娩を行う施設です。正常分娩に対応します。院内助産所とも呼ばれます。

○ **救命救急センター**

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、第2次救急医療機関で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し、高度な医療技術を提供する第3次救急医療機関です。

○ **リエゾン**

県が任命する周産期医療に精通した医師で、県保健医療調整本部において、的確に医療ニーズを把握し、被災状況や緊急性等を踏まえて医療を提供していくための分析や調整を行う役割を担います。

第6章 小児医療対策

【現状と課題】

現 状

1 小児医療提供状況

(1) 医療提供状況

- 当医療圏で小児科を標榜している病院は5病院、小児科を標榜している診療所は72診療所あります。(令和3(2017)年6月1日現在)
- 愛知県医療機能情報公表システム(令和3(2021)年度調査)によると小児科専門医のいる医療機関は4病院、18診療所です。
- 国の平成28(2016)年医師・歯科医師・薬剤師調査によると、当医療圏の主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数は37人、15歳未満人口千人あたりの医師数は0.59人で県平均0.88人より低くなっています。(表6-1)

(2) 特殊(専門)外来等

- 当医療圏に小児期において近年増加してきている糖尿病などの小児生活習慣病やアレルギーなどに対応する特殊(専門)外来を実施している医療機関があります。

2 小児救急医療体制

- 岡崎市医師会夜間急病診療所(内科、小児科、外科)は、平成16(2004)年6月から小児科専門医による小児科外来を設置し、毎日午後8時から午後11時まで診療を行っています。
- 市町において、症状別の対処法を掲載したガイドブックの作成・配布、また市町では保護者向けの小児救急出前講座を開催するなど、各種事業を展開しています。
- 愛知県では、かかりつけの小児科医が診察していない夜間に、患者の症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、保護者向けの小児救急電話相談事業を実施しています。
毎日午後7時から翌日午前8時まで、看護師資格を有する相談員が電話で対応します。電話番号は、全国統一の短縮番号#8000番(短縮番号を利用できない場合は052-962-9900)です。

3 保健、医療、福祉の連携

- 虐待を受けている子どもが、長期的には増加傾向にあり、早期に発見して、適切に対応していくことが重要です。
各市町に、要保護児童対策地域協議会が設置

課 題

- 小児科医や小児科を標榜する病院・診療所の確保が必要になります。
- 病病連携・病診連携による小児医療提供の体制整備の推進が必要です。
- 夜間における小児の時間外救急において、岡崎市民病院への軽症患者の集中を緩和するため、軽症患者は夜間急病診療所を受診するよう、住民や患者・家族等への普及啓発を図る必要があります。
- 医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要です。

されており、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携して、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童への対応を行っています。

- 保健所では、小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養が必要な児の相談や療育指導等を行っています。
- 岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「療育」を総合的に行っています。

4 医療費の公費負担の状況

- 当医療圏の子ども医療費助成の対象者は、通院、入院とも中学校卒業までの子どもで医療保険による自己負担額の助成が行われています。(平成30(2018)年3月現在)

5 小児がんの医療

- 小児がん拠点病院は名大学附属病院で、県内に1ヵ所の状況です。患者家族の滞在施設を併設し、難治性小児がんの治療が行われています。

- 小児がん等により長期の入院治療等が必要とする場合に、医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要です。

【今後の方策】

- 小児救急医療体制の一層の充実を図るため、医師会、主要病院、市町等関係機関と連携をとり、地域の実情に応じた方策について協議していきます。
- 身近な地域で診断から治療、また、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、医療機関や地域関係機関の連携を推進します。
- 子どもが急に病気になっても、安心して相談、医療が受けられるよう、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、病診連携、病病連携を推進し、地域小児医療体制の整備、充実を図ります。
- 小児救急医療体制推進のために、関係諸機関との連携を図ります。
- 子どもの様々な健康問題に対応するため、保健、医療、福祉が連携して継続的なケアができる体制を目指します
- 小学校や中学校等への復学時に重要となる教諭等への小児がんに関する情報提供を行い、小児がん患者の復学を支援していきます。

表 6-1 小児科医師数等

	小児科医師数* (H28. 12. 31)	15歳未満人口 (H27. 10. 1)	15歳未満千人対医師数
医療圏	37	63,071	0.59
県	904	1,022,532	0.88

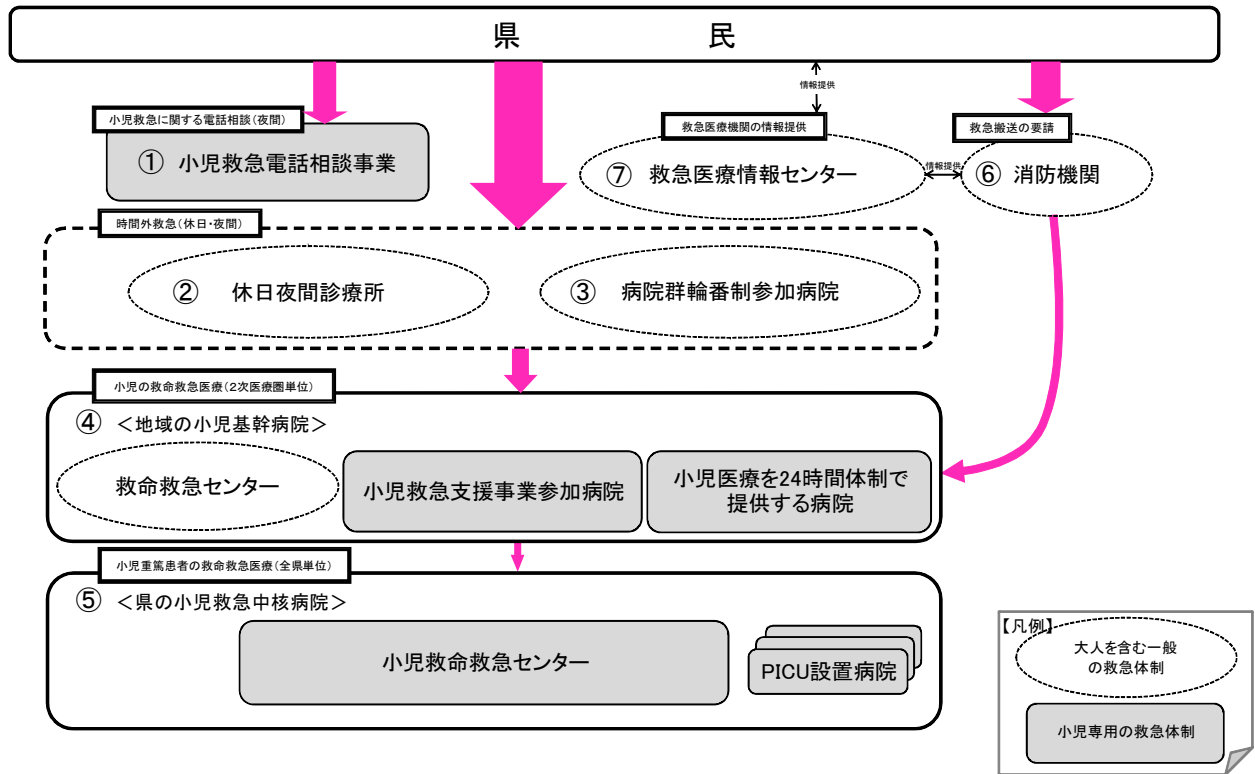
資料：小児科医師数(主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数)：H28 医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

15歳未満人口：国勢調査(総務省)

*複数の診療科に従事している場合の主として小児科に従事している場合と、1診療科のみに従事している場合の医師数である。

小児救急医療連携体系図

具体的な医療機関名は、別表に記載しております。



【体系図の説明】

- ① 小児救急電話相談事業とは、小児の保護者の安心感の向上を図るため、かかりつけの小児科医等が診察していない夜間（午後7時から翌日午前8時）に、看護師資格を有する相談員が保護者向けの救急電話相談を行うものです。
- ② 休日・夜間の時間外救急は、休日夜間診療所及び在宅当番医が担当します。
- ③ 病院群輪番制に参加する病院は、原則として2次医療圏域の休日・夜間の救急患者を受け入れますが、時間外外来に多くの小児の軽症患者が集中しています。
- ④ 地域の小児基幹病院には、救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院（診療報酬により小児入院管理料1又は2の評価を受けている病院）が該当します。
地域の小児基幹病院は、原則として2次医療圏域の小児の重篤な救急患者を受け入れます。
小児救急医療支援事業は、県内2か所の医療圏で実施しています。
- ⑤ 県の小児救急中核病院には、小児救命救急センターが該当します。また、県の要請によりPICUを設置している2病院は、小児救命救急センターの役割の一部を補完します。
県の小児救急中核病院は、全県レベルで小児の重篤な救急患者を受け入れます。
県あいち小児保健医療総合センターは、平成28(2016)年3月30日に小児救命救急センターに指定されています。
- ⑥ 救急搬送の要請を受けた消防機関は、地域の小児基幹病院に連絡し、迅速に搬送します。
- ⑦ 愛知県救急医療情報センターでは、インターネットや電話を通じ、消防機関や県民に対して受診可能な医療機関を案内します。

第7章 へき地保健医療対策

【現状と課題】

現 状

- 1 へき地診療所の状況
 - 当医療圏には「山村振興法」適用地域があり、へき地診療所は、岡崎市額田北部診療所、岡崎市額田宮崎診療所の2か所あります。(図7-①)
 - 上記2か所の診療所は、互いに協力、補完しあい「病気を持った個人」ではなく、「生活者として地域に住む個人」として患者さんと向き合うように心がけ、地域に密着した診療を行っています。地域の医療の拠点として活動し、社会福祉協議会、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、岡崎市保健所などと連携して、保健・福祉・予防事業にも取り組んでいます。
- 2 へき地診療所の支援
 - へき地医療支援機構（保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室に設置）は、へき地医療支援計画策定会議を開催し、へき地診療所への代診医派遣の調整などを実施しています。
- 3 へき地診療所の実績

診療所の実績については、表7-1のとおりです。

課 題

- 近隣に医療機関の少ない地域事情から健康推進と疾病予防対策の強化及び、保健医療福祉対策の一層の連携が必要です。

表7-1 へき地診療所の診療実績等

	(常勤) 医師数	(非常勤) 医師数	(常勤) 看護師	(非常勤) 看護師	その他 医療従事者	延べ 日数	訪問 診療 延べ 日数	訪問 看護 延べ 日数	開院 日数 一週間の	外来 患者 数 一日平均
岡崎市額田北部診療所	1人	0人	2人	0.9人	0人	18日	0日	5日	35人	
岡崎市額田宮崎診療所	1人	0人	2人	0.9人	0人	0日	0日	5日	27人	

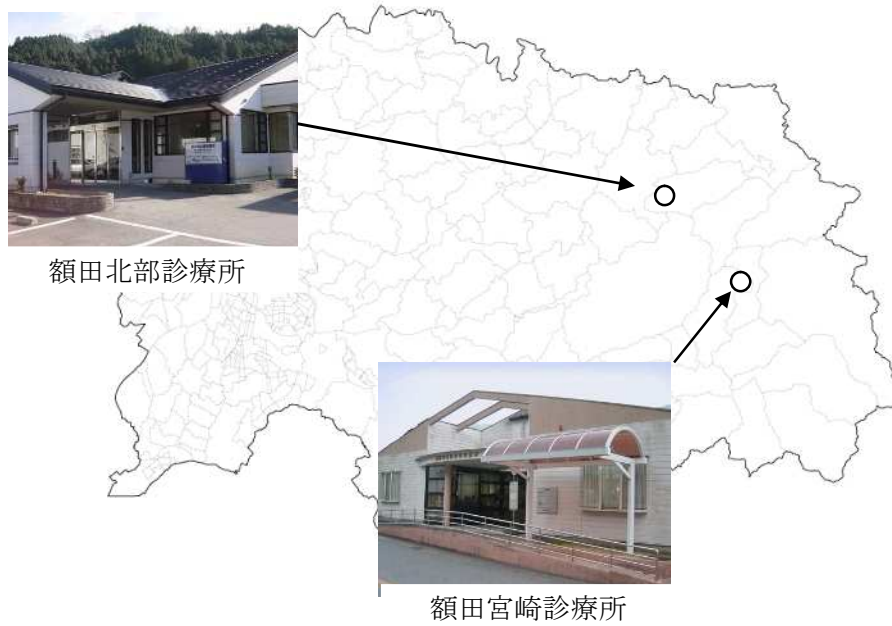
資料：令和元年度へき地医療現況調査 県医務課調べ

注：非常勤医師、非常勤看護師、その他医療従事者は常勤換算して加算している。

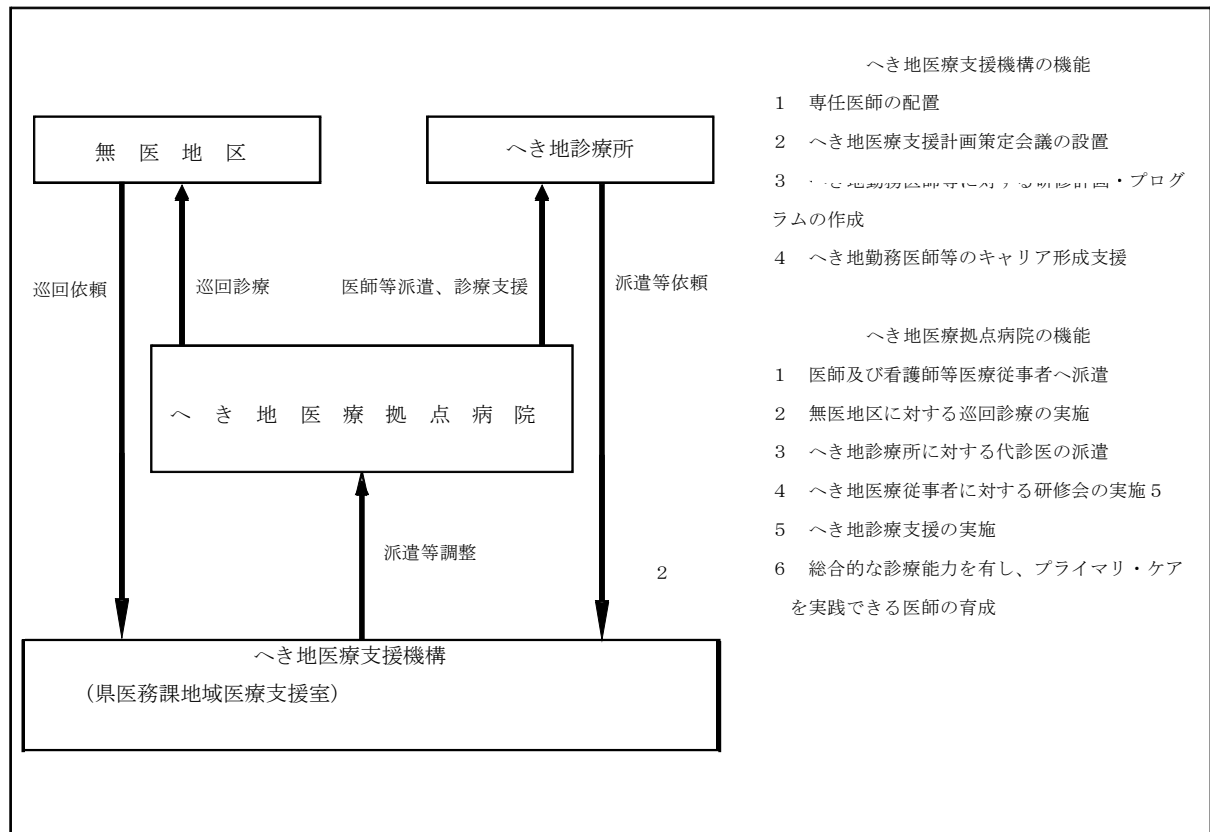
【今後の方策】

- 住民の高齢化に対応できるよう、保健医療福祉対策の連携を積極的に推進します。
- へき地医療支援機構と地域医療支援センターが中心となり、へき地に係る保健医療関係者と連携し、へき地保健医療対策を推進します。

図 7-① 診療所の所在地



へき地保健医療連携体系図



【体系図の説明】

- 無医地区における医療の確保のため、へき地医療拠点病院による巡回診療が行われています。
- へき地診療所とは、原則として人口1,000人以上の無医地区等において、住民の医療確保のため市町村等が開設する診療所をいいます。
- へき地医療拠点病院とは、無医地区における巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などを行う病院です。

用語の解説

○ 無医地区・無歯科医地区

50人以上が居住する地区であって、半径4km以内に医療機関がなく、かつ、容易に医療機関を利用できない地区をいいます。

○ 無医地区・無歯科医地区に準ずる地区

無医地区・無歯科医地区ではありませんが、これに準じて医療の確保が必要と知事が判断して厚生労働大臣に協議し、適当であると認められた地区をいいます。

○ 特定町村

過疎等の町村において必要な対策を講じても、地域の特性により必要な人材の確保・定着または資質の向上が困難な町村のうち、県への支援を申し出た町村です。

○ 地域医療に関する講座

平成21(2009)年10月から名古屋大学及び名古屋市立大学に、平成28(2016)年11月から愛知医科大学及び藤田医科大学に開講した講座で、病院総合医の養成を目的とした活動を行っています。

〔 講座名：名古屋大学は、地域医療教育学講座。名古屋市立大学は、地域医療学講座。
愛知医科大学は、地域医療教育学寄附講座。藤田医科大学は、地域医療学講座。 〕

第8章 在宅医療対策

1 プライマリ・ケアの推進

【現状と課題】

現 状

(1) プライマリ・ケアの現状

- 地域住民が健康で安心な生活を送るためには、身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や予防のための健康相談等を含めた包括的な医療（プライマリ・ケア）が受けられることが重要です。
- プライマリ・ケアの機能を担うのは、かかりつけ医・かかりつけ歯科医であり、医療機関としては地域の診療所（歯科診療所を含む。）が中心になります。
- プライマリ・ケアにおいては、診療所の医師がかかりつけ医（歯科医）の役割を担うことが重要ですが、患者の大病院志向を背景として、その普及が進みにくい状況にあります。
- 診療所は、一般診療所、歯科診療所ともに毎年増加していますが、一般診療所のうち有床診療所は減少しています。（表8-1）

地域住民による主体的な健康の維持増進を支援する健康サポート薬局制度や地域医療の中で多職種との連携等を通じて最適な薬物治療を提供する地域連携薬局の創設などにより、かかりつけ薬剤師・薬局の果たす役割も大きくなっています。

(2) プライマリ・ケアの推進

- プライマリ・ケアを担う医師・歯科医師には保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められていますので、大学医学部、歯学部卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。
- 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。

課 題

- 健康づくりから疾病管理まで一人ひとりの特性にあったプライマリ・ケアが受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性について啓発する必要があります。
- 医療技術の進歩や医療機器の開発等により、在宅医療が多様化、高度化してきていることから、これに対応する医療従事者の資質の向上が求められています。
- 医師（歯科医師）は、臨床研修制度により、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身につけることが必要です。
- プライマリ・ケアを推進するためには、診療所では対応できない高度な検査、治療等に対応するための病診連携を図ることが必要です。
- また、医療機器の共同利用や医療技術の向上に係る研修などを通じて、かかりつけ医等を支援する機能が必要です。

【プライマリ・ケアに関する今後の方策】

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町村等と連携を密にし、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性についての啓発を行うなど、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及に努めます。
- 医師、歯科医師の研修については、臨床研修病院などと連携し、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を習得するのに必要な指導體制を整備し、その資質の向上を図ります。

2 在宅医療の提供体制の整備

【現状と課題】

現 状

(1) 在宅医療の現状

- 昭和 33(1958)年以降は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるようになりました。こうした疾患構造の変化や高齢化の進展（8-①）に伴い、要介護認定者や認知症患者は大幅に増加しており、自宅や地域で疾病や障害を抱えつつ生活を送る者が今後も増加すると予想されます。
- 在宅医療のニーズの増加と多様性
平成 28(2016)年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の高齢者は、92,793 人(22.0%)であり、県 1,798,876 人(24.2%)と比較すると若い人が多い圏域となります。しかし、65 歳以上の高齢者のいる世帯の約 4 割が、独居及び夫婦のみの世帯で、医療技術の進歩もあり、在宅医療のニーズは増加し、また多様化していくと予想されます。

(2) 在宅医療の提供体制の整備

- 一般診療所・歯科診療所数の推移は、表 8-1 のとおりです。
- 平成 26(2014)年 10 月 1 日現在、医療施設調査（厚生労働省）によると、当医療圏で、医療保険による在宅医療サービスを実施している医療施設は、病院では 12 施設(80.0%)<愛知県全体：205 施設(63.9%)>、診療所では 104 施設(41.4%)<愛知県全体：2,029 施設(38.8%)>、歯科診療所では 34 施設(19.9%)<愛知県全体：852 施設 23.1%)>です。
また、介護保険による在宅医療サービスを実施している医療施設は、病院では 6 施設(40.0%)<愛知県全体：100 施設(31.2%)>、診療所では 25 施設(10.0%)<愛知県全体：636 施設(12.2%)>です。
なお、在宅医療サービスの主な実施内容は、表 8-2・表 8-3・表 8-4 のとおりです。
- 24 時間体制で往診に対応する在宅療養支援診療所は 30 か所です。また、歯科医療の面から支援する在宅療養支援歯科診療所は 7 か所（人口 10 万対：1.66）です。（平成 28(2016)年 3 月 31 日現在診療報酬施設基準）
- かかりつけ医からの指示により看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護

課 題

- 地域全体で生活習慣病予防対策の充実に努める必要があります。
- 在宅医療のニーズを常に把握できるシステムと住民の多様性に即した対応策が必要です。
- 高度化・多様化した医療に対応するためのかかりつけ医・歯科医と専門医の連携システムの構築が必要です。
- 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ職・介護職など多職種による継続的な研修機会の確保が必要です。
- 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを始め、地域市町を主体とする新しい総合事業との連携による機能強化が必要です。
- 自宅等で療養できるよう、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤を充実することが必要です。

状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、令和3(2021)年4月1日現在で35か所となっています。(愛知県福祉局)

- 県の補助事業として平成29(2017)年度まで実施された在宅医療サポートセンター事業は、その趣旨を引き継ぎ、岡崎市と幸田町が平成30(2018)年度以降も岡崎市医師会に設置予定で、これによりさらなる在宅医療の充実強化が図られます。
- 岡崎歯科医師会では、在宅歯科医療連携室の機能を持つ「口腔ケアサポートセンター」を岡崎歯科総合センター内に設置しています。
また、「口腔ケアサポートセンター」では、在宅要介護者歯科訪問事業、口腔衛生管理体制加算(介護保険施設における口腔ケア・マネジメント)を行っています。
- 在宅医療を受けている患者に対して、医師の指示に基づいて調剤及び患者宅を訪問して薬剤管理、指導を行っている薬局が、当医療圏には137施設あります。(平成28(2016)年3月現在、厚生労働省医政局指導課による介護サービス施設・事業所調査等の特別集計結果)

(3) 保健、医療、福祉の連携体制の整備

- 長期療養が必要な患者等で在宅において適切な医療を必要とする患者は、今後も増加すると考えられます。
- 在宅医療基盤においては、全国や愛知県と比較して施設やマンパワーが少ない状況です。
(表8-3)
- 県歯科医師会では、在宅医療に対応可能な会員医療機関の情報を「訪問歯科診療案内」で、県薬剤師会では「在宅医療受入薬局リスト」で提供しています。
- 歯科診療所における在宅医療サービスの内容と施設数を県全体と比較すると、やや低い実施率です。(表8-4)

(4) 地域包括ケアの推進

- 岡崎市では平成26(2014)年度から、地域包括ケアの実現に向け、岡崎市医師会などの保健医療関係者や岡崎市介護サービス事業者連絡協議会、行政などで構成する岡崎市在宅医療・介護連携協議会を立ち上げました。平成27(2015)年度には、岡崎市・幸田町から成る西三河南部東医療圏の保健・医療・福祉サービスの地域連携ネットワークを推進する「岡崎市幸田町保健・

- 医療と介護の連携の推進は、介護保険法の地域支援事業として制度化され、市町が主体となって、医師会等の関係団体と協力しながら実施することが求められています。

- 市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業における取組で、医療に係る専門的・技術的対応が必要な「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」や「在宅医療・介護連携に関する相談支援」、「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」について、重点的な支援が必要です。

医療・福祉ネットワーク協議会（岡崎・幸田いえやすネットワーク）」を発足させました。

- 保健・医療・福祉サービスを提供するサービス提供者は、本人・家族・住民を中心とした保健・医療・福祉の統合を図り、住民ひとりひとりには自立した生活と健康づくりを目指します。
- 電子@連絡帳システム「岡崎幸田いえやすネットワーク」は、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会、岡崎市介護サービス事業者連絡協議会、幸田町介護サービス事業者連絡協議会、地域包括支援センター、岡崎市、幸田町が参加した岡崎市幸田町保健・医療・福祉ネットワークが運用する ICT ツールで「家で安心！」して暮らせるよう多職種による情報連携と包括的な支援を目指しています。（図 8-②）
- 医薬分業の推進などにより薬局の果たす役割も大きくなっています。

- 在宅医療の提供体制において、情報通信技術（ICT）が導入・普及促進されることは、在宅医療従事者の負担軽減の観点からも重要であり、県内全域での運用はもとより、市町村間での互換性の確保やさらなる利活用の促進を図る必要があります。

- 地域包括ケアについて、住民への啓発とともに、システムのさらなる充実が必要です。

【愛知県医師会】 あいち在宅医療ネットホームページアドレス

<http://www.aichi.med.or.jp/zaitaku-net/search/>

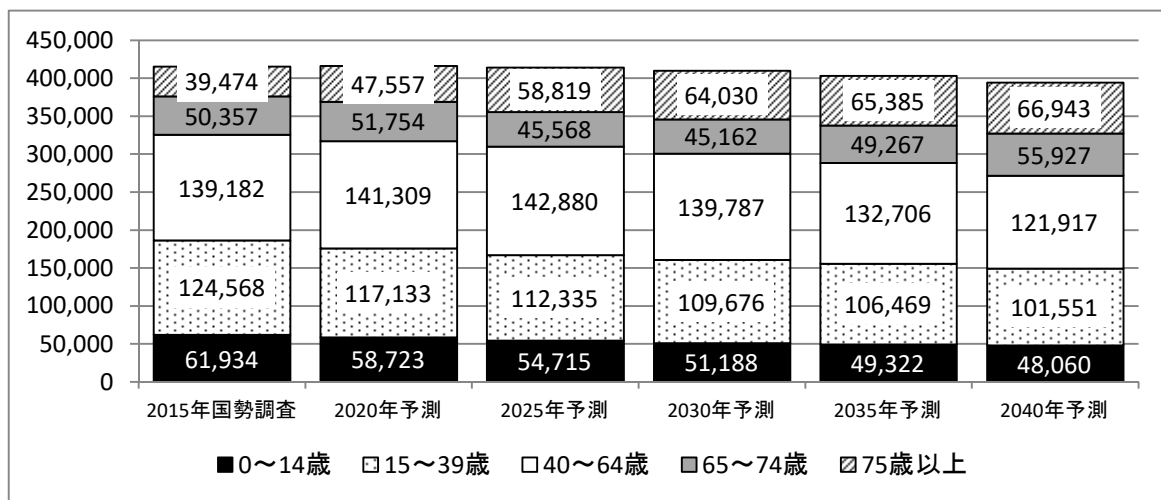
【地区医師会】 岡崎市医師会ホームページアドレス

<http://www.okazaki-med.or.jp/>

【在宅医療に関する今後の方策】

- 市町が主体となり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、ケアマネジャー、介護士などの医療福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を支援していきます。（圏域内で実施されている多職種研修受講者を中心に、在宅医療の整備に努めます。）
- 住民に在宅医療の重要性を普及啓発し、同時にサービスを提供している施設の情報を提供し、利用しやすくします。
- 地域包括ケアシステムの円滑な運営等により、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるように努めます。

図 8-① 将来推計人口（人） - 西三河南部東医療圏 -



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成 25（2013）年 3 月推計）

表 8-1 一般診療所・歯科診療所数の推移 (各年 10 月 1 日現在)

区分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 3 年
一般診療所		202	229	238	250	255	233
内 訳	有床診療所	49	39	25	14	18	11
	無床診療所	153	190	213	241	239	222
歯科診療所		149	166	171	175	177	162

資料：医療施設調査（厚生労働省）

表 8-2 在宅医療サービスの実施内容と実施施設数

	実施内容	西三河南部東医療圏		愛知県	
		病院 (%) 【N=15】	診療所 (%) 【N=251】	病院 (%) 【N=321】	診療所 (%) 【N=5, 227】
医療保険 による在 宅医療サ ービス	往診	6 (40.0)	56 (22.3)	67 (20.9)	1,196 (22.9)
	在宅患者訪問診療	4 (26.7)	50 (19.9)	97 (30.2)	1,104 (21.1)
	訪問看護ステーションへの指 示書の交付	3 (20.0)	38 (15.1)	112 (34.9)	799 (15.3)
	在宅患者訪問リハビリテーシ ョン指導管理	3 (20.0)	7 (2.8)	24 (7.5)	120 (2.3)
	在宅患者訪問看護・指導	2 (13.3)	6 (2.4)	32 (10.0)	159 (3.0)
	在宅看取り	1 (6.7)	7 (2.8)	23 (7.2)	228 (4.3)
介護保険 による在 宅医療サ ービス	居宅療養管理指導 (介護予防サービスを含む)	4 (26.7)	15 (6.0)	49 (15.3)	467 (8.9)
	訪問リハビリテーション (介護予防サービスを含む)	4 (26.7)	4 (1.6)	61 (19.0)	90 (1.7)
	訪問看護 (介護予防サービスを含む)	2 (13.3)	4 (1.6)	33 (10.3)	89 (1.7)

資料：平成 26 年 10 月 1 日医療施設調査（厚生労働省）

表 8-3 在宅医療基盤 (人口 10 万対)

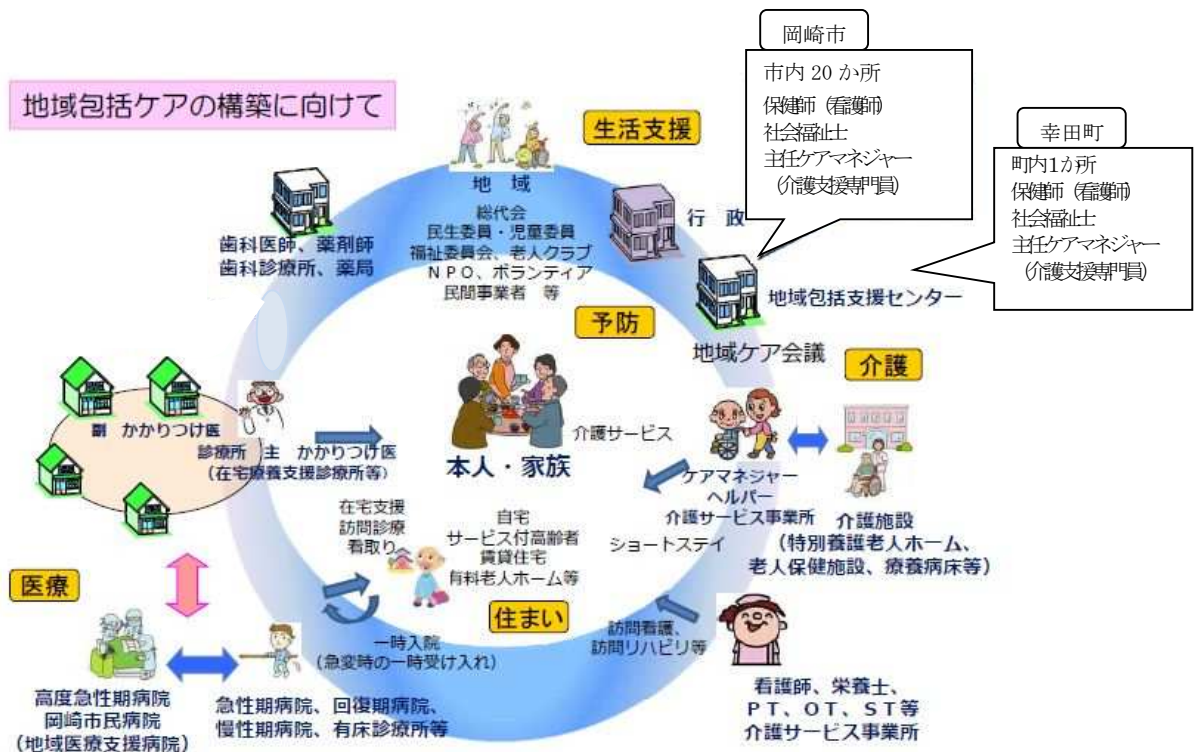
指標名	全国	愛知県	西三河 南部東 医療圏	資料名	
在宅療養支援診療所数	11.5	10.0	7.1	平成 28 年 3 月 診療報酬施設基準	
在宅療養後方支援病院の届出施設数	0.25	0.25	0.24		
在宅療養支援歯科診療所	4.79	4.01	1.66		
訪問薬剤管理指導の届出施設数	36.0	38.9	32.4		
訪問看護ステーション数	7.91	7.46	5.92	平成 27 年介護給付費実態調査	
訪問看護ステーション従事者数	39.6	39.1	32.2	平成 27 年介護サービス施設・ 事業所調査	
24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従事者数	保健師	0.46	1.26		0.24
	助産師	0.02	0.01		0.12
	看護師	22.1	22.2		19.0
	准看護師	2.06	2.30		1.99
	理学療法士	3.98	4.65		5.11
	作業療法士	1.81	1.37		1.09
ターミナルケアに対応する訪問看護ステーション	5.15	4.82	4.50		
短期入所 (ショートステイ) 事業者数	11.5	7.5	6.9		

表 8-4 在宅医療サービスの実施内容と実施施設数 (歯科診療所)

実施内容	西三河南部東医療圏		愛知県	
	施設数 【N=171】	(%)	施設数 【N=3,695】	(%)
訪問診療 (施設)	22	(12.9)	554	(15.0)
訪問診療 (居宅)	18	(10.5)	538	(14.6)
居宅療養管理指導 (歯科医師による)	9	(5.3)	246	(6.7)
訪問歯科衛生指導	7	(4.1)	218	(5.9)
居宅療養管理指導 (歯科衛生士等による)	4	(2.3)	148	(4.0)

資料：平成 26 年 10 月 1 日医療施設調査 (厚生労働省)

図 8-② 地域包括ケア（岡崎市・幸田町）



用語の解説

○ 在宅療養支援病院

在宅で療養している患者に対し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している病院のことで、平成20(2008)年度の診療報酬改定で「半径4km以内に診療所が存在しない」という基準のもと定義されましたが、平成22(2010)年度に基準が緩和され、「許可病床が200床未満の病院についても認められることになりました。

○ 在宅療養支援診療所

在宅療養支援病院と同様の機能を果たす診療所のことで、平成18(2006)年度の診療報酬改定において定義されました。

○ 在宅療養支援歯科診療所

在宅で療養している患者に対し、口腔機能の管理や緊急時の対応等の研修を修了した常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置し、歯科医療面から支援する診療所のことで、平成20(2008)年度の診療報酬改定において定義されました。

【現状と課題】

現 状

- 1 医療機関相互の連携
 - 軽症の患者が地域の基幹的病院を受診することで、待ち時間が長くなるとともに、病院の重症患者の受入に支障が出ています。また、軽症患者への対応に追われ、病院勤務医の負担が増大しています。
 - 当圏域内の病院、診療所は患者の症状に応じて、他の医療機関に紹介・転送しています。
 - 患者の紹介・転院に伴う診療情報の提供も併せて実施されています。
- 2 病診連携システムの現状
 - 愛知県医療機能情報提供システム（令和3（2021）年度）によると、地域医療連携体制に関する窓口を設置している病院は11病院です。
 - 岡崎市民病院は、岡崎市医師会との間で医療連携を推進し、患者の紹介・逆紹介システムを運用しています。
 - 岡崎市民病院は検査依頼システムにより開業医等から検査依頼の受け入れをしています。
 - 歯科診療所は、病診連携システムにより、歯科口腔外科を有する病院（岡崎市民病院）へ患者紹介を実施しています。
- 3 医療連携体制
 - 当医療圏では、地域の基幹的病院と岡崎市医師会が共同で、脳卒中、大腿骨頸部骨折、前立腺がん、乳がん術後、CKD、糖尿病・内分泌疾患、C型肝炎、急性冠症候群（急性心筋梗塞）分野における地域連携クリティカルパスを運用しています。これにより、患者診療計画が明確化され、基幹的病院とかかりつけ医の連携が進んでいます。
- 4 地域医療支援病院
 - 地域医療支援病院については、岡崎市民病院が平成21（2009）年9月に承認を受けています。
これにより、入院部門の一部開放化や高度医療機器、施設の共同利用を実施しています。

課 題

- 住民への適正受診の周知啓発を更に推進する必要があります。また、地域でかかりつけ医をもつよう、あわせて啓発する必要があります。
- 病診連携を促進し、IT技術を活用した医療情報の共有や共同利用を図っていく必要があります。
- 地域医療連携体制に関する窓口を設置する病院が更に増加し、地域医療機関との連携が円滑に実施できることが望まれます。
- 地域医療支援病院と地域の医療機関との連携をさらに進める必要があります。

【今後の方策】

- 当医療圏全体をカバーする病診連携システムの整備を進めます。
- 高度医療機器・施設の共同利用、地域の医療従事者等に対する研修機能の強化等、地域の医療機関が連携する体制づくりを進めます。

用語の解説

○ 病診連携システム

診療所は患者のプライマリ・ケアを担い、病院は入院機能を受け持つという機能分担を前提に両者の連携を図るためのシステムをいい、地域医師会又は地域の中核的な病院が中心となって運営する患者紹介システムを指すことが多いですが、本来は病床や高度医療機器の共同利用、症例検討会等の研修の開放などを含んだ地域の医療機関の連携システムのことです。

○ 病床連携システムのメリット

- ① 患者は、適切な時期に症状に応じた医療機関に紹介されれば、安心して身近な医療機関（かかりつけ医、かかりつけ歯科医）で医療を受けることができます。
- ② 患者は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医により、健康増進からリハビリまで、各段階を通じて一貫性、継続性のある全人的な保健医療サービスを受けることができます。
- ③ 患者の過度な大病院への集中を防ぎ、症状とその程度に応じた医療機関受診が可能になります。
- ④ 高度医療機器などの医療資源の有効利用を図ることができます。
- ⑤ 医療従事者が相互に啓発し合い、医療水準の向上が期待できます。
- ⑥ 医療機関相互の信頼が深まり、地域医療の混乱を招くような過度の競争を回避できます。

○ CKD (Chronic Kidney Disease)

慢性腎臓病 慢性に経過するすべての腎臓病を指します。

【現状と課題】

現 状

- 1 介護保険事業の状況
 - いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めています。
 - 令和3(2021)年10月1日現在の当医療圏の65歳以上の人口は101,244人で、人口割合は23.6%です。愛知県の65歳以上の人口割合25.0%と比較すると低くなっていますが、平成28(2016)年の22.0%と比較すると、増加しています。
 - 平成29(2017)年3月末現在、介護保険の認定状況は表10-1のとおりです。
 - 平成18(2006)年度から、地域包括支援センターが設置され、予防給付、地域支援事業が実施されています。
なお、当圏域では、平成30(2018)年4月1日現在の地域包括支援センター数は21か所となっています。
(岡崎市：20か所、幸田町：1か所)
 - 療養病床の整備状況は、令和2(2020)年10月1日現在716床で、うち医療型609床、介護型107床です。(表10-2)
 - 愛知県高齢者福祉保健医療計画に基づく介護保険施設の整備目標及び整備状況は、表10-3のとおりです。
 - 訪問看護ステーションは24か所整備されています。(令和2年4月1日現在)
 - 保健所は、市町及び関係機関との連絡調整を図るとともに、市町の保健事業が効果的に実施できるよう協議しています。
 - 当医療圏全体の保健・医療・福祉の連携を図るため、年2回圏域保健医療福祉推進会議を開催しています。

課 題

- 「地域包括ケアシステム」の一層の推進と本システムを支える人材の確保と資質の向上が必要です。
- 今後一層の高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症等介護を必要とする人の増加が避けられない状況の中で、市町は、「生活習慣病予防」と「介護予防」を地域で総合的に展開する必要があります。
- 市町は、地域住民が主体的に健康づくり、生きがいがづくりに取り組めるよう、必要な情報を提供するとともに、NPOやボランティア組織の育成支援なども必要です。
- 介護予防・日常生活支援総合事業が十分機能するよう、要介護状態等となるおそれの高い高齢者の適切な把握や事業の担い手の育成に努める必要があります。
- 地域包括支援センターは、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）や地域ケア会議、認知症施策等を適切に実施することが必要です。
- 介護療養型医療施設については入院している方が困ることのないよう円滑な介護保険施設等への転換について支援する必要があります。
- 介護保険施設の整備については施設相互の均衡を図りながら、老人福祉圏域ごとに計画的に行う必要があります。
- 介護老人福祉施設については、原則ユニット型となっていますが、入所者一人一人の個性や生活のリズムを尊重した介護ができるよう、ユニット型を基本としつつ、地域における特別な事情も踏まえ介護老人福祉施設の整備を進める必要があります。また、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図りつつ、やむを得ない事情のある軽度の要介護者も適切に入所できるようにする必要があります。

2 認知症施策の推進

- 今後の高齢社会の進展に伴って、我が国の認知症高齢者の増加が見込まれており、2040年には約 953 万人になると見込まれています。

- 認知症高齢者を地域で支えるために、住民個人、住民自治組織、保健・医療・福祉関係機関、ボランティア、行政等が相互に連携を図り、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置、認知症の普及啓発や早期診断、早期治療につなげるよう認知症初期集中支援チームの対応体制を構築するなど認知症高齢者支援体制の強化を推進しています。

また、市町は認知症を正しく理解し、見守りや支援の手をさしのべることができる認知症サポーターを養成しています。(表 10-4)

その他、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう認知症カフェを推進しています。

3 高齢者虐待防止

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、岡崎市では高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議が設置され、関係機関の連携、高齢者虐待の早期発見、早期対応を始めとする高齢者の権利擁護に係る事業を推進しています。

また、幸田町では行政、地域包括支援センターが中心となり、適宜関係機関と情報交換、対応検討会議等を開催しています。

4 高齢化の進展に伴う疾病等

- 高齢化の進展に伴い、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フレイル（高齢者の虚弱）、肺炎、大腿骨頸部骨折等の増加が予想されます。

- 平成 28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によると運動習慣者（1回 30 分以上かつ週 2 回以上の運動を 1 年以上実施している者）の割合は、全体で男女とも約 3 割ですが、年代別にみると、若い年代ほど低い状況です（愛知県全体）。

- 平成 28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によるとロコモティブシンドロームを認知している者の割合は全体では 35.5%ですが、20

ます。

- 介護予防の一体的な推進に向け、保健医療福祉のより一層の連携を深め、実効あるものにしていく必要があります。

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進める必要があります。

- 地域や職域での認知症サポーターの養成と活動を推進し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

- 認知症の予防、早期発見、早期対応及び認知症高齢者に適したサービスの質の向上、人材の養成等医療と介護が一体となった支援体制の強化を更に推進していく必要があります。

- 高齢者虐待の予防と早期対応を地域全体で取り組み、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、その人らしい生活を送れる街づくりが求められています。

- 疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した対応をしていくことが必要です。

- 運動不足に伴う運動器の障害は、特に高齢期において自立度を低下させ、介護が必要となる危険性を高めます。運動器の健康維持の重要性の理解を図り、若い頃から運動の実施等に努め、高齢期になっても運動器の健康が保たれ、気軽に外出や社会参加が可能となるよう取組を進めていくことが重要です。

- 後期高齢期にはフレイルが顕著に進行するため、生活習慣病等の重症化予防

歳代・30歳代は2割程度、60歳代・70歳代は4割程度となっています（愛知県全体）。

- DPC導入の影響評価に係る調査（平成26(2014)年度）によると、65歳以上の大腿骨頸部骨折患者について、当医療圏は、患者の約2割が他の医療圏へ流出しています。

5 高齢化の保健事業と介護予防等の一体的な実施

- 高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効率的かつ効率的できめ細やかなものとするため、令和2(2020)年度から後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました。
- この一体的な実施の取組においては、市町村に医療専門職を配置した上で、地域の関係団体との連携の下、KDBを活用した健康課題の把握等に基づくハイリスクアプローチや、通いの場等を活用したポピュレーションアプローチを行っています。
- 令和2(2020)年度は、8市町村が一体的な実施の取り組みを行いました。

や低栄養、運動機能・認知機能の低下などフレイルの進行を予防する取組が重要です。高齢者の特性に応じた健康状態や生活機能への適切な介入支援が必要です。

- 高齢者の肺炎や大腿骨頸部骨折など回復期につなげることの多い疾患については、医療圏内で対応することが望ましく、回復期の医療機能の充実が必要です。

【今後の方策】

- 生活習慣病の予防を行い、寝たきり等の介護を要する状態の原因となる脳卒中や心臓病の予防を通じて健康寿命の延伸を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括支援システム」の構築を図れるよう、市町及び関係団体とより一層連携を深め、推進に努めます。
- 市町が主体となり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、ケアマネジャー、介護福祉士などの医療・福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を支援していきます。（圏域内で実施されている多職種研修受講者を中心に、在宅医療の整備に努めます。）

表 10-1 市町別要介護（要支援）認定者数

令和元年 3 月末現在

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	認定者 合計
岡崎市	1,925 (13.4)	2,517 (17.5)	3,655 (25.4)	2,028 (14.1)	1,805 (12.5)	1,469 (10.2)	1,000 (6.9)	14,399 (100)
幸田町	209 (17.6)	136 (11.4)	296 (24.9)	122 (10.3)	166 (13.9)	158 (13.3)	103 (8.7)	1,190 (100)
医療圏	2,134 (13.7)	2,653 (17.0)	3,951 (25.3)	2,150 (13.8)	1,971 (12.6)	1,627 (10.4)	1,103 (7.1)	15,589 (100)
愛知県	45,326 (14.2)	55,007 (17.3)	57,594 (18.1)	55,339 (17.4)	41,859 (13.1)	37,423 (11.8)	25,864 (8.1)	318,412 (100)
全 国	934,336 (14.0)	944,440 (14.1)	1,351,698 (20.2)	1,156,016 (17.3)	879,622 (13.2)	817,695 (12.2)	602,475 (9.0)	6,686,282 (100)

※ 上段：認定人数 下段：（構成比）

資料：介護保険事業状況報告（暫定）（厚生労働省）

表 10-2 療養病床の整備の状況

令和 2 年 10 月 1 日現在

施設数	総数（床）	（再掲）	
		医療型（床）	介護型（床）
6	716	609	107

資料：愛知県健康福祉部

表 10-3 介護保険施設・訪問看護ステーション

平成 29 年 3 月 31 日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養 型医療施 設	訪問看護 ステーシ ョン
	整備目標	認可入所 定員総数	整備目標	認可入所 定員総数	入所定員 総数	施設数
西三河南部東医療圏	1,030 人	990 人 (100)	846 人	746 人 (88.2)	107 人	25 か所
愛知県	26,281 人	24,583 人 (98.9)	18,986 人	18,346 人 (95.7)	2,007 人	579 か所

資料：愛知県高齢者福祉保健医療計画（県高齢福祉課）

注 1：整備目標は令和 29 年度、定員総数は平成 29 年 3 月 31 日現在（ただし、訪問看護ステーションは平成 29 年 4 月 1 日現在）

注 2：（ ）は、整備目標に対する許可入所定員率

表 10-4 認知症サポーター養成数 令和 3 年 3 月 31 日現在

	サポーター養成数（人）
岡崎市	32,028
幸田町	3,516
西三河南部東医療圏	35,544
愛知県（名古屋市除く）	524,883
全国	12,299,610

資料：全国キャラバン・メイト連絡協議会

用語の解説

○ 地域包括支援センター

包括的支援事業として介護予防ケアマネジメント、地域における総合相談及び包括的・継続的ケアマネジメントの支援、権利擁護（成年後見制度の活用促進・高齢者虐待防止など）などを担う中核機関として平成17(2005)年の介護保険法の法改正（以下「法改正」という。）により創設されました。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

○ 地域支援事業

要支援・要介護になるおそれのある高齢者や家族などを対象に、要介護にならないための効果的な介護予防事業等が、平成17(2005)年の法改正により位置づけられました。また、平成26(2014)年の法改正では、新たに在宅医療・介護連携推進事業等が包括的支援事業に加わるなど、事業の充実などが図られました。

○ 要支援

常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態、又は身体上若しくは精神上の障害があるため一定期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。要支援1～2の区分があります。

○ 要介護

身体上又は精神上の障害があるため、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について一定期間にわたり継続して常時介護を要することが見込まれる状態であって、要支援状態以外の状態をいい、要介護1～5の区分があります。

○ 地域密着型サービス

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるように平成18(2006)年度から創設されました。

- ① 市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有します。
- ② 当該市町村の被保険者のみサービスの利用が可能です。
- ③ 日常生活圏ごとに必要整備量を市町村計画に定めます。
- ④ 地域密着型サービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(29人以下の有料老人ホームなど)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(29人以下の特別養護老人ホーム)、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

○ 愛知県高齢者健康福祉保健医療計画

本県では、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」とを一体的に作成するとともに、その一部を認知症施策推進条例に基づく認知症施策の推進を図るための計画として位置付けており、「愛知県高齢者福祉保健医療計画」として福祉保健医療サービスの目標量及び提供体制のあり方等を明らかにしています。

この計画は3年ごとに見直すことになっており、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度が計画期間の第6期計画を策定しました。

○ 介護保険施設

介護保険施設には以下の施設があります。

① 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

② 介護老人保健施設

介護保険法に規定する施設で、要介護者に対して施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話を行う施設。

③ 介護療養型医療施設

介護保険法に基づき知事の指定を受けた療養病床を有する医療機関。

④ 介護医療院

介護保険法に基づき知事の指定を受けた医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設。平成30年度より新たなサービス類型として創設されました。

○ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。

○ フレイル

「フレイル」については、学術的な定義がまだ確定していないが、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義している。（平成 27(2015)年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書より引用）

第 1 節 薬局の機能推進対策

【現状と課題】

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 3(2021)年 3 月末現在、当医療圏の薬局数は 169 施設で、人口万対比 3.9 と県平均 4.7 を下回っています。(表 11-1-1) ○ 厚生労働省が示した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24 時間対応・在宅対応、医療機関等との連携といった機能強化や健康サポート機能及び高度薬学管理機能の充実等が求められています。 ○ 薬を医療機関に隣接する薬局で受け取るケースが多く、服薬情報の一元的継続的な管理が進んでいません。 ○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割やそのメリットについて、県民の認識が高くありません。 ○ 休日は休日当直薬局による調剤の対応が可能ですが、夜間に調剤等の必要な対応(24 時間対応)を行う体制が求められています。 ○ 令和 3(2021)年 3 月末現在、麻薬小売業者の件数は 133 件で、保険薬局のうち 79.6%が免許を受けています。(表 11-1-1) ○ 患者の服薬情報を一元的に管理する「お薬手帳」の更なる普及が求められます。なお、紙媒体のお薬手帳よりも薬局に持参しやすく、長年にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理可能な電子お薬手帳の普及が望まれます。 ○ 平成 28(2016)年 10 月に始まった健康サポート薬局の届出件数は令和 4(2022)年 1 月末時点で当医療圏では 2 件、愛知県で 88 件です。 ○ 健康サポート機能の中で重要な関係機関(医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、検診・保健指導実施機関、保健センター、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等)との連携体制の構築が進んでいません。 ○ 当医療圏の薬局における妊娠・授乳サポート薬剤師は 24 名、公認スポーツファーマシストは 13 名です。(いずれも令和 4(2022)年 1 月現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ かかりつけ薬剤師・薬局を推進し、服薬情報の一元的・継続的把握を行えるようにする必要があります。 ○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割や機能を理解し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ意義について、県民への普及啓発が必要です。 ○ 薬剤師が一人、または少数の薬局も多く、薬局単独での十分な対応が難しい場合があります。 ○ 終末期在宅医療への貢献として、麻薬小売業者の免許の取得を促進し、麻薬の供給をしやすい環境整備を進める必要があります。 ○ 患者の希望に応じて、電子版お薬手帳に対応できる体制を構築する必要があります。 ○ 健康サポート薬局制度について普及啓発を図る必要があります。 ○ 患者やかかりつけ医を始めとした多職種との積極的なやり取りを通じて地域で活躍する、かかりつけ薬剤師の育成が必要です。 ○ 妊娠・授乳サポート薬剤師、公認スポーツファーマシストについて普及、啓発を図る必要があります。

【今後の方策】

- 患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局の取組を後押ししていきます。

- かかりつけ薬局の意義である薬局の基本的な機能や服薬情報を一元的・継続的に管理することの重要性等を県民へ普及、定着を図ります。
- 地域包括ケアシステムの中で薬剤師・薬局が地域のチーム医療の一員として患者の薬物療法に薬学的知見を活かし、副作用の早期発見や重複投薬の防止等の行き届いた薬学的管理を担えることを県民に周知していきます。
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局を広く県民に周知するとともに、薬局の積極的な取組を後押ししていきます。
- 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導のために、電子版お薬手帳を含め、お薬手帳の活用を今後も継続的に呼びかけていきます。
- 県薬剤師会と連携し、必要に応じて電子お薬手帳を利用できる薬局の拡大を図っていきます。

表 11-1-1 薬局等の件数 (令和3年3月末)

市 町 名	薬局数	保険薬局数	麻薬小売業者数
岡 崎 市	157	155	123
幸 田 町	12	12	10
医 療 圏	169	167	133

資料：薬局件数、麻薬小売業者数は愛知県健康福祉部保健医療局医薬安全課調べ
 保険薬局数は東海北陸厚生局「保健医療機関等の管内指定状況」による（令和4年1月現在）

用語の解説

○ かかりつけ薬剤師・薬局

かかりつけ薬剤師・薬局は、薬物治療等に関して安心して相談できる身近な存在として、患者自身が地域の薬剤師・薬局の中から選ぶ信頼する薬剤師・薬局のことで、日常の交流を通じて個々の患者ごとに適切な情報提供等を行います。

患者が複数の医療機関・診療科を受診した場合でも、かかりつけ薬剤師・薬局で調剤、投薬を受けることで服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われます。

○ 健康サポート薬局

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（健康サポート）機能を備えた薬局のこと。健康サポート薬局では、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うことや、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、適切な関係機関に紹介するといった取り組みを積極的に実施します。

○ 電子版お薬手帳

お薬手帳は、患者が使っている医薬品の名称や用法用量等に関する情報を経時的に記録するものです。

電子版お薬手帳はスマートフォン等の電子媒体に医薬品の情報を記録するもので、携帯性が高いことから薬局に持参しやすく、かつ長期にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理することもできます。

○ 妊娠・授乳サポート薬剤師

一般社団法人 愛知県薬剤師会が開催する所定の研修を終了した薬剤師。妊娠、授乳中の女性からの薬に関する相談に対応し疑問に答えます。

○ **公認スポーツファーマシスト**

薬剤師資格を有し、日本アンチドーピング機構が定める所定の課程終了後に認定される資格です。スポーツにおけるドーピングを防止することを目的に、アンチ・ドーピングや薬に関する健康教育等の普及・啓発活動を行っています。

第2節 医薬分業の推進対策

【現状と課題】

	現 状	課 題
1 医薬分業率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29(2017)年 3 月末現在、当医療圏の医薬分業率は 58.0%で、県平均 65.4%より低くなっています。(表 11-2-1) ○ 医薬分業のメリットが十分理解されていない面があります。 ○ 厚生労働省が示した「患者のための薬局ビジョン」において、今後は、医薬分業の量から質への転換を見据えることが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬分業は、患者、医療機関の理解が得られなくては成り立たないので、機会をとらえて普及啓発を図る必要があります。 ○ 医薬分業の一層の推進のため、「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成が必要です。 ○ 処方せん受取率（医薬分業率）という指標のみならず、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を目指した新たな指標を設定して、医薬分業の政策評価を実施していく必要があります。

【今後の方策】

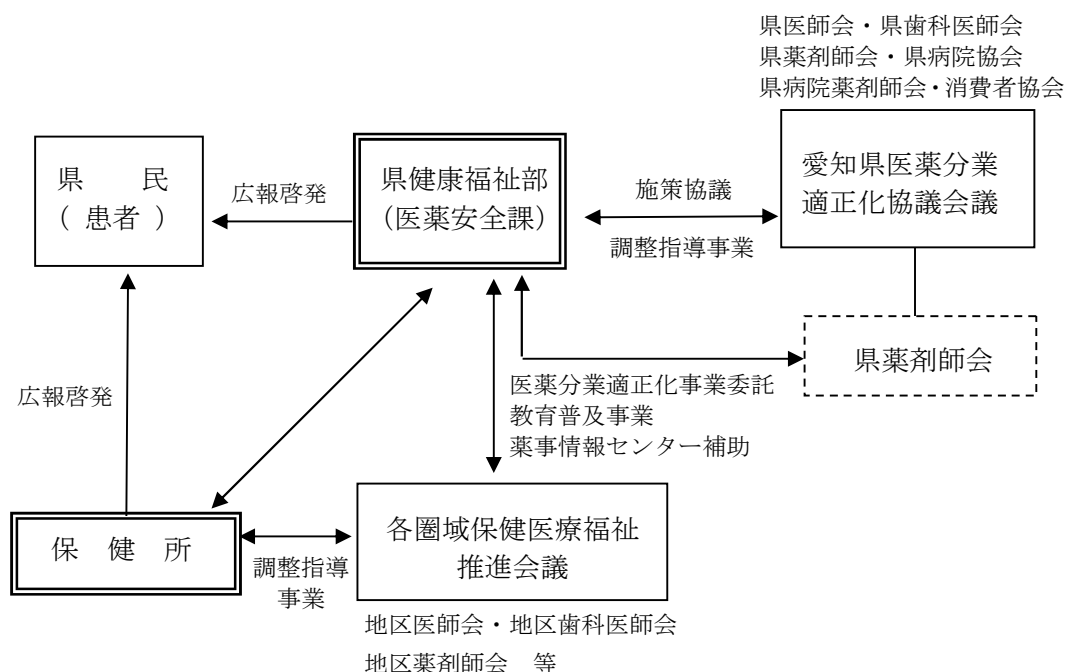
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携し、服薬指導の一元的・継続的な把握とそれに基づく患者ごとに最適な薬学的管理・指導が行われる患者本位の医薬分業を推進します。
- 県民に対して、医薬分業についての普及啓発を図ります。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成し、県民への普及、定着を図ります。

表 11-2-1 医薬分業率の推移

(各年 3 月末現在)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30	平成 31 年	令和元年
医療圏	58.1	58.1	58.0	59.4	60.7	60.2
県	63.1	64.1	65.4	67.0	68.6	68.0

資料： 社会保険基金・後期高齢者医療広域連合・日本薬剤師会の資料を基に算出



【体系図の説明】

- 医薬安全課は県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県病院薬剤師会及び消費者協会で構成する愛知県医薬分業適正化協議会議を開催し、適正な医薬分業の推進・定着のための施策を検討しています。
- 医薬安全課がより質の高い医薬分業を推進するため、県薬剤師会に委託して調剤過誤防止対策を検討し、薬局および薬剤師に対する教育を実施しています。
- 保健所はそれぞれの地区医師会、地区歯科医師会および地区薬剤師会等と調整をしながら必要に応じ各圏域保健医療福祉推進会議で地域実情に見合った医薬分業を指導しています。
- 県民に対する医薬分業に関する知識啓発は、医薬安全課及び保健所が中心となって実施しています。

【実施されている施策】

- 医療圏の実情に応じた医薬分業の推進
 - ・圏域保健医療福祉推進会議において、地域の実情に応じた推進方策を検討
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上の推進
 - ・県政お届け講座等講習会による県民への啓発活動の実施
- かかりつけ薬剤師・薬局の育成
 - ・薬局業務運営ガイドライン及び患者のための薬局ビジョンの周知・普及
- 医薬分業に関する知識の普及啓発
 - ・「薬と健康の週間」における広報啓発
 - ・医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発

用語の解説

○ 医薬分業

医師・歯科医師と薬剤師によって医薬品の使用をダブルチェックし、効き目や安全性を一層高め、より良い医療を提供することを目的としています。

医薬分業の良い点は、患者が薬局で十分な薬の説明や服薬指導を受けられ、納得して服用することができるとともに、薬局での薬歴管理により重複投与や相互作用による副作用を未然に防止し、安全な使用が確保できることです。

○ 患者のための薬局ビジョン

患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる平成37(2025)年、更に10年後の平成47(2035)年に向けて、中長期的視野に立って現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示するものです。

○ 薬局業務運営ガイドライン

薬局を医療機関の一つと位置づけ、地域保健医療に貢献する「かかりつけ薬局」を育成するため、薬局自らの努力目標でありかつ、行政指導の指針として国が定めて県で運用を行っているものです。

○ 服薬指導

患者がより安全に医薬品を使用できるように、交付の際にその効能効果、使用方法、注意事項等を説明することを服薬指導といい、これによりコンプライアンス（服薬遵守）の向上が図られます。

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 健康危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康危機に係るマニュアルを整備しています。 ○ 情報収集や調査活動等に当たっては、警察、消防を始めとする関係機関と緊密な連携を構築しています。 ○ 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間における連絡体制を整備しています。 <p>2 平時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種法令に基づき監視指導を行っています。 ○ 水道施設や毒劇物を扱う施設など広範囲にわたる健康危機の発生が予測される大規模施設等については西尾保健所に加え、衣浦東部保健所広域機動班及び岡崎市保健所による監視指導を行っています。 ○ 保健所職員に対する研修を定期的実施しています。 <p>3 有事の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を把握し、被害者に対する医療提供体制を確保していきます。 ○ 関係機関との連携のもとに原因究明体制を確保しています。 ○ 重大な健康被害が発生し、若しくは発生の恐れがある場合は、対策本部を設置します。 ○ 災害時には、地域災害医療コーディネーターが医療チームの配置調整を行います。 ○ 健康危機発生状況等を速やかに住民へ広報できる体制を整備しています。 <p>4 事後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断、心身の健康相談を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの事象に対応するマニュアルの継続的な見直しが必要です。 ○ 危機管理体制の整備では、常に組織等の変更に留意し、有事に機能できる体制の整備が必要です。 ○ 関係機関との連絡会議を開催し、健康危機発生時の連絡体制及び役割分担の連携体制を充実する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視指導体制、連絡体制については、常に実効性のあるものとするため定期的に見直す必要があります。 ○ 研修・訓練の対象を広げることにより健康危機に対する対応能力を高めていく必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の一元化に努める必要があります。 ○ 複数の原因を想定した対応ができる体制を整備する必要があります。 ○ 住民の健康被害の拡大を防止する連携体制の強化に努める必要があります。

【今後の方策】

- 保健所は、平時に健康危機管理に関する関係機関連絡会議を定期的開催し、管内関係機関との情報の共有等意見交換を行い、新たな感染症など健康危機発生時において迅速に対応できる体制を整備します。
- 保健所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練を継続的に実施し人材育成を行います。